

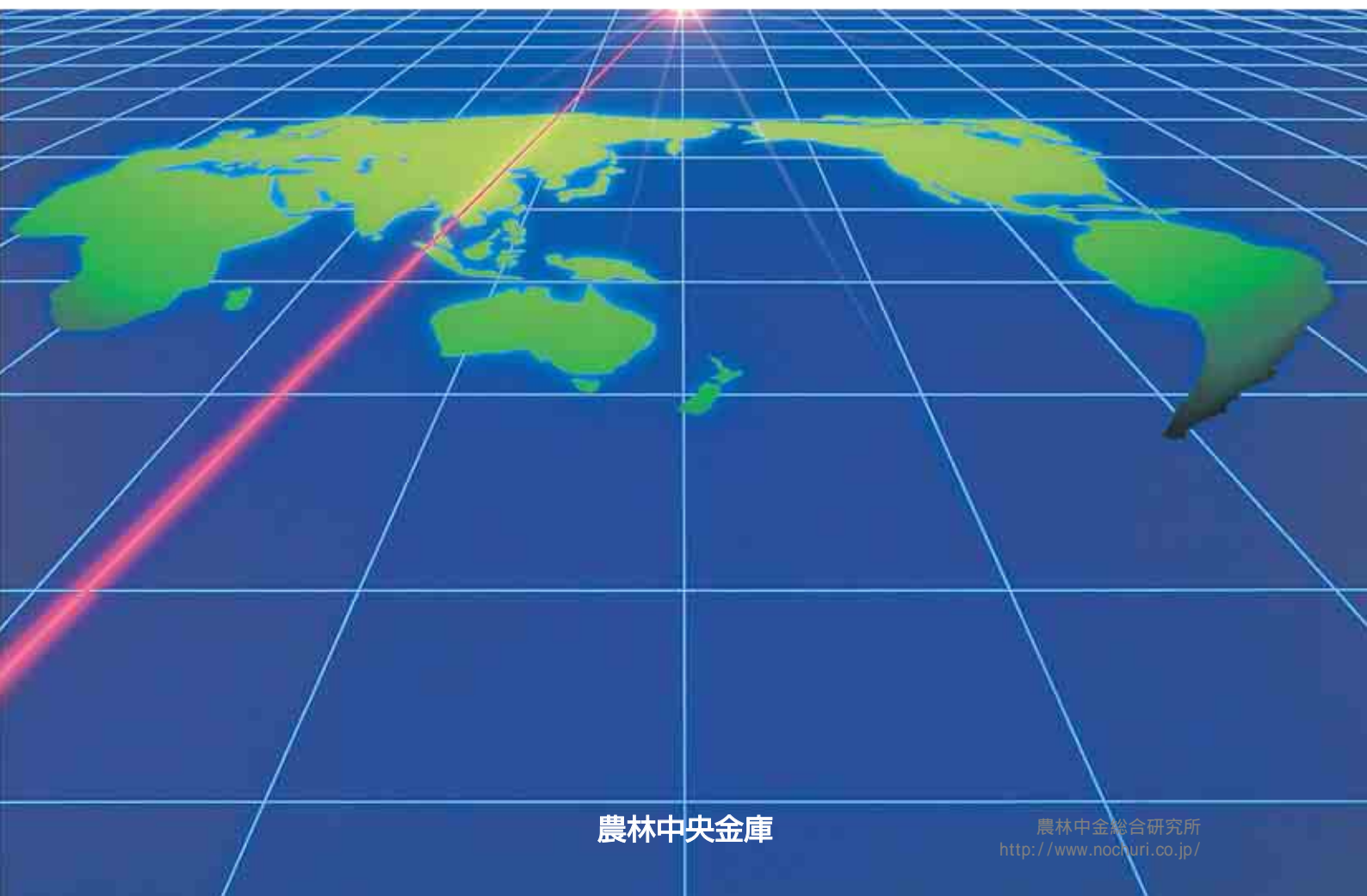
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013 **3** MARCH

震災復興への取組み ——東日本大震災から2年——

- 原発事故の被害の現状と農協系統機関の支援対応
 - 被災農地の権利調整をめぐって
- 大震災からの農業復旧・復興へ向けた施策の動向と農協の取組み
 - 農協系統全国機関の震災復興への2年目の取組み
- 〈講演録〉東日本大震災からの漁業復興——岩手県の取組み——
 - 宮城県の漁業復興における漁協の取組みと復興の現状



復興への歩みと協同組合

まもなく東日本大震災から2年を迎えようとしている。本号は、岩手県漁連大井会長の講話をはじめ、協同組合を中心とした様々な復旧・復興への取組みの記録を特集している。人々の心に刻まれた深い悲しみは容易に癒やすべくもないが、多くの人々の一歩ずつの努力が積み重ねられ、それが目に見える形で復興への歩みにつながりつつあることには、深い尊敬と安堵の念を覚える。

しかし、今回の災害からの復興の足取りを振り返る時、一方において、それが有している固有の難しさといった点も強く感じざるをえない。難しさのかなりの部分は、原発事故による放射能汚染の深刻さに起因するものといえるが、さらに、今回の被災地の多くが農山漁村であったことが、復興の道のりをより複雑で険しいものとしている。

農山漁村の復興の難しさは、一つには農山漁村の営みが自然との調和の上に成り立っており、その調和が破壊された時の回復の難しさにあるものといえよう。海水に浸された農地の復旧には多くの費用と時間を要する。山、川、海、そしてそこに存在する生物の連環が放射能に汚染された時、どのようにそれを回復するかという問題は、依然、我々の前に大きな課題として残されている。

農山漁村の復興のもう一つの難しさは、農山漁村の営みが、多くの人々の営みの結びつきと調和の上に成り立っている点にあらう。漁村の営みは、単に漁業者のみではなく、種苗施設、港湾施設、様々な作業場、市場、製氷施設、倉庫業者、運送業者、水産加工業者、造船業者、等々実に多くの人々の多様な営みが結びついて形成されている。漁村は、いわばそうした多様な営みの有機的な総合体ともいえるものである。さらに、それらに従事していた人々には、それぞれに固有な様々な生活の事情や思いがある。そうした多様な人々の有機的な営みを復興させていくことは決して単純な問題ではない。

机上で大きなプランを作り、「民間活力」を導入して一気に新しい町を創るといった手法は、仮にそれが経済的に一時的な成果を収めたにしても、多くの人々の思いを犠牲にしかねず、また、それが真に調和のとれた持続可能なものであるか、といった点にも大きな疑問が残る。自然との調和、多くの営みの調和の上に成り立ってきた農山漁村の復興のためには、それがいかに手数のかかるものでも、多くの人々の根気のいる話し合いと地道な取組みの積み重ねが必要とならう。

協同組合は、まさに、そうした人々の様々な気持ちを汲み取り、調和のある復興を果たしていくための中核となる組織である。今回の災害は、破壊された農村・漁村の復興がいかに難しいものであるかを我々に教えてくれたが、その問題は単に被災地にとどまるものではない。現在、多くの農山漁村において、高齢化、過疎化の進行により、地域の営みの有機的な結合を維持することが難しくなり、また、自然と人間の調和のとれた生活を維持することが難しくなるような事態が生じている。我々協同組合がそうした調和の維持と回復に向けて果たすべき役割は、さらに高まっているものといえよう。

（株）農林中金総合研究所 常務取締役 原 弘平・はら こうへい

今月のテーマ

震災復興への取組み
——東日本大震災から2年——

今月の窓

復興への歩みと協同組合

(株)農林中金総合研究所 常務取締役 原 弘平

事故後2年を経た福島原発事故対応の動きと望まれること
原発事故の被害の現状と農協系統機関の支援対応

渡部喜智 —— 2

仙台東地区ほ場整備事業を中心に
被災農地の権利調整をめぐる

行友 弥 —— 20

〈講演録〉東日本大震災からの漁業復興
——岩手県の取組み——

講師 岩手県漁業協同組合連合会 代表理事会長 大井誠治 —— 58

大震災からの農業復旧・復興へ向けた
施策の動向と農協の取組み

内田多喜生 —— 33

情
勢

農協系統全国機関の震災復興への2年目の取組み

岡山信夫 —— 46

宮城県の漁業復興における漁協の取組みと復興の現状

出村雅晴 —— 73

談話室

ポスト「国際協同組合年」で思うこと

神戸大学大学院農学研究科 教授 高田 理 —— 44

統計資料 —— 88

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

原発事故の被害の現状と 農協系統機関の支援対応

—事故後2年を経た福島原発事故対応の動きと望まれること—

理事研究員 渡部喜智

〔要 旨〕

- 1 原発事故から2年を経たが、原発事故の直接被害というべきものとして、水稻の約13,600haに及ぶ作付けの制限・自粛や、減少したとはいえ農産物の出荷等の制限・自粛などが残る。また、風評被害と称される福島県産の農林水産物の絶対的、相対的両面の価格水準の低迷は根強く、改善に向かっておりとはいえない結果も見受けられる。風評被害の固定化やブランド価値の低下が強く懸念される場所である。
- 2 一方「緊急時モニタリング検査」の放射能濃度は低下していることがうかがわれる。例えば、野菜では新基準値移行後の2012年4月から13年1月までの放射性セシウムによって表示される放射能検査結果は96.5%が検出限界値以下であった。また、コメについては福島県全体で1,014万超のコメ袋等の「全量全袋」という大規模な検査が実施された。検査結果は測定下限値以下の比率が99.8%となるとともに、消費者等も検査結果を照会できる「見える化」のシステム構築により、信頼感醸成につながった。
- 3 JAグループは東電への損害賠償請求において、組合員農家の委任を受け、とりまとめを行い、早期支払実施を東電に働きかけてきた。東電の支払実行率は一時低下がみられたが、JAグループからの強い働きかけもあり、12年末にかけ支払率は87%まで持ち直した。また、賠償支払いの遅れによる組合員の資金繰り困難に対して、購買未収金のサイト延長や農協が利子補給する独自ローン創設のほか、立替払い制度をつくった農協もみられる。
- 4 そのほか、農協では農地等の放射性物質の除染や作物への移行低減策の指導、モニタリング検査を補完・補強する出荷農産物等の放射性物質の自主検査を組織的に行っており、農協と組合員農家との信頼関係を強めることにつながっている。また、農協では自らの資金拠出や義援金を財源として、組合員農家の営農事業を助成する取組みもみられる。農協への助成申請は積極的であり、組合員の農業経営と農協の事業経営の将来を切りひらくものとして、意義深い取組みと言える。
- 5 「福島復興再生特別措置法」に基づく復興再生策が動き始めている。そのなかで実施される農業の復興再生策では、GAP（農業生産工程管理）のもとでの総合的・包括的な安全性管理のシステム構築、生産基盤の痛手が大きい畜産経営への支援、環境適的な施設園芸の推進および再生可能エネルギー生産と利活用、などが主要プロジェクトとしてかけられており、消費者の信頼と共感を得て福島県農業のブランド価値回復につながるような推進を期待したい。
- 6 財物価値減少の賠償の緊要性がより認識されるようになってきている。しかし、生活再建や事業再開を前提とした再取得ベースの賠償基準となっていないことが問題として指摘される。また、田畑や果樹木、森林などの財物および漁業権などの物権についても広い範囲にわたりその価値減少は明らかであり、早期の賠償基準提示が必要である。

目次

はじめに

- 1 福島県農業における原発事故の被害の現状
 - (1) 作付けや出荷に関する制限・自粛などの直接的被害
 - (2) 風評被害の固定化懸念とブランド価値の低下
- 2 官民連携による安全・安心向上への取組み
 - (1) モニタリング検査結果からみた現状
 - (2) コメの全量全袋検査など安全性徹底確認の取組み
- 3 農協系統機関による農家組合員と地域農業への支援

- (1) JAグループによる賠償請求支援
 - (2) 農協による除染・移行低減指導・自主検査などの取組み
- 4 原発事故からの農業復興再生など望まれる政策等
 - (1) 福島復興再生特別措置法による復興プロジェクト
 - (2) 財物損害賠償の改善や請求時効の課題点等
- おわりに

はじめに

東京電力（以下「東電」という）の福島第一原子力発電所（以下「原発」という）の炉心溶融と水素爆発による過酷事故^(注1)から2年を経過した。同事故は福島県を中心に東北・関東地域などに放射性物質の広範な放出をもたらし、土壌・森林や海洋、大気、水質への放射性物質の汚染を生じさせ、人や家畜への健康被害や自然生態系への影響が懸念されることとなった。その結果、居住の制限・居住地移動や日常生活の不安に伴う肉体的・精神的苦痛、および農林水産業に代表される放射性物質の汚染に伴う経済的損失や農地・森林等の価値低下を引き起こし、地域のつながりを破壊した。さらには、安全性が適切に理解されないことなどを背景とする、農林水産物をはじめとす

る地域生産物および観光を避ける傾向と地域の評価・ブランド価値の低下も大きいものとなった。

本誌2012年3月号において原発事故に至る原子力発電をめぐる行政（規制・法令）と事故後の政府等の対応の問題、そして農協系統機関の支援活動の取組みをまとめた^(注2)。引き続き本稿では、原発事故の被害の痛み・苦悩、問題点が残ること、それに対し困難を改善・克服しようとする動き・取組みが地道に行われており、地域農業の再生・復興と農家組合員の経営・生活支援のために農協系統機関が中心的な役割を果たしていること、および長期的かつ包括的な支援策が求められることを述べる。なお、福島県などにおける放射性物質による住民の健康被害や関連する精神的苦痛は被害における重要な問題であるが、本稿では直接的には触れない。

(注1) 国立国会図書館・経済産業調査室・課 (2012)

福島原発の炉心溶融と水素爆発の事故に関する調査・検証委員会として、国会、政府が各設置した公的なもののほか、東京電力社内および民間有識者（(財)日本再建イニシアティブ）によるものが知られている。その事故に至った原因として、政府、東電、民間有識者の調査・検証委員会は、津波襲来による電源喪失で原子炉冷却が不能となったことを主因として指摘しているが、国会の調査・検証委員会はそのほかに原子炉の「重要な機器の地震による損傷はないとは確定的には言えない」との異なる見解を述べている。今後の原発政策を論議する場合、福島原発事故の原因論が前述のように分かれていることを認識し、慎重を期すことが求められる。

(注2) 渡部 (2012a)

1 福島県農業における原発事故の被害の現状

(1) 作付けや出荷に関する制限・自粛などの直接的被害

食品衛生法を根拠法として政府が定める「食品中の放射性物質の基準値」が12年4月1日より改定され、「一般食品中の放射性物質の基準値」が、従来の500/Bq（暫定規制値）から100Bq/kg以下に引き下げられるなど、欧米等海外と比較しても厳しい規制^(注3)となった。これに対し、官民の連携のもとで更なる対応がはかられてきた。その取り組みについては後述することとし、まずは原発事故から2年を経ても大きい被害の現状をみることにする。

農業の被害（営業損害）としては、農産物などの「作付けの制限」や「出荷や加工の制限・自粛」あるいは「出荷延期」のほか、消費者や市場などが放射性物質への懸念感情から買入れ・購入を避ける傾向により生

じた価格下落や販売不振による収益・所得の損失があげられる。前者は「直接的被害」と言えるが、後者は「風評被害」と表現されることが多い。このほか、汚染による農地・森林等の財物価値の減少もあるが、これらはすべて原発事故による放射性物質の拡散という東電の不法行為によるものであり、その責任は同一である。農業における原発事故の被害の現状について、直接的被害と風評被害に分け、まずは前者の直接的被害の現状を列挙的に整理する（第1表）。

原発事故による12年の福島県内（以下「県内」という）の作付制限では、水稲が8,000ha（概数、以下同じ）と大きい。そのうち、避難指示区域（参考1）における水田が7,600ha、それ以外の県内地域は400ha弱で11年産米から500Bq/kg超の放射性物質が検出された水田などが作付制限対象となった。また、これとは別に市町村（南相馬市、広野町、川内村、田村市）が各々の行政判断により水稲の作付自粛要請をした水田面積も5,600ha超にのぼる。以上を合わせた作付制

第1表 福島県農業の直接的被害事例

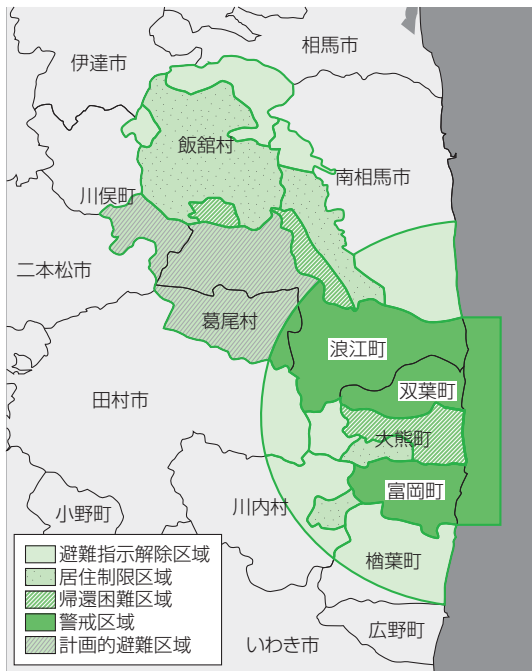
		(単位 ha)	
水稲の作付制限等	作付制限面積	(11年)	(12年)
	作付自粛面積	11,200	8,000
	合計	2,000	5,600
		13,200	13,600
モニタリング検査に基づく農作物・肉の出荷制限品目数		28 (13年2月4日現在)	
加工自粛		あんぼ柿等の柿加工 (県北部7市町村)	
葉たばこの契約販売面積 (11年は作付自粛)		(10年)	(12年)
		992	320

資料 福島県(水田稲作課)資料, 厚生労働省HP資料, 福島県たばこ耕作組合から作成
(注) 全量: 全袋検査実施のコメ, 全戸全頭検査実施の肉牛は上表出荷制限品目数から除外。

〈参考1〉避難指示区域の見直し等

11年12月の政府の冷温停止状態宣言を経て12年4月以降、11年4月に設定された警戒区域・計画的避難区域等の見直し・再編が放射線量の測定と将来の生活可能性などを踏まえ行われてきた。なお、これに先立って原発から半径20km以遠で30km以内の計画的避難区域以外の区域についての「緊急時避難準備区域」は11年9月解除された。しかし、以下の区域見直しと、被災者の健康不安や地域の生活・経済活動の原状回復への見直しおよび原発の安全状態との間には大きな乖離があるとの声が強い。

警戒区域や避難指示区域の現状(13年1月現在)



出典 経済産業省「避難指示等について」

すなわち、警戒区域などの中に設定された「帰還困難区域」は放射線の年間積算量が50mSvを上回り5年間を経過しても20mSvを下回らない可能性があり、早期帰宅が難しいとされた。また、「居住制限区域」は立入り・一時帰宅は許可されるが、放射線の年間積算量が現状20mSv超であり、宿泊や経済活動（一部例外あり）は基本的に禁止される。

一方、「避難指示解除準備区域」では、放射線の年間積算量が20mSvを下回り日常的に一時帰宅が可能とされている。しかし、平常時基準が年間積算量1mSvであることを前提に考えると、その乖離は大きく健康への影響不安は大きい。また、営農や製造業等の経済活動の再開が基本的に認められているが、買い物や医療介護、小中学校等教育施設などの生活基盤が崩れていること、住居や農地などの除染が遅れていること、多くの職場が閉鎖されたままであることが問題点としてあげられる。以上の問題点は先立って解除された「緊急時避難準備区域」においても同様であり、以上のような障害を改善・除去する対策を総合的かつ並行的に進めることが求められる。

限および同自粛の水田面積は13,600haとなり、10年の県内の田面積（105,300ha）の13%近くに相当する。

これに対し、以上のような作付けが不能となった措置を受け、県内他地域の農協等が受け手となり、数量で約45,500トン、面積換算（概数試算）では約8,300ha（ $\div 45,529$ トン \div 12年10a当たり県平均収量547kg）相当の生産数量目標の調整の融通が行われた。^(注4)

一方、行政機関による放射性物質の「緊急時モニタリング検査」^(注5)（以下「モニタリング検査」という）によって前述の基準値を超

過したことなどにより、出荷制限等がかかった状態にある農産物の対象地域は漸次減少しており、現状は山菜、野生きのこ、野生鳥獣肉および一部の葉菜類・果実など限定された農産物が、避難指示区域を含めた限定的な市町村と一部区域において残る状況となってきている。ただし、出荷制限等にかかっている農産物には特産物として現金収入の手段となってきたものも多く、農山村の農家家計への打撃は小さいものではない。

加工自粛ということでは、「あんぼ柿」や

干し柿があげられる。柿の加工は全県的に行われるが、特に福島県北部は、あんぼ柿の独特の製法発祥の地と言われ高いブランド力を持つ名産品であり、原発事故以前は大きな産出額を持っていた^(注6)。しかし、消費者の信頼に込め得る十分な放射性物質の検査態勢を整えたいという慎重かつ苦渋の判断のもと、県北部7市町村においては11年に続き12年も加工を自粛した。

畜産では、牧草・稲わら等の粗飼料についてモニタリング検査により基準値（例えば、牛馬へ給与する飼料の暫定許容値は100Bq/kg）以下であることが確認されないと、その生産と利用（給与）および流通ができない。また、農場ごとの検査により基準値（放射性セシウムの暫定許容値は400Bq/kg）以下であることが確認されないと、堆肥の施用（利用）や流通が制限される。加えて、問題は前述の基準値を下回っていても、畜産農家から自己農地への堆肥の施用や耕種農家への堆肥供給と、転作に伴い飼料作物を生産し飼料として供給する等の、いわゆる「耕畜連携・地域資源循環」の動きが鈍っていることである。以上の影響として、畜産農家は粗飼料の自給や地元での調達が低下するとともに、家畜糞尿の処理や堆肥の施用・流通に窮する事態となった。

このほか、中通り地方を中心に全県的に栽培される葉たばこは、11年に県内での作付けが自粛された。また、12年には日本たばこ産業（株）の安全基準が厳格化されたこともあり、葉タバコの契約販売面積は激

減し、原発事故前の10年は992haだったのが、12年は320haへほぼ3分の1となった。

なお、漁業の水産物についても同じ基準値が適用されており、福島原発事故後、沿岸漁業の出漁の自粛を余儀なくされていたが、相馬双葉漁業協同組合では放射性物質の影響が低いといわれる魚種と操業海域を限定し試験操業を12年6月22日からスタートした。13年1月末現在、放射性物質の検査結果などによる状況確認を経て、操業海域を拡大し10魚種の出荷を行うようになっている。

(注3) 渡部（2012a）14頁

(注4) このほか、県の資料によれば県外との生産数量目標の調整が12年に3,114トンある。

(注5) 緊急時モニタリング検査実施の法的根拠としては、原子力災害対策特別措置法6条の2の「原子力災害対策指針」があげられており、原子力規制委員会「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」の設定要件に沿って行うこととされている。検査結果が食品衛生法および関係省令・告示により定められた「食品中の放射性物質の基準値」を上回った場合の出荷制限・自粛は、原子力災害対策特別措置法20条3項に基づき原子力災害対策本部長（総理大臣）から知事等自治体の長への要請により行われる。しかし、出荷制限や自粛の指示について、法的な拘束力の曖昧さは否めない。

(注6) JA伊達みらいの資料によれば、同JAだけでもあんぼ柿等の10年度販売額実績は約19億円となっていた。

(2) 風評被害の固定化懸念とブランド価値の低下

原発事故後、福島県産の農産物には根強い「風評被害」が観察される。それは、①出荷（取引）価格の絶対的な水準の動向だけでなく、②他県産との比較相対的な価格水準の面からも捉えられるが、問題は11年と比べ12年が決して改善していないことで

ある。農家・農協系統機関等関係団体・県等行政が連携し、後述するような様々な安全性の確認の手だてを講じ、かつ栽培や飼養の管理徹底をはかっているにもかかわらず、①、②の両面の風評被害が継続・固定化することが強く懸念される。

以下、コメ、野菜、肉牛を例に取り、風評被害の現状をみることにする。

福島県はコメの有力生産県の一つで原発事故前の10年の産出量は全国第4位であり、かつ同県の農業産出額の4割程度を占める主要農産物である。同県は太平洋岸から浜通り地方、中通り地方、会津地方に大きく三分されるが、各地域ともにコメ作りが盛んに行われ、各々が地域ブランド形成に努めてきた。そのようななかで、原発事故が起こり、福島県産のコメ価格は11年に絶対的な水準、比較相対的な水準ともに下がった。

12年産米は、需給の引き締まりにより全国的にコメ価格は回復傾向にあることがデータ的に示されている。それに伴い、福島県内各地域のコメ価格も絶対的な価格水準では戻っている様子がうかがえる。しかし、県内地域間での回復テンポにも差異があり、かつ県外他産地と比較した比較相対的な価格水準では原発事故前の状態に比べ割り負けしている状況が依然残っている。

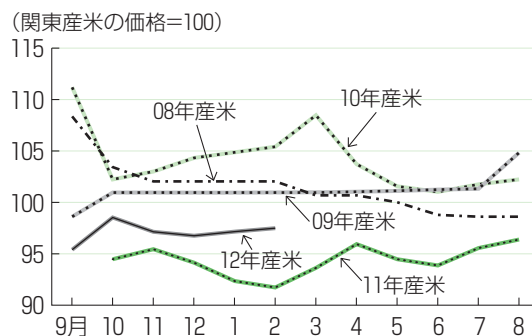
各産地の出荷量や作柄・品質などによって農産物価格は絶対的にも相対的にも変化することから、産地間の比較は慎重に行う必要がある。そのような留保条件を踏まえたうえで、中通り地方の代表的作付銘柄で

あるコシヒカリの東京・業者間売りの月間平均価格について、関東産（茨城・千葉・栃木の3県平均価格）と比較すると、原発事故前は中通り地方産の方が上回っていた。ちなみに、原発事故以前の05年から11年2月までは平均3.3%、中通り地方産の方が高かった。これに対し、11年産米は中通り地方産が平均5%超、最も低いときは8%超割負けした。12年産米においても比較相対的に3%前後の割負けが残る状態が続いている（第1図）。

次に野菜についてであるが、福島県産の12年夏秋もの（7～9月）野菜の卸売市場出荷価格は11年に比べて、絶対的な価格水準が前年同期比2～3割下落するものが散見され、他産地との比較相対的な水準でも厳しいものとなった（第2表）。野菜や果物は出荷がごく短期間に集中する性質から、購入支援等が後退すると市場価格は下振れ反応しやすい環境にあると考えられる。

相対的な価格水準について、夏秋キュウリとトマトにみることにする。夏秋キュウ

第1図 福島県・中通り産米の相対価格動向
—関東(茨城・千葉・栃木)産米との比較—



資料 日経NEEDS FQ(商品)データから作成
 (注) 1 コシヒカリ1等・60kg価格
 2 東京業者間売買:中通り産米価格÷関東産米価格

第2表 福島県産のキュウリ、トマトの
相対価格水準

(卸売市場価格平均=100)			
	10年	11	12
キュウリ	109.7	97.8	90.4
トマト	98.2	92.4	88.9

資料 農林水産省「青果物流通統計」、東京都卸売市場「市場統計月報」から作成
(注) いずれも7～9月平均価格。

りは福島県が主産県であり、原発事故以前の10年は東京都卸売市場において福島県産価格の方が全産地平均価格に比べ、1割程度は高かった。しかし、11年には福島県産価格が2%強安い割負けに転じ、12年は割負け幅がさらに1割弱へ拡大した。また、首都圏への出荷の多いトマトについても同様に、11年産の割負け幅が8%弱だったのが、12年は11%強へ拡大した。

畜産は、1(1)で述べたように原発事故に伴う糞尿や堆肥の処理、粗飼料の生産と地元調達および収支悪化などの複合的な経営圧迫要因が^の押し掛かっており畜産農家の苦悩は深い。そのなかでも特に出荷価格の低迷が厳しく、再生産するだけの経営収益や営農意欲が確保できないことが懸念されているのが肉牛肥育である。

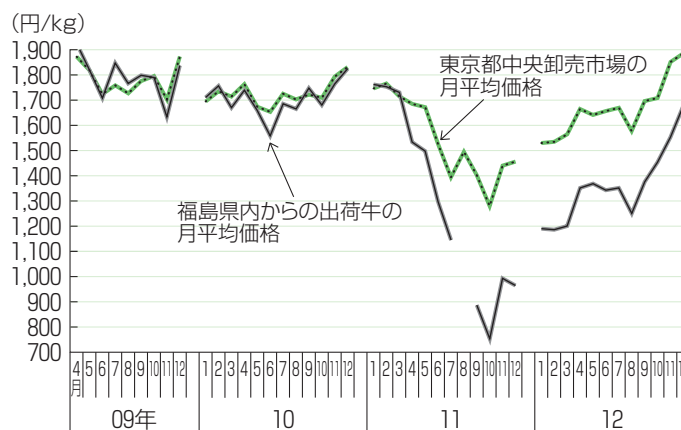
和牛(去勢牛)の枝肉価格動向(東京都卸売市場の月間平均価格)について見てみよう(第2図)。肉牛枝肉価格はリーマンショック後の景気低迷を受け不振な状態となっていたが、原発事故後にさらなる下落をたどり、放射性物質が付着した稲わらを給与した肉牛から、当時の暫定規制値を超過する肉牛が見つかった11年7月

以降の価格下落は急激なものとなった。11年後半の7～12月の全産地平均価格の下落率は、前年同期比△19%の下落、特に10月は同△25%の大幅下落となった。

その後、飼料の給与管理と出荷牛の検査態勢の徹底が福島県をはじめとして全国的に行われており、基準値に照らした安全性の確認がはかられている。そのような安全性への安心感もあり、12年初めから価格は緩やかな回復傾向をたどってきた。12年末には需要期ということもあり、全産地平均価格は依然としてkg当たり2,000円割れながらも、ようやく3年ぶりの水準を回復した。

そのなかで、福島県産の肉牛価格の下落は全産地平均に比べさらに凄まじいものであり、かつ価格回復も鈍い状況が続いている。和牛(去勢牛)の枝肉価格をみると、福島県産は11年10月にはkg当たり800円を割り込み、前年同月比では約5割下落という例をみないものとなった。また、全産地価格平均との差は3割超、福島県産が安い状態となった。

第2図 和牛(去勢牛)生体枝肉価格の推移

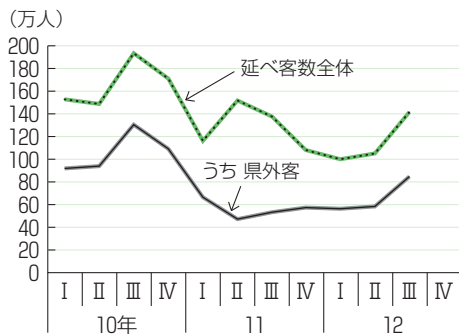


資料 東京都中央卸売市場HP「市場統計月報」から作成

〈参考2〉福島県への観光客減少と農水産物販売への影響

福島県において観光産業は重要産業の一つとなってきた。農水産業にとっても、観光は宿泊施設や飲食店への食材供給や観光客への農水産物販売、およびいわゆる「観光農園」利用などを通じた需要喚起や収益性向上およびマーケティング上の効果は大きい。ちなみに最新データである福島県「2005年産業連関表」によれば、福島県の農水産業から宿泊業・飲食業への供給額（取引額）だけでも約123億円にのぼる。

福島県内の観光客を主とする宿泊施設の客数動向



資料 観光庁「宿泊旅行統計調査」から作成
 (注) 1 観光客を主とする宿泊施設=観光目的の客が50%以上の施設。
 2 11年第II、III四半期の全体客数の増加は原発事故等に伴う避難者利用が主因。

原発事故後、ビジネス目的客は増えたが、福島県への観光客、特に県外からの観光客は激減した。観光庁の「宿泊旅行統計」によれば、観光客を主とする宿泊施設における県外からの客数は事故発生前の10年に比べ、11年は5～6割減少した。12年の後半になっても同宿泊施設の県外からの客数の回復は鈍く、10年に比べ4割程度の減少が残っている。また、観光庁の「観光入込客統計」によれば、11年の県外からの日帰り観光客も10年に比べ7割程度減少したとみられる。

以上のような観光客の減少は、農水産業について直接的な農水産物販売の減少だけでなく、仕向け先の変化や余剰農水産物発生などの様々な問題と影響を生じさせており、地域の一体的産業再生がまさに重要であることを示している。

12年に入り福島県産の価格も回復傾向をたどっているが、全産地平均価格との乖離、割負け幅は縮小しているとはいえ、依然として1割以上低い水準にとどまっている。

また、果物栽培や施設園芸では、いわゆる「観光農業」によって収益性の向上をはかってきたところも多かったが、県外を中心に観光客の減少などに伴い、直接販売額などが減少し収益性が低下した農業者が少なくない(参考2)。

以上のように、福島県産の農産物には、原発事故以前の価格優位性が消失し、比較対的にその価格水準が原発事故後は割負けするものが、数多い状態となっている。原発事故がもたらした福島県産のブランド価値の低下は甚大であり、その回復をはかり、将来に向けプレミア(付加価値)性を付

与していく方策について、行政等は様々な政策措置を考慮するべきと思われる。

2 官民連携による安全・安心向上への取組み

(1) モニタリング検査結果からみた現状

食品中の放射性物質の検査については、国が発出した指示に基づき、自治体が検査計画を策定し実施する「モニタリング検査」がある。13年1月末現在、福島県を含め17都県が対象自治体となっている。福島県と同検査では、県の分析機関などにおいて原則としてゲルマニウム半導体検出器を用い、これまでの放射性物質の検査実績等を踏まえ決められた農林水産物について、各々決

〈参考3〉放射性セシウムの放射能と放射線量率の推移

放射性物質の強さである放射能が半分になる「半減期」は、セシウム134 (^{134}Cs) の2.06年であるのに対し、セシウム137 (^{137}Cs) は30.17年である。したがって、セシウム134はセシウム137の15倍 ($30.2 \div 2.06 \approx 14.7$) 近いスピードで壊変する。

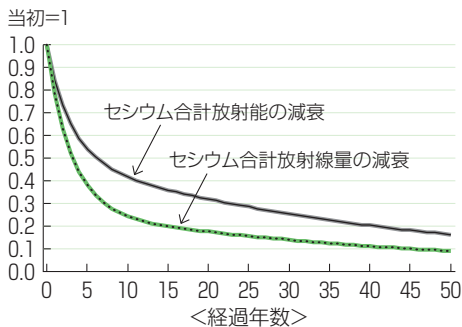
したがって、セシウム134とセシウム137当初に同量存在していたとすれば、放射性セシウムの強さを示しBq/kgで表す放射能の濃度は、当初1は2年経過後には0.73となる。

また、人体等へ影響する放射エネルギー量はセシウム134の方がセシウム137の2.7倍大きい。よって、シーベルト (Sv) ではかかる放射性セシウムの合計した放射線量率は、田崎の説明では、2年経過後のセシウム134とセシウム137の合計放射線量は当初(両者が1:1の割合で存在し当初存在量を1とすれば)の0.62の水準となる。

なお、前述の放射性セシウム以外にも原発事故由来の様々な放射性物質(核種)があり、またその崩変による放射能と放射線量の低減スピードも異なる。

(注a) 田崎晴明教授(学習院大学理学部)ホームページ「セシウム137とセシウム134」(<http://www.gakushuin.ac.jp/~881791/housha/>) 参照。

放射性セシウム($^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$)の放射能と放射線の減衰(試算)



資料 田崎晴明教授(学習院大学)ホームページを参考に作成
(注) セシウム134と同137の当初存在量は1:1とする。

められた検体数(1~3検体以上)を測定することとなっている。

同検査結果において表示している放射性セシウムのうち、セシウム134 (^{134}Cs) の半減期は2.06年であるのに対し、セシウム137 (^{137}Cs) は30.17年である。したがって、セシウム134の崩壊スピードは速く、それに対しセシウム137は緩やかであり、単純にセシウム134はセシウム137の15倍 ($30.2 \div 2.06 \approx 14.7$) 近いスピードで壊変する。原発事故から2年を経過して、その放射能の減衰も進行している(注7)(参考3)。

そのような時間経過による放射能の減衰の進行も踏まえたうえで、福島県が公表・表示している同県産の野菜についてのモニタリング検査結果の放射性セシウム合計量($^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$)を見てみよう。

11年12月(発表ベース)の野菜のモニタ

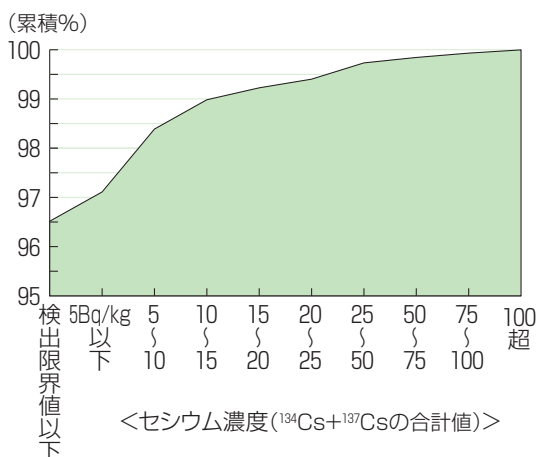
リング検査結果では、100Bq/kg超は6.3%であった。ちなみに、検出限界値を上回ると考えられる放射性セシウム合計量が50Bq/kg超の比率は全体の9.8%であった。

これに対し、新基準値に改定された12年4月以降、13年1月半ば(発表ベース)までの野菜の放射能検査結果をみると、96.5%が検出限界値以下となっている。一方、一般食品中の基準値である100Bq/kgを上回っているのは、0.07%である(第3図)。

以上の変化からみて、「緊急時モニタリング検査」の放射能濃度の程度は低下していると言えるだろう。この放射能の検出が低下してる背景には、後述するような除染や放射性物質の移行低減対策などが行われていることが奏功していることもあげられる。

(注7) 田崎晴明教授(学習院大学理学部)ホームページおよび田崎(2012)参照。

第3図 福島県の野菜の放射能検査結果
(12年4月(基準値変更後)～13年1月17日)



資料 福島県庁HP「緊急時モニタリング検査情報」から作成

(2) コメの全量・全袋検査など安全性 徹底確認の取組み

前述のモニタリング検査を補完・補強する形で、県と農協等関係機関・団体は12年5月に設置された「ふくしまの恵み安全対策協議会」および各地域ごとに設置された同協議会のもとで、出荷される農作物を広範に検査し、その結果を情報提供してきた。特にコメについては、自家消費米を含めて県内で「全量全袋検査」という例を見ない態勢を取って、消費者が安心できる安全性の確認を行い、その結果を公表することとした^(注8)（第3表）。

12年産米について13年2月1日現在までに、同県内では大変な努力をかけ、1,014万を超えるコメ（玄米）袋等の測定が行われた。そのうち、全県における測定下限値以下の比率は99.8%となった。

スクリーニング検査と呼ばれる測定工程では、どこで誰が生産したかという生産者情報が、事前にコメ袋に貼られたバーコードからシステムに読み込まれる^(注9)。コメ袋が測定器をとおり放射性物質の基準値を下回っていることを確認すると、コメ袋に生産場所や農薬使用実績などの生産履歴データも含めた検査情報が登録される「QRコード」が別途貼付される。そして、出荷先の卸小売店や消費者は、そのQRコード情報からアクセスし入手した識別番号からすべての個袋の検査結果を照会出来るシステムとなっている。

一方、前述のスクリーニングの設定レベルを超えた結果が出たコメは県の分析機関などに送られ、ゲルマニウム半導体検出器によりさらに高精度検査を行い、基準値を上回ったコメは完全隔離された。これらにより、福島県全域で生産されるコメは、すべて放射性物質の検査を受け、客観的データの裏付けがあったものだけが市場に流通することになるとともに、検査結果データを消費者等も照会できる「見える化」「共有化」がはかられ、消費者の安心感醸成につながるものになった^(注10)と考える。

なお、同協議会では13年度は品目を拡大

第3表 福島県の12年産米「全量全袋検査」の結果

(単位 Bq/kg)

	測定下限値未滿(<25)	25~50	51~75	76~100	100超(基準値超)	合計
検査点数	10,122,296	20,098	1,676	389	71	10,144,530
割合(%)	99.78083	0.19812	0.01652	0.00383	0.00070	100.0

資料 「ふくしまの恵み安全対策協議会」HPのデータから作成
(注) 12年8月25日～13年2月1日の「スクリーニング検査」と「詳細検査」の結果を合算。また、放射性セシウムは、セシウム134とセシウム137の合計値。

し、コメ・穀類5品目、主要な野菜・果樹36品目の合計41品目の検査結果や農産物の生産履歴情報等を消費者等に提供する予定である（13年1月現在の計画）。

また、県内で飼養される肉牛については、出荷にあたり全戸・全頭の放射性物質の検査が行われている。なお、13年1月現在、国（農林水産省）から放射性物質に関する肉牛の全頭検査が義務付けられているのは福島、岩手、宮城、栃木の4県、および全戸検査が義務付けられているのが、茨城、群馬、千葉の3県であるが、実体として東北・関東地域をはじめ全国的に公営・民営の食肉処理場で全頭検査が行われているという。

（注8）11年産米検査で100～500Bq/kgの放射性物質濃度が検出された地区では放射性物質の吸収・移行を低減する生産管理の徹底と全袋検査実施の条件付きで作付けが原則認められるとともに、それ以外の県内地域も同じ全袋検査を行うこととなった。

（注9）「スクリーニング」は、基準値を超えている可能性があるかの判定を一定レベル（信頼区間の設定）のもとで行うもの。「ふくしまの恵み安全対策協議会」の説明によれば、装置のスクリーニング・レベルは検査場所のバックグラウンドや検査機器により異なるが、おおむね50～80Bq/kgの範囲で設定されている。なおスクリーニング・レベルが基準値（100Bq）に対し近い方が、測定機器の精度は良い（＝検査誤差が小さい）とされる。

（注10）駒村等（2006）の長期観測によれば、旧ソ連・米国および中国等の大気圏核実験が行われ気流に乗った放射性物質の日本への到来・降下があった1960年代前半にはコメ、麦から相当水準の放射性物質が検出されたことが報告されている。そのピークであった63年の白米からの放射性セシウム137の検出推定値は平均約4Bq/kg、最高約10Bq/kg超とされる。なお、同論文によれば、玄米と糠除去率10%による白米の放射能比は60～70年代において2.7倍であることを踏まえると、玄米ベースでは前述の放射性セシウム

137の検出推定値は、平均値で約11Bq/kg、最高値では27Bq/kg程度と考えられる。

3 農協系統機関による農家組合員と地域農業への支援

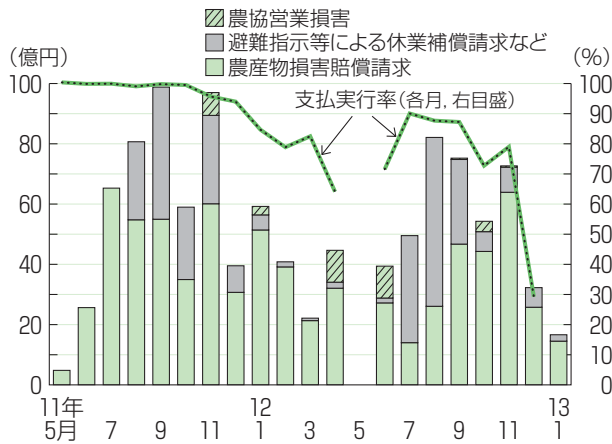
(1) JAグループによる賠償請求支援

福島県JAグループは、損害賠償対策福島県協議会（以下「福島県協議会」という）を11年4月26日に結成するとともに、県農協中央会に専担部署を設置。代理人となる弁護士を委嘱し、県・JAグループをあげて運動を行うとともに、損害賠償スキーム（賠償額の算定）作成を行った。

組合員から委任を受けた農協や酪農協などからの請求をとりまとめ、福島県協議会が賠償支払いの請求を行ってきた。13年1月末現在、福島県協議会がとりまとめた東電への賠償請求額は1,060億円となる一方、賠償受取額は909億円となっている。東電の確認作業の遅れ・書類の追加徴求などによって支払いの進捗ペースが鈍り、支払実行率（＝損害賠償の受取額÷請求額）は一時低下がみられたが、JAグループからの強い働きかけもあり12年末にかけてようやく支払いが進み、支払実行率は87%まで持ち直した（第4図）。

東電は賠償請求を受けた翌月には半分を目途に仮払いすることになっているが、全額支払いまでの時間がかかり、現時点で支払いを完了するまでほぼ1年を要している。この間、農家組合員は、収入の喪失ないしは減少の一方、費用支払い等のための資金

第4図 福島県JAグループの東電への損害賠償請求



資料 JA福島農協中央会の資料から作成(13年1月判明分まで)

繰りの困難・悩みに直面する。13年1月に、東電は社内組織として副社長を代表とする「福島復興本社」を設置したが、賠償の早期支払いの面においても、権限・手順・態勢を見直し、着実・平準的に早期支払いを実行する対応を求めたい。

一方、福島県の農協では、賠償支払いの遅れによる農家組合員の資金繰りの困難を緩和するため、購買未収金のサイト期間の延長に続き農協が利子補給することにより実質的に無利子になる独自ローンの創設のほか、農協が独自の立替え払い制度をつくり対応するところもみられる。

(2) 農協による除染・移行低減指導・自主検査などの取組み

放射性物質の除染対策は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特別措置法）」が根拠法となる。同法では、国が代行

し除染を進める「除染特別地域」と、放射線量が1時間当たり0.23 μ Sv（マイクロシーベルト）以上の箇所があり必要に応じて除染対策を行う「汚染状況重点調査地域」に分けられている。

福島県では前者は11市町村、後者は40市町村が指定され、同法に基づいて現在36市町村が実施計画を策定し、除染が進められている（13年1月末現在）。

福島県北部地域では、同法に基づき農協と市町村、農協組合員等が協同した高圧洗浄・皮果樹木等の除染（写真1）が寒風吹き荒ぶなか、大規模に行われた。そのほかの地域においても、果樹木の除染が全県的に行われた。

その一方、除染は住居や公共施設およびそれらの周辺が優先して実施されるやむをえない事情があることから、農地の早期除染作業を進めるため、東電への直接費用請求を前提に農協等が主導した除染の事例もみられた（写真2）。

これらの除染は、作業の労力等の面でも負担は大きいですが、農作物への移行低減への効果が明らかであることから、汚染リスク



写真1 寒風の中の果樹木の洗浄除染 (JA伊達みらい)



写真2 牧草地の「反転耕」の除染作業
(JAいわき市)

のある農地等において早急かつ効果的な方法で実施されることが望まれる。

以上の除染実施とともに、農協は福島県等と連携し、生産（栽培）管理面において放射性物質の移行低減対策の指導に取り組んでいる。すなわち、①放射性物質の作物への移行を抑える科学的効果が実証されている「ケイ酸カリ」等カリウム系肥料の施肥や天然鉱物で土壌改良効果がある「ゼオライト」の撒布、②土壌付着を抑制するためコンバインによる刈入れを行うこと、③環境（空間）線量影響を軽減することを目的に収穫した稲の天日干しによる自然乾燥を自粛することなどである。なお、以上の対策は管内・地域の放射性物質の影響程度によって選択的に行われているが、農協が組合員に助成を行っている事例もある。

また、前述のモニタリング検査を補完・補強し、消費者・市場など購入者の安心感をより充実するため、農協等では独自購入および行政機関からの貸与などにより設置したNaIシンチレーションスペクトロメータ等分析装置による自主検査を行っている（写真3）。



写真3 JAの放射性物質の自主検査
(JA新ふくしま)

農家組合員は各自の農作物の出荷にあたり、農協の検査場所等に作物（検体）を持ち込み、マニュアルに沿った方法により検査を受ける。作物1つについて30分程度の測定時間がかかり、野菜や果物の出荷時期には多くの検体が集まり多忙を極めるが、農協では必要な人員を割り無料で検査を行っている。なお、県内農協では、農作物を出荷する場合に各組合員が農協等で原則的に検査を受ける「全戸・全品」検査の態勢を組織的に構築しているところも多い。

また、以上のような様々な取組みは、農協と組合員農家との信頼関係を強めることにつながっていると思われる。

原発事故への対応において営農現場で労力がかかるとともに、経営面でも厳しい状況が続いているが、農協が地域農業の振興への支援を企図し、自らの資金拠出や義援金を財源として、組合員農家の様々な営農事業を助成する取組みもみられる。^(注11) 助成事業はハウス園芸や畜産が中心となっているが、組合員農家から農協への助成申請は多く積極的であり、前向きな営農意欲が感じられることは、心強いことである。農協の

助成を活用し新たな品目や栽培方法への取り組み、および規模拡大などをはかることは、組合員の農業経営と農協の事業経営の将来を切りひらくものとして、意義深い取り組みと言える。

(注11) 渡部 (2012b, 2012c)

4 原発事故からの農業復興再生など望まれる政策等

(1) 福島復興再生特別措置法による復興プロジェクト

12年3月に公布・施行された「福島復興再生特別措置法」は、原発事故の被害に対し福島に特化し様々な政策措置を実施することを定めたものである。同法の構成は復興再生基本方針のもと、大きく4つの政策項目に分けられる(第5図)。①～④のいずれの項目も重要であるが、本稿では③の中で行われる原発事故被害からの農業の復興・再生プロジェクトについて述べる。

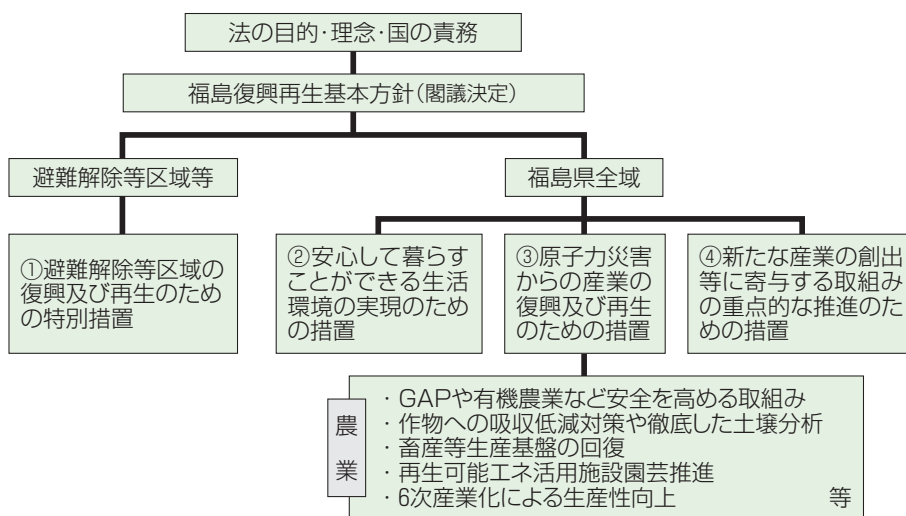
原発事故による農業被害については、農地土壌の放射性物質の汚染リスクとそれに伴う農産物への移行リスク、風評被害と称される福島県産農産物の評価の低下、畜産から耕種

農業への堆肥供給と転作等での飼料供給に代表される地域資源循環の動きの停滞、および様々な困難に伴う営農意欲の減退というように多重・複合的である。したがって、その復興・再生の対策・課題も簡単なものではないが、福島県の計画している重点プロジェクトには重要なポイントが示されていると思われる。

福島県は生産過程でのGAP (Good Agricultural Practices, 農業生産工程管理ないし適正農業規範と言われる) の強化や、川下にあたる加工・流通でのHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point, ハサップ) をあげているのは、適切だろう。

それらの施策において、放射性物質への対応にとどまらず、化学農薬や異物・危険物を含む安全性全般にわたるリスク要因を低下・除外させること、かつ生産過程での履歴等トレーサビリティ情報の消費者や流通業者等への提供などを先端的かつ包括的

第5図 福島復興再生特別措置法の概要



資料 復興庁の法案資料から作成

に取り組むことは、消費者の信頼性向上という面から支持を得ることが出来るのではなかろうか。

そのなかでは、土壌の分析とそれを踏まえた放射性物質の移行低減策の実施、農薬・肥料の適切な施用、放射性物質を含む危険物に対する検査態勢を持続的に向上させることなどが求められる。また、これを機にGAP推進の一環として、有機農業をより効率的に展開することも方向性の一つとなるのではないと思われる。

農山漁村の自然資源を利用する中小水力・バイオマス・風力・太陽光による再生可能エネルギー電気の生産は、地域に就業と所得を創出し農山漁村の活性化の方策として有望である。加えて、高い生産性と収益性を目指す施設園芸においても、再生可能エネルギー生産から副次的に生じるエネルギー利用を目指すなどにより環境適合的な指向を持つことは、消費者の理解を高めるポイントになる。

また、畜産を例に取れば、避難等により経営中止に追い込まれた人々を含め、原発事故に伴う経営圧迫のためにすでに畜産経営を中止したり、また将来への経営意欲を低下させている畜産経営者が多いのが実情である。草地の汚染リスクにより様々な粗飼料の自給や地域内供給が制約され、堆肥の地域内循環も鈍っており、福島県の畜産生産基盤の脆弱化は深刻である。これに対するその再生・振興策として、地域における繁殖・肥育の素牛育成体制の再構築と素牛導入への強力な行政支援、牧草地等の粗

飼料育成農地の除染等早急な土地改良、安全が担保され地域での利用がはかれるための堆肥づくりの協同・協業化などがあげられる。

以上の政策実行については、有効かつ充実した財政措置を行うとともに、農業者や関係団体の協力も不可欠であるが、福島県産のブランド力の回復と将来に向けたプレミアム（付加価値）性付与に効果的な施策となるであろう。

なお、「原発事故子ども・災害者支援法」（通称）が、当時の与野党協議を経て衆参両院ともに全会一致で12年6月に成立した。同法は、原発事故の被災者・避難者等の生活ケアと、子ども・妊婦等を中心に県民の長期健康管理と医療費助成に関する措置を内容としている。健康への不安を長期的に精神的・経済的な両面でケアし、県民の安心を高める措置を期待したい。

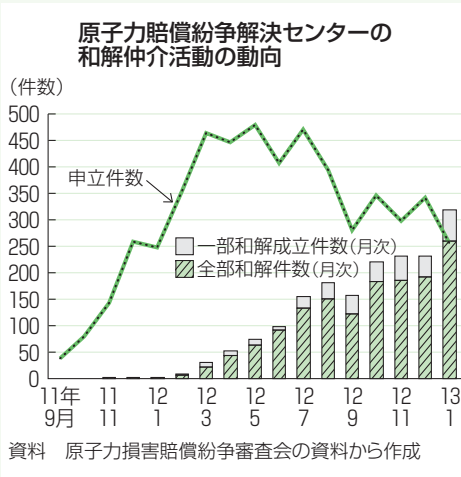
(2) 財物損害賠償の改善や請求時効の課題点等

福島原発事故に伴う賠償請求は、「原子力損害賠償審査会」（文部科学省所管）が策定した「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「賠償指針」という）に基づく被害者から東電への直接賠償請求のほか、同審査会のもとで11年9月に業務を開始した「原子力損害賠償紛争解決センター」が和解手続を仲介する裁判外紛争解決（参考4）、および裁判所への民事訴訟の方法がある。

営業損害や就労損害についての東電の支

〈参考4〉原子力損害賠償紛争解決センターによる裁判外紛争解決

「原子力損害賠償審査会」（文部科学省所管）のもとに設置され11年9月に業務を開始した「原子力損害賠償紛争解決センター」において、仲介委員（弁護士等法律専門家）等が中立的立場から和解手続を仲介する裁判外紛争解決（Alternative Dispute Resolution ADR）が行われている。



同センターへの申立件数は、12年前半に月間450件前後に増加した後、12年後半には同300～350件程度へ減少した。一方、和解件数は仲介委員の増員や、申立のうち複数事案に共通する項目を「総括基準」としてまとめ和解対応するようになってきたことなどから一部和解を含めた和解の月間総件数は増加する傾向がみられ、13年1月によやく300件（319件）を越し、同センター発足以来、申立件数を上回った。ただし、解決に至っていない「未済件数」は13年2月2日現在3,116件と多い。

また、損害項目としては、避難費用と精神的損害を合わせたものが多く、続いて営業損害・就労不能損害となっているが、前述の「賠償指針」における内容が限定的であり東電の賠償対応が十分な価額でないという評価から不動産等の財物価値喪失に伴う案件の割合も増えているという。

払いの遅れは前述したとおりであり、かつ東電との直接賠償請求の話し合いが進まないことがみられることは重要な問題である。それとともに原発事故から2年を経て避難指示区域の見直しも順次行われているなかで、生活再建や事業再開を考慮した場合の財物価値減少にかかる賠償問題の緊要性がより認識されるようになってきている。

財物価値の喪失・減少についての損害賠償については、賠償指針および同2次追補において避難指示が出された地域については方針が示され、それを踏まえた東電の賠償基準が12年9月に明らかになった。

財物価値減少に対する賠償は、現在のところ警戒区域や計画的避難区域等からの避難者を対象としているが、住宅等の賠償基準は新たな場所での生活再建を前提とした場合の必要費用に達していないという批判が多い。農業関連においても、施設や農機

などの償却資産や棚卸資産についての賠償請求が始まったが、農業再開を前提とした再取得ベースの賠償基準とはなっていない。何らかの形で生活再建や事業再開を支援する上乘せ措置を、国は考慮し東電を指導すべきだろう。

また、所得源として大きな棄損を被っている田畑や果樹木、森林などの財物および漁業権などの物権の価値減少は、警戒区域や計画的避難区域等にとどまらない全県に及ぶものである。県、農協系統機関および市町村などが行った「原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望（13年1月21日）」でも要請されているように、これらのすべての財物価値減少への賠償基準を、早急に提示することを求めたい。

また、不法行為による損害賠償の請求権の期間の制限についても問題が指摘されている。民法724条の前段の「不法行為による

損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する」は、権利行使が可能となった時点から消滅時効が始まる時効期間に関し述べたものであるが、原発事故損害に照らして言えば、東電が時効を援用（主張）しなければ、その効力は発生しない。なお、時効は、民法147条により裁判上の請求や東電の債務の承認など法定事由により時効は中断する。

一方、同条後段の「不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする」は、「除斥」と解釈される。除斥とは、賠償請求の権利発生時から期間が進行し、かつ中断・停止の事項もなく、前記に規定された20年の経過により当然に請求権は消滅するという考え方である。

現状、原発事故の安全収束が依然として定まらない状態が続くとともに、放射性物質による肉体・精神両面への健康被害や経済活動への制限・制約、財産価値の減少など様々な悪影響は超長期化する可能性が懸念される。そのような可能性が認識されるなかで、賠償請求の期限を限定するようなことは不合理ではあるまいか。とりあえず東電には経済産業大臣からの指導もあり時効援用の姿勢は無いと想定されるが、日本弁護士連合会が主張するように「全ての被害者にとって不利益が生じることのないよう、立法も含めた更なる救済措置を検討」^(注14)することも視野に置くべきである。

(注12) 漁業法23条により、漁業権は「物権」とさ

れ土地に関する規定が準用される。また、所有権移転の制限は受けるが、相続または法人の合併・分割による移転は認められる。

(注13) 除本(2012) 参照。

(注14) 日本弁護士連合会(2013a,2013b) 参照。

おわりに

自らが原因に関係するもので無いにもかかわらず、災害が突然降りかかってきた不条理感、営々と積み上げてきた生活や仕事断ち切られ将来が見えなくなった断裂感、自分たちの状況が理解されないのではないかという疎外感、東日本大震災をはじめとする大規模災害の被害者に共通するだろう。地形や気候、地震などのため、災害が頻発する日本において、災害への事前対策と事後的救済策を国等が重要政策として行うことは、生活権を保障する先進国として当然のことであると考えられる。

さらにその上に福島原発事故は、冒頭に述べた調査・検証委員会の報告に示されるように、事故を防ぎ得た、あるいはこのような被害規模になり得なかったという可能性を踏まえれば「人災」の側面も大きい。その可能性を前提とすれば、原発政策ないしエネルギー政策の責任は免れない。そして、放射性物質の性質の故に、影響が続く期間は超長期に及び、個人と地域の両面への被害は甚大となる。

それ故に、われわれは原発事故の被害と影響の現状を理解し、適切な支援を持続することを国民的な責任のもとでのコンセンサスとするべきであり、原発事故の被害者

の救済と地域の再生・再建には多くの時間と政策展開を要することを認識し支援することが望まれる。

<参考文献>

- ・ 国立国会図書館・経済産業調査室・課（2012）「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」『調査と情報』756号
- ・ 駒村美佐子・津村昭人・山口紀子・藤原英司・木方展治・小平潔「わが国の米，小麦および土壌における⁹⁰Srと¹³⁷Cs濃度の長期モニタリングと変動分析」（2006）『農業環境技術研究所年報』
- ・ 除本理史（2012）「原発避難者に迫る補償打ち切り」岩波書店『世界』10月号
- ・ 田崎晴明教授（学習院大学理学部）ホームページ「セシウム137とセシウム134」(<http://www.gakushuin.ac.jp/~881791/housha/>)

- ・ 田崎晴明（2012）『やっかいな放射線と向き合っ暮らしていくための基礎知識』朝日出版社
- ・ 日本弁護士連合会（2013a）「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効に関する意見書」
- ・ 日本弁護士連合会（2013b）「東京電力株式会社及び原子力損害賠償支援機構の総合特別事業計画等における損害賠償請求権の消滅時効の取扱いに関する会長声明」
- ・ 渡部喜智（2012a）「原発事故の被害の現状と系統機関の支援」『農林金融』3月号
- ・ 渡部喜智（2012b）「JA伊達みらいの地域農業への支援対応」農中総研ホームページ
- ・ 渡部喜智（2012c）「JAそうまの地域農業支援対応」農中総研ホームページ

（内容は2013年2月14日現在）

（わたなべ のぶとも）



被災農地の権利調整をめぐって

—仙台東地区ほ場整備事業を中心に—

特任研究員 行友 弥

〔要 旨〕

- 1 東日本大震災による農地の津波被害は、青森県から千葉県に至る6県の太平洋沿岸で2万1,480haに上る。うち宮城県は1万4,340haと3分の2を占め、とりわけ仙台市東部の沿岸部では水田を中心に1,800haが壊滅的な被害を受けた。2012年度中に500ha、13年度に900ha、14年度に400haが作付可能な状態に復旧される計画となっている。
- 2 被災前の仙台東地区は、ブランド米産地であると同時に仙台近郊という立地条件に恵まれ、農業経営は比較的安定していた。同時に兼業農家の比率が高く、規模拡大は進みにくい状況にあった。集落営農の取組みは転作作物にとどまり、米は個別経営によって担われていた。
- 3 被災後、地域農業の復興を巡って行政、農協、土地改良区などの関係機関が協議を重ねるなかで「震災前の姿に戻すだけでは、地域農業の真の再生は図れない」という危機感が共有され、その共通認識から農地の大区画化と所有権・利用権による農地集積を進める事業構想が浮上した。
- 4 事業は約2,000haという広大な農地を復旧しつつ、従来10～30a区画だったほ場の7割を90a～1haに広げる計画であり、仙台市の「農と食のフロンティア」、JA仙台の「テナントビル型農場」構想などとも連動し、地域農業の将来ビジョンを担う形になっている。
- 5 しかし、農業者の間には規模拡大より現状維持を望む声が多く、事業の意義に十分な理解が得られているとは言い切れない状況がある。また、地区外に転居した農業者や相続手続きが未了の農地などもあり、同意徴集に遅れが生じているほか、換地などの協議にも難しさがある。ただ現実には農業機械の喪失などで個別での営農再開は難しく、仙台市の農機リース事業を一つの契機に本格的な集落営農の取組みが期待される。
- 6 事業の推進を現場で担うのは農家の自治組織である実行組合や土地改良区の役員・総代らだが、その負担が過重になっている面がある。関係機関の連携と現場への支援態勢が事業の成否を握る。
- 7 政府が「5年間で20～30ha」への規模拡大目標を掲げるなか、一定のビジョンを掲げて短期間に農地の面的集積を図ろうとする仙台東地区のほ場整備事業は被災地のみならず全国のモデルケースになりうる。

目次

はじめに

1 東日本大震災による農地の被災状況と復旧目標

- (1) 全体
- (2) 宮城県
- (3) 仙台市

2 仙台東地区の特徴

3 仙台東地区ほ場整備事業

- (1) 構想が浮上した経緯

(2) 事業の概要

(3) スケジュールと推進体制

4 農地の権利調整をめぐる課題

- (1) 複雑な農家の意向
- (2) 難航する同意徴集
- (3) 換地と整備後の営農態勢をめぐる問題

5 事業推進上の問題点

まとめ

はじめに

東日本大震災に伴う巨大津波は、青森県から千葉県に至る太平洋沿岸の広大な農地に深刻な被害をもたらした。被災面積は2万haを上回り、うち3分の2を宮城県が占めている。なかでも壊滅的な被害を受けた仙台市沿岸部は良質米を生産する東北屈指の穀倉地帯で、仙台市近郊と立地条件にも恵まれ被災前の農業経営は比較的安定していた。しかし被災を契機に今後は離農者の増加が見込まれ、集落営農などを含む担い手への農地集積が急務になっている。

本稿では、災害復旧と一体で広大な農地の大区画化と集積を進める仙台東地区の国営ほ場整備事業を取り上げ、被災農地の権利調整（換地・利用権設定）を巡る問題を考察したい。

1 東日本大震災による農地の被災状況と復旧目標

(1) 全体

まず、巨大津波による農地被害の全体を概観する。農林水産省の「農業・農村の復興マスタープラン」（2012年4月20日一部改定）（第1表）によると、被災面積は青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県にまたがる2万1,480haである。うち宮城県が1万4,340haと突出して大きく、次いで福島県5,460ha、岩手県730haと続き、他3県は計950haとなっている。

同プランでは、うち1万8,910haを14年度末までに営農再開が可能な状態に戻すとしている。差し引き2,570haは、①転用が決まり農地としての復旧が不要になった、②海水浸入など被害が著しく別途工法の検討を要する、③大区画化に伴い工期の長期化が見込まれる、④福島第1原子力発電所事故で警戒区域などに指定され復旧の見通しが

第1表 津波被災農地における年度ごとの営農再開可能面積の見通し

(単位 ha)

	2011年度	12	13	14	その他	計
岩手県	10	220	140	350	10* ¹	730
宮城県	1,220	5,450	4,120	3,440	110* ²	14,340
福島県	60	400	1,350	1,200	2,450* ³	5,460
青森・茨城・千葉県	810	140	—	—	—	950
計	8,310	5,610	4,990	2,570	21,480	
年度別構成比(%)	39	26	23	12	100	

資料 農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」(12年4月20日一部改正後)から作成

- (注) 1 本表は、被災した農地全てを原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、大区画化等の工事を行う農地については、本工程とは別に地域の合意形成を進めながら実施する必要がある。また、原子力発電事故の影響がある農地については、別途実施される除染の工程と調整を図りながら復旧を進めていく必要がある。
- 2 ※1は農地の転用等により復旧不要となった地域。
- 3 ※2は海水が浸入しているなど被害が甚大な農地の一部で、別途復旧工法等の検討を進める地域。
- 4 ※3は農地の転用等により復旧不要となった地域100ha、大区画化に伴い工期を要することが予定されている地域230ha、原子力発電事故に係る警戒区域及び新たな避難指示区域の農地面積2,120ha。
- 5 12年度の営農再開可能面積には、12年度当初に除塩等を行う予定の農地を含む。
- 6 岩手県の13・14年度の区分は、「平成23年度復興実施計画の施策体系・事業に基づく進捗状況(暫定版)(平成24年3月岩手県復興局)」に基づくもの。

立たない、などが含まれる。

(2) 宮城県

宮城県内では110haが前記②に該当するため、14年度までの復旧目標は1万4,230haで、仙台東地区もそこに含まれる。

津波被害を受けた農地の一般的な復旧は、①がれきなど異物の撤去、②畔畔(あぜ)の復旧、③ほ場の地下に弾丸暗きょ(排水用パイプ)を通し、塩水を抜く、④表土を耕起、⑤塩分濃度が0.8%以下になるまで注水と排水を繰り返す、という工程で行われる。ほ場の区画整理を行う場合、②はあくまで仮復旧ということになる。また、⑤は用排水施設の復旧が前提である。

(3) 仙台市

仙台市の農地被害面積は約1,800haで、内

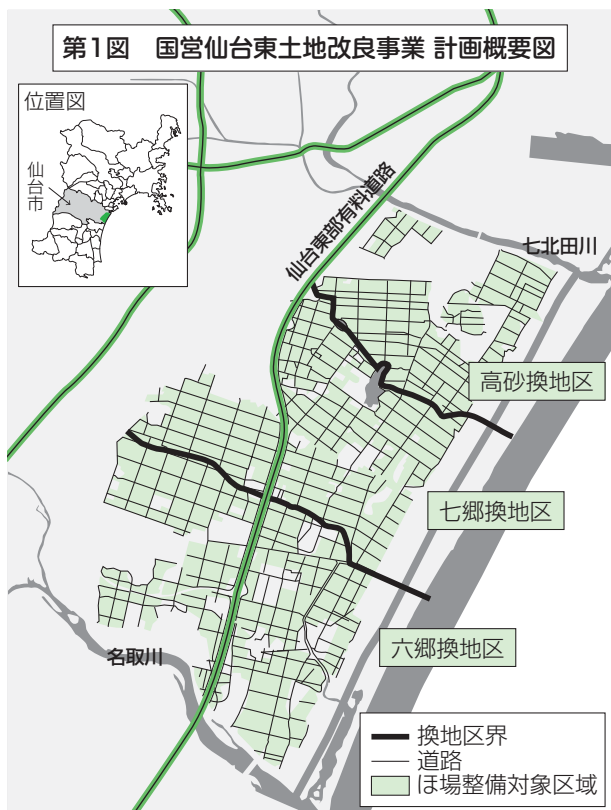
訳は水田が約1,600ha、畑が約200haとなっている。農地の被害金額は396億円、ほかに排水機場4か所と水路、農道などが計219億円、パイプハウスやントリーエレベーター(乾燥貯蔵施設)が106億円、農業被害は総額721億円に上り、その大半が東地区である。

がれき等の撤去は11年末までにほぼ全域で終了し、内陸側から順次、復旧作業が進んでいる。12年度中には約500haで作付けが再開され、13年度に900ha、14年度内には400haの復旧が予定されている。

2 仙台東地区の特徴

国営ほ場整備事業の対象となる仙台東地区(第1図)は仙台市宮城野区・若林区にまたがる沿岸地域で、高砂(宮城野区)、六郷(若林区)、七郷(同)の3地区で構成されている。

この地域の農業に関する主要データを第2表に示す。被災前の販売農家戸数は高砂地区が304戸、六郷地区が388戸、七郷地区が239戸で、経営耕地面積はそれぞれ585ha(うち水田544ha)、819ha(同683ha)、588ha(同550ha)となっている。六郷地区は水田の割合が83%とやや低いが、他の2地区は9割を超え、ほぼ水田単作に近い。ほかは露地栽培を中心とした野菜である。



資料 東北農政局・仙台東地区ほ場整備事業推進協議会作成のパンフレットから作成

農家1戸当たりの経営耕地面積は1.9～2.5haと都府県平均(10年で1.42ha)を上回るが、販売農家に占める専業農家の割合は、最も高い七郷地区でも22%にとどまり、高砂地区は16%、六郷地区が18%と、都府県平均(同26%)をかなり下回っている。

基幹的農業従事者(農業就業人口のうち調

査期日前1年間の普段の主な状態が「主に仕事に従事していた」者)の平均年齢は62.8～66.6歳で、全国平均(66.1歳)とほぼ一致する。同居の農業後継者がいる割合は、各地区とも5割を超え、全国平均の44%を大きく上回る。

1戸当たりの経営耕地面積が比較的に広いのは海に向かって開けた平坦な地形が理由であろう。また、日本穀物検定協会の食味ランキングで最上位の「特A」評価を受ける銘柄米「ひとめぼれ」の産地であること、仙台通勤圏に位置し兼業機会に恵まれていることが安定した農家所得をもたらし、兼業比率の高さと後継者の多さという特徴につながっていると考えられる。

ただ、こうした条件下では規模拡大のインセンティブは弱いと推察される。農業者の高齢化とともに農地集積が進んでいくことは当然だが、小規模な個別経営でも相対的に安定した収入が得られれば、農業者は体力と農業機械の続く限り営農を続けるため、農地集積の動きは緩慢にならざるを得ない。

仙台東地区では震災前から15の集落営農

第2表 ほ場整備事業の対象となる3地区の農業の現状

	経営耕地面積 (ha)	うち水田 (ha)	水田の比率 (%)	販売農家戸数 (戸)	販売農家1戸あたり経営耕地面積 (ha)	基幹的農業従事者の平均年齢 (歳)	販売農家のうち同居後継者がいる割合 (%)	専業農家の数 (戸)	販売農家に占める専業農家の割合 (%)
高砂地区	585	544	93.0	304	1.92	66.6	60.5	50	16.4
六郷地区	819	683	83.4	388	2.11	63.9	55.2	69	17.8
七郷地区	588	550	93.5	239	2.46	62.8	51.4	53	22.2

資料 2010年世界農林業センサス(東北農政局提供)から作成

(注) 1 「販売農家のうち同居後継者がいる割合」は10年のデータがないため、05年農林業センサスによる。

2 センサスの地域区分は圃場整備事業の対象地域と一致しない。

組織が結成されていたが、その実態は米の転作作物（麦、大豆等）だけを担う「転作組合」で、稲作の大半は個別経営に担われていた。

なお、一般的に宅地などの土地需要が強い都市近郊では、農地転用への期待感から農家が資産として農地を保有し続ける傾向があり、集積の制約になるとされる。今回の事業対象地域は大半が農業振興地域整備法に基づく農用地区域に指定されており、原則的には転用できないが、換地の際の評価額はやはり宅地化が進む内陸部が高くなる傾向があると地元農政関係者は指摘する。

一方、津波被害の再発を防ぐため市が「移転対象地区（災害危険区域）」に指定した沿岸部は宅地化の可能性が消え、潜在的な資産価値は相当下がったと考えられる。純粋な農業上の収益還元で農地価格が決まるようになれば、農地の流動性は震災前より高まることになる。

津波被害を契機とする離農者の増加も農地集積の加速要因になる。農地自体は自己負担なしで復旧されるが、流失した農業機械や関連施設（育苗ハウス、農機具小屋など）の再投資には相当な負担が避けられない。制度融資などを活用するにしても、高齢化して後継者もない農業者には大きなリスクを伴う。

3 仙台東地区ほ場整備事業

(1) 構想が浮上した経緯

第3表に示した通り、11年3月11日の東日本大震災発生から1か月足らずの時期にJA仙台、仙台東土地改良区、仙台市の三者を中心とする「仙台東部地区農業災害復興連絡会」（以下「連絡会」という）の第1回会合が開催された。連絡会はそれ以後も毎月ほぼ1回のペースで開かれ、壊滅的な被害を受けた地域農業の再生を巡り協議が重ねられた。

その協議のなかで「単に元の姿に戻すだけでは地域の再生につながらない」という

第3表 仙台東ほ場整備事業を巡る主な経緯

2011年3月11日	・東日本大震災発生
4月5日	・仙台東部地区農業災害復興連絡会（JA仙台、土地改良区、仙台市）第1回
11月1～2日	・ほ場整備事業に関する農家代表説明会第1回（3地区、実行組合長・土地改良区役員等）
11月9～14日	・ほ場整備事業に関する集落説明会第1回（3地区×2回）
11月15日～12月9日	・ほ場整備事業に係る意向アンケート調査（被災農地、対象2,180人、回答1,446人＝66%）
11月30日	・仙台市震災復興計画決定
12月15～16日	・ほ場整備事業に関する農家代表説明会第2回（3地区）
12月18～26日	・ほ場整備事業に関する集落説明会第2回（3地区×2回）
12月28日～12年1月31日	・ほ場整備事業に係る意向アンケート調査（未被災農地、対象569人、回答379人＝67%）
2月4～8日	・ほ場整備事業に関する集落説明会第3回（3地区×2回）
4月5日	・仙台東地区ほ場整備事業推進協議会第1回（JA仙台、土地改良区、仙台市、東北農政局、宮城県などオブザーバー参加）
4月24日	・同協議会幹事会第1回
5月22～24日	・仙台東地区ほ場整備事業推進協議会検討部会
6月28日～7月8日	・仙台東ほ場整備事業集落説明会第1回
8月26日～9月9日	・仙台東ほ場整備事業集落説明会第2回
8月28日～9月25日	・地域住民等意見聴取
10月23日～11月11日	・仙台東ほ場整備事業集落説明会第3回
11月5～9日	・計画概要等公告
11月10日～	・同意徴収開始

資料 東北農政局の提供資料から作成

認識が共有されるようになり、災害復旧と併せてほ場整備事業を行う方向が打ち出された。

11年11月には農家代表に対する第1回の集落説明会が開かれ、関係農業者2,180人を対象とした意向アンケート調査（調査結果については後述）も実施された。同月に策定された仙台市の震災復興計画にも、ほ場整備事業が組み込まれた。

市の復興計画は同地区を「農と食のフロンティアゾーン」と位置づけ、ほ場整備を通じた農業生産のコスト削減、特区制度を活用した関連産業の振興などを進めるとしている。ちなみに特区は雇用機会確保に寄与する農業と関連事業を行う事業者に固定資産税などを減免し、法人化や6次産業化を推進するというもので、地区内の2農事組合法人が3事業について指定を受けている。

これに先立ち、JA仙台も04年に「テナントビル型農場制農業」構想を掲げていた。これは地区全体を一つの農場に見立て、水稲、野菜、施設園芸、農産物加工施設など多様なほ場と関連施設を整然と配置しているというものである。集落営農組織や農業法人が利用する大規模ほ場だけでなく、自給的農家も利用できる小区画農地、加工施設、直売所などを整備する点に特色がある。

国直轄の事業を単なる災害復旧ではなく、地域農業の将来を見据えた前向きのものにしようという機運が芽生えた背景には、農協をはじめ関係機関が震災前から抱えてい

た危機感もあったとみられる。

(2) 事業の概要

本事業の正式名称は「直轄災害復旧関連区画整理事業『仙台東地区』」である。推進組織の名称は「仙台東地区ほ場整備事業推進協議会」となっているが「ほ場整備」という用語の方が農家にとってなじみ深いという判断からの命名だという。

対象面積は道路や水路などを含め2,162haで、数百ha規模が通例のほ場整備事業の中では突出して大規模な事業といえる。うち農地面積は現況が1,924ha、区画整理後は1,909haと想定されている。総延長153kmの末端水路を整備し、パイプライン（地下）化する。12か所の揚水機場を備え、末端排水路の総延長は126kmで、1,539haについては暗きょ排水を整備することになっている。

総事業費としては187億円が予定されており、負担割合は国が95%、宮城県が3%、仙台市が2%となる。通常の土地改良事業では一定の受益農家負担があるが、本事業では特例として仙台市が肩代わりすることになった。

工期は12～16年度を想定し、11年度第3次補正予算で約30億円が計上され12年度に繰り越されたが、同年度内の着手が困難な状況になったため、13年度予算で改めて措置される方向になっている。

整備対象区域には、津波の被害を受けなかった内陸部の農地約290haも含まれる。これは、用排水の一体性を考慮し関係農家569人の意向を聴取したところ、回答

した329人の7割以上が「整備に参加したい」「周辺が整備するなら参加したい」と回答したためである。

また、対象面積の一部には農用地区域に指定されていない「白地農地」も含まれている。これも水利などの観点から耕作者が希望する農地を組み入れたものである。整備に伴って農用地区域に編入され、原則として転用はできなくなる。

大区画化については、水田1区画が10～30aの現状から90a～1haに広げる。いわゆる「分散錯圃」（小規模な農地が分散し複雑に入り組んだ状態）を解消することで農作業の効率を高めコスト削減を図るが、大区画は全体の7割程度で、集落の居住地周辺などには30a区画も残す想定になっている。

大区画化の実効性を上げるうえで最も重要なのは換地計画である。区画整理によって形状が変わる農地を効率よく利用するため、話し合いによって所有権を移転（交換

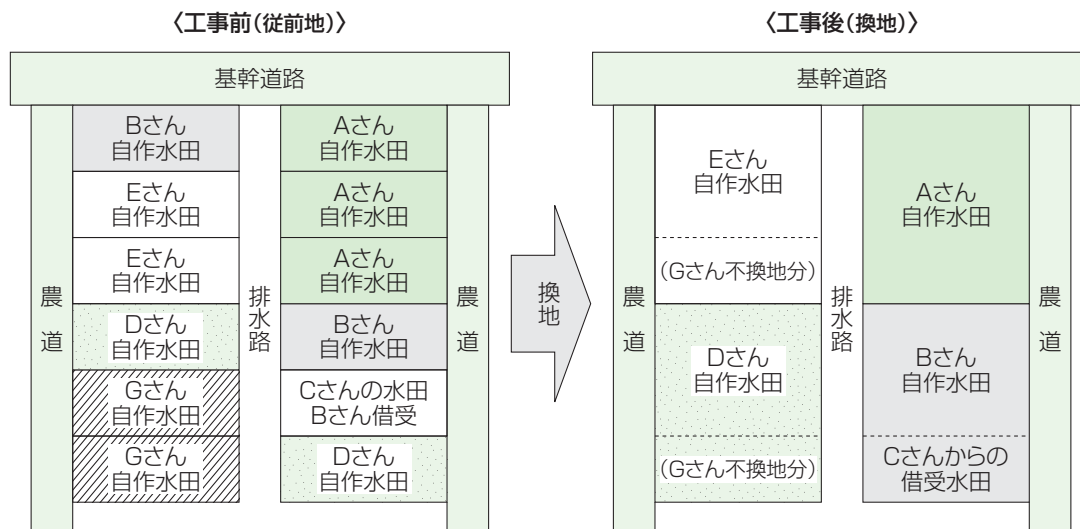
分合）するのが狭義の換地だが、併せて農地の利用権＝賃借権についても調整を進める。第2図に示す通り、大区画化の結果として1枚の水田に複数の所有者が併存するケースが出てくるため、利用権の調整も必要になることが理解できよう。

なお、高砂、七郷の両地区では、過去のほ場整備で既に30a区画となっているため、3区画を一つにまとめて90a区画とする。一方、六郷地区では大部分が10a区画で畑も比較的多いため、ほ場の形状変化の度合いは他2地区に比べ大きくなる。

(3) スケジュールと推進体制

第3図の通り、当初スケジュールでは関係農家約2,300人からの同意徴集を1月半ばに終える予定だったが、1月末時点でまだ完了していない。法令上必要な3分の2以上の同意は既に得られているが、区画整理の効果を上げるには100%近い同意が求

第2図 換地の基本的な考え方について(参考例)



資料 第1図に同じ

第3図 土地改良法の手続きと換地等スケジュール

(土地改良法手続き等)	2012年度									2013年度								
	8月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
地域住民の意見聴取		■																
宮城県知事協議 計画概要の公告			■															
関係農家の同意徴集				■	■	■	■	■										
事業計画の決定							●											
事業計画書の公告縦覧							■											
事業計画確定							●											
換地・評価委員会の設置				●														
従前地調査				■	■	■	■	■										
換地設計基準・土地評価基準の作成				■	■	■	■	■	■									
換地計画原案の検討・作成									■	■	■	■	■	■	■	■	■	
ほ場整備工事																■	■	

資料 第1図に同じ

められる。不参加者が多いほど小区画・不整形な農地が残り、連担化（面的集積）の効果が上がらないためである。

同意徴集と並行して進められるのが換地設計基準・土地評価基準の作成である。個々の農地の生産性・収益性を元にして評価基準を決めていくが、前述のように宅地化の圧力など農業以外の要素もあり、農家の利害関係の絡む調整となる。13年3月末までの作成を予定している。

評価基準の完成後は換地計画原案作成に入る。具体的に個々の所有権を入れ替えていくため、更に調整は難しくなる。換地原案は9月末までに作成し、10月以降に着工するスケジュールになっている。

事業の推進を支えるのは「仙台東地区ほ場整備事業推進協議会」である。仙台東土地改良区、JA仙台、仙台市農業委員会、仙台市で構成され、国（農林水産省東北農政局）、宮城県、宮城県土地改良事業団体連合会（水土里ネットみやぎ）がオブザーバーとし

て加わっている。

オブザーバーも含めた幹事会の下に高砂、七郷、六郷各地区の「工事検討部会」「営農検討部会」「換地検討部会」が置かれている。部会は構成団体と地元農業者の代表で構成され、工事検討部会は用排水や道路などの工事内容、営農検討部会は土地の利用区分（水田、畑地などの区分け）と生産計画、利用集積など、換地検討部会は土地評価基準などを協議する。

換地については部会の検討結果を踏まえ、改めて土地改良区内に「換地・評価・工事委員会」が設置され、ここが換地計画原案作成の舞台になる。約230人の委員で構成される予定である。

同意徴集や換地計画作成に携わるのは、農家の自治組織である実行組合（3地区で40数組合）の組合長クラスである。各集落のリーダー格として土地改良区の役員（理事・監事）や総代・連絡員などを兼ねていることも多く、関係農家への説明・説得や現

場における関係機関連携の要である。

4 農地の権利調整をめぐる課題

(1) 複雑な農家の意向

事業を巡る被災農業者の意向は一様ではない。前述のように、東北農政局は11年11月15日～12月9日に仙台東地区の津波被災地域に農地を所有する2,180人を対象にアンケート調査を実施し、66%に当たる1,446通の回答を得た。その結果をまとめたものが第4図である。

「整備に参加したい」が38%、「周辺が整備するなら参加したい」が39%と合計で8割近くに上り、明確に「参加したくない」と答えたのは17%だけだった。特に10a区

画が多い六郷地区では、85%が前向きな回答を寄せている。

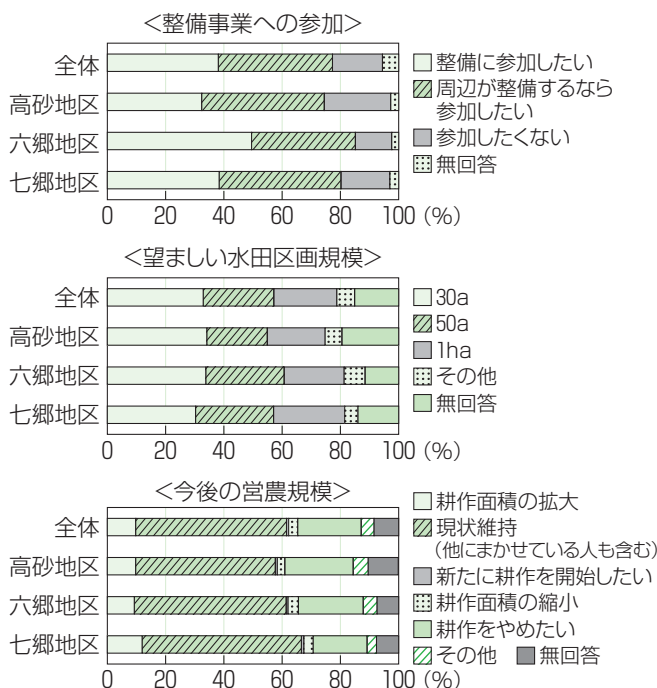
ただ、整備内容（複数回答）については、用排水路や農道の整備を求める声がそれぞれ51%、40%と多く「区画の大型化」を挙げたのは全体の36%、六郷地区でも41%にとどまった。水田区画について1ha規模を望む人は全体で22%と少なく、30aが33%、50aが24%となり、大区画化については必ずしも積極的な反応が得られなかった。

今後の営農規模に関する意向にも同じ傾向が表れている。水田について「耕作面積の拡大」を望む人は全体の10%にとどまり、「現状維持」が52%、「耕作面積の縮小」を考えている人は3%、「耕作をやめたい」とする人が22%と、消極的な姿勢が目立つ。畑でも「拡大」を望む人は4%に過ぎず、「現状維持」が45%、「縮小」が8%、「やめたい」が18%となった。

耕作をやめたい理由（複数回答）は「後継者がいない」が水田で57%、畑では78%に上った。「経営主の高齢化」も水田で45%、畑で54%と多く、「農業以外の収入で生計を立てている」が水田で45%、畑で56%、「農業機械や施設が被災した」が水田で42%、畑で65%、「もうからない」が水田で27%、畑で37%と厳しい現状認識が示された。

銘柄米産地で野菜などの販路にも恵まれているこの地域ですら、農産物価格の長期低落傾向の下で兼業収入への依存度が高まっており、被災

第4図 ほ場整備事業に関する農家のアンケート結果



資料 第1図に同じ

を離農の契機と考える人が多い実情が浮き彫りになったといえる。また、農業機械や施設の被害が経営再開のネックになっていることも読み取れる。

ほ場整備との関連で特に重要なポイントは、半数に上る農業者が「現状維持」を希望していることである。農地を大区画化しても、被災前の経営規模に拘泥する農業者が多ければ、農地集積を進めるうえで大きな制約になる。

ただ、アンケートは震災発生から8か月後という比較的早いタイミングで実施されたもので、2年近くたった現在では農業者の意識に変化が生じている可能性があることに留意する必要がある。

被災直後は生活再建に追われ、将来の経営展望を描けないうまま離農を考えた人が、時間の経過とともに営農意欲を取り戻すことはあり得る。逆に「元通りの暮らしをしたい」という願望から「現状維持」と答えても、農業機械の喪失などの現実問題を冷静に直視するようになって考えが変わる場合もあるだろう。事業推進に当たっては、こうした農業者の心境の揺れを踏まえた対応が求められる。

(2) 難航する同意徴集

既に述べたように、推進協議会は12年11月10日から関係農家の同意徴集を開始したが、1月末時点では未了となっている。途中段階の同意率は公表されていないが、9割には届いていない模様である。

同意徴集の対象は土地改良法第3条の該

当者（基本的には受益地区内で耕作を行う者）であり、各集落の実行組合長や土地改良区役員らが総力を挙げて説明・説得に当たっている。

関係機関によると、地元在住者についてはおおむね意向確認が終わっており、不同意者や態度保留者に対しても引き続き事業の意義を説明するなどして同意率の向上を目指している状況だという。

課題は震災をきっかけに集落外へ転居した農業者、もともと地区内に居住していない「入り作」者などである。こうした人々に対しては、郵送でのやり取りで同意徴集を進めなければならない場合もあるため、地元在住者より時間がかかる。転居先が判明しない人も12年末時点で20人程度いるという。

更に難しいのは、名義上の農地所有者が既に死亡しているが相続手続きが済んでいないケースである。これも100人前後いるとみられている。

前述のように同意は3条資格者（原則として耕作者）から徴集するが、相続手続きが行われていない場合は農地法に基づく正式な利用権設定（農業委員会に申請し許可を得る）の手続きも行われず、当事者間だけの約束による「ヤミ小作」となっていることが多い。つまり、法的な「3条資格者」は物故者になってしまう。

その場合は物故者の家族関係を調べて法定相続人を特定し、該当者に同意を得なければならなくなる。東日本大震災による死亡者・行方不明者だけでなく、それ以前に

亡くなっているケースも多く、当事者自身に相続人であるとの自覚がなく、地元を離れて不在地主化している場合も少なくない。こうした相続未了の事例は、換地を巡る協議を更に複雑化させる要素になる。

(3) 換地と整備後の営農態勢をめぐる問題

正式な事業計画は同意徴集終了を受けて決定され、更に公告縦覧を経て確定しなければ工事を発注できない。

また、事業計画が確定して発注にこぎつけたとしても、着工するには換地計画が作成されていなければいけない。

先にも述べたように、換地の焦点は半数に上る「現状維持」派の存在である。集落説明会でも「30aで十分」といった声が出ており、大区画化への意義が十分に理解されているとは言い難い現状がある。

また、現状維持を望む農業者は耕作面積の維持だけでなく、同じほ場での営農（従前地換地）を希望するケースが多いとみられ、この点もネックとなる。特に野菜農家の場合、畑が替われば土作りに2、3年はかかると言われ「土ごと移してほしい」と要望する野菜農家もいるという。1枚1枚の畑の土をはぎ取って運ぶのは現実的には不可能である。

換地と利用権設定の動向は、既に触れた仙台市やJA仙台の構想だけでなく、農林水産省が推進する「地域農業マスタープラン」（通称「人・農地プラン」。被災地版は「経営再開マスタープラン」）の作成にも大きく

影響する。仙台市は東地区で13年度に営農を再開する900haについて、優先的に同プランを作成する予定だが、その成否はほ場整備事業の進展にかかっていると看做す過言ではない。

被災した農業者の多くが震災以前と同じ営農形態に戻ることは難しい現実がある。既に述べたように、農業機械などの設備投資に多額の資金が必要だからである。大型農機をそろえるには数千万円の資金が必要になるが、制度融資を受けるにも認定農業者であることが要件になるなど、さまざまなハードルがある。

この点で、仙台市が12年度から実施している「農機リース事業」が重要な役割を果たしている。同事業は13年度に営農再開が予定される900ha、14年度の400haを対象にトラクター53台、田植え機24台などの農業機械のほか、育苗用パイプハウスや農業機械の格納庫（農機具小屋）などを貸与するものだが、リース先は集落営農組織に限定されており、個別経営は対象外となっている。

このため、農機を失った農業者は集落営農に全面的に参加することが現実的な選択肢になっている。前述の通り、この地域の集落営農組織の実態は「転作組合」だったが、リース事業を契機に稲作も担う集落営農への格上げが各組織で話し合われている。

このように、仙台東地区における農地集積は東日本大震災を大きな契機とし、ほ場整備、農機リース、経営再開マスタープラン作成などが連動しながら急ピッチで進む構図になっている。通常、この種のは場整

備事業では地域の合意形成のため先行期間だけで数年を要するが、それを短期間で一気に実現しなければならないところに、震災がもたらしたインパクトの大きさが表れていると言っているだろう。

5 事業推進上の問題点

今回の調査で感じられたもう一つの問題点は、集落リーダーの責任と負担の重さである。その多くは自らも被災者として生活再建や営農再開準備に追われながら、地域が抱える諸課題の解決や住民の意見調整に当たっている。

特に2,000haという広大な地域を対象とする本事業は、行政や農協、土地改良区など諸機関の職員だけで推進することは不可能であり、集落のリーダーたちが文字通り「実行部隊」にならざるを得ない。

行政機関や農協には他の自治体や系統組織から多くの応援職員が派遣され、それでも人手不足が伝えられているが、集落にはそのような人的支援もない。

事業を円滑に推進するためには、地元農家が地域農業の将来を巡って虚心坦懐に話し合い、共通認識を醸成することが極めて重要である。しかし、土地改良区幹部からは人手不足による情報伝達やコミュニケーションの遅滞を嘆く声が聞かれた。換地などを巡る難しい調整を控え、こうした現場の悩みに行政や農協がどう応えていくのが今後一つの課題になるだろう。

また、仙台東土地改良区では、震災後に

賦課金（農家が拠出する土地改良区の運営費）徴収が滞り、農協などの融資で乗り切るといった事態も生じた。賦課金は耕作面積に応じて耕作者が負担するのが原則だが、実質的には農地所有者が拠出しているケースも多いという。今後、農地集積が進んで耕作者数の減少と「土地持ち非農家」の増加が見込まれるなか、土地改良区の財政や運営体制をどう支えていくかという問題も浮上してくるだろう。

まとめ

「人」と「農地」の最適な結合は、被災地だけでなく日本農業全体の再生の上で極めて重要な課題になっている。東日本大震災はもちろん二度とあってほしくない大災害だが、ある意味では日本農業の慢性化した患部をえぐり出す契機にもなった。だとしたら、元に戻すだけの復旧は延命治療にもならない。

もちろん「絵に描いた餅」を上から押し付けても農業は再生しないし、既存の農業者を排除して外部から企業を新規参入させるような本末転倒の手法は論外である。

しかし、仙台東地区では土地改良区、農協、仙台市、東北農政局などの関係機関が真剣な協議を重ねて一つの将来ビジョンを打ち出し、少なくとも地域の中核的農業者はそれを支持している。個々の農業者には思惑の違いや温度差があるが、それを乗り越えて合意形成しようとする関係者の決意は固い。

これまで「営農は農協，ハード面の整備は土地改良区，農地行政は農業委員会（自治体）」といった縦割りの構図があったが，本事業では関係機関が一体で取り組んでいる点も一つのモデルケースと言える。

また，宮城県は国の復興交付金を活用した県営事業として，気仙沼，東松島など6市4町で4,000haの農地を15年度までに大区画化するとしている。仙台東地区はこれらの県営事業にとっても貴重な先行事例となるだろう。

高齢化と後継者不足を背景に農業従事者数の減少が続くなか，政府は11年10月策定の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」で，16年度までに「平地で20～30ha，中山間地域で10～20ha」を土地利用型農業経営の大宗とする目標を掲げた。

その具体的な受け皿作りを目指すのが，地域農業マスタープラン（人・農地プラン）である。農林水産省によると，昨年末時点

で1,558市町村が同プランの作成を予定し，うち42%に当たる655市町村が既に作成に至っている。

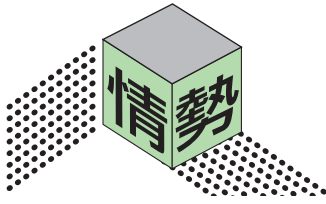
政府の方針通り進めば，平均約2haという現在の経営耕地面積が5年間で10倍程度に拡大することになるが，その際には地域の合意に根差した農地の「所有と経営の分離」や，離農者＝土地持ち非農家を包摂した新たな農村社会の在り方が課題となるはずである。

その意味で，仙台東地区は場整備事業の成否は，被災地宮城県の農業復興のみならず，日本農業全体の将来を占う壮大な「挑戦」としての重要性を帯びていると言えよう。

なお，本稿は現在進行中の事業を扱ったものであり，多くの点で流動的な要素を残したまま執筆せざるを得なかった。本事業の進展については引き続き調査し，機会を捉えて追加報告することとしたい。

（ゆきとも わたる）





大震災からの農業復旧・復興へ向けた 施策の動向と農協の取組み

主席研究員 内田多喜生

はじめに

大震災から2013年3月11日で丸2年が経過する。現地では、各種の公的施策やJAグループをはじめとする農業関連団体、民間のボランティア等の支援、そしてなによりも被災された方々自身の努力により、一定の復旧がみられている。しかし、いまだ被災地の復旧・復興は道半ばであり、大震災前の生活や営農活動の回復にはほど遠い状況である。

筆者は、本誌12年3月号において、「大震災からの農業復旧・復興へ向けた農協の取組みについて」として、大震災から1年後の農業復旧・復興の状況と農協の取組みについてとりまとめを行った。本稿では、その後の被災地の取組みを、公表資料・新聞記事、農協・行政機関への聞き取り調査等を交えながら、主に12年以降の施策の動きについて振り返るとともに、今後の課題について検討するものである。

なお、復旧・復興への取組みは、多岐にわたるが、本稿では、津波被害の大きかった岩手県、宮城県の沿岸市町村及びそれら市町村を管内とする農協の取組み等について、とりまとめている。また、復旧・復興

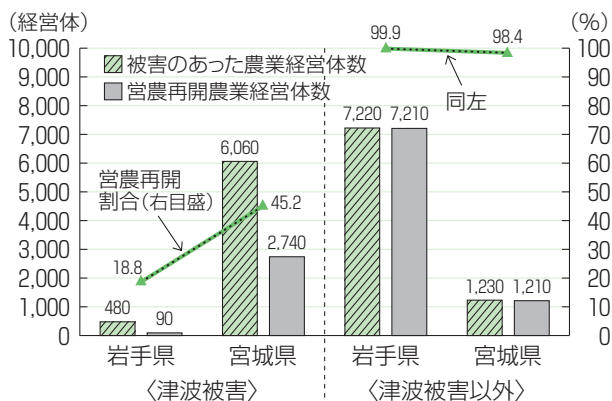
のための取組みは膨大であり、本稿で取り上げている事例はごく一部であることに留意されたい。なお、放射能被害の大きい福島県については、本3月号内の別稿で論考が加えられている。

1 大震災後の営農活動の 復旧の状況

まず、岩手県、宮城県における被災地の営農活動の復旧状況を概観する。被災地における営農活動の復旧に関して農林水産省から公表されている資料は、現時点（13年1月末段階）で、12年3月時点のものしかない（実際には、その後、復旧がかなり進捗した地域もあるとみられる）。この資料により、岩手県、宮城県における津波被災地域とそれ以外の地域で農地の復旧及び農家の営農再開割合をみたものが、第1、2図である。

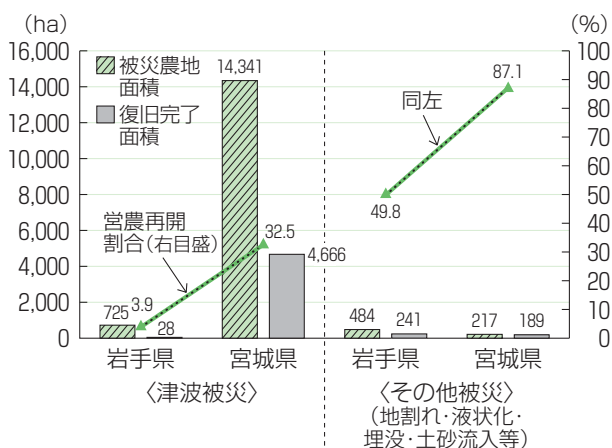
第1図にみられるように、農業経営体の営農再開割合は、津波被害以外の経営体ではほぼ100%近いが、津波被害を受けた経営体では、岩手県で約2割、宮城県でも約5割である。ここから、津波被害を大きく受けた経営体は、早期の営農再開が困難であったことがうかがえる。

第1図 岩手県・宮城県の大東日本震災で被害を受けた農業経営体数と営農再開経営体数(12年3月11日現在)



資料 農林水産省「東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況(12年3月11日現在)」

第2図 岩手県・宮城県の大東日本震災に伴う被災農地と復旧完了面積(12年3月11日現在)



資料 農林水産省「東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積(12年3月11日現在)」

同様に、農地復旧においても、津波以外の被災農地では、岩手県で約5割、宮城県で約9割の農地が復旧しているのに対し、津波被災を受けた農地では岩手県では約4%、宮城県でも約3割しか復旧していない。ただし、津波被害を受けた面積は、仙台平野沿岸部の広大な農地が被害を受けた宮城県が14,341haに上るのに対し、リアス式海岸に点在する農地が被害を受けた岩手

県はその約20分の1の725haにとどまる。この違いは、あとにみる施策の事業規模等に大きく影響している。

このように12年3月時点でも、津波被災地域とそれ以外の地域では、農地の復旧・農業経営体の営農再開状況には大きな格差があり、こうした格差に対処し、早期の営農活動の復旧・復興を図るために、以下にみるような様々な施策が行われたのである。

2 現段階の農業関連の主な復興施策

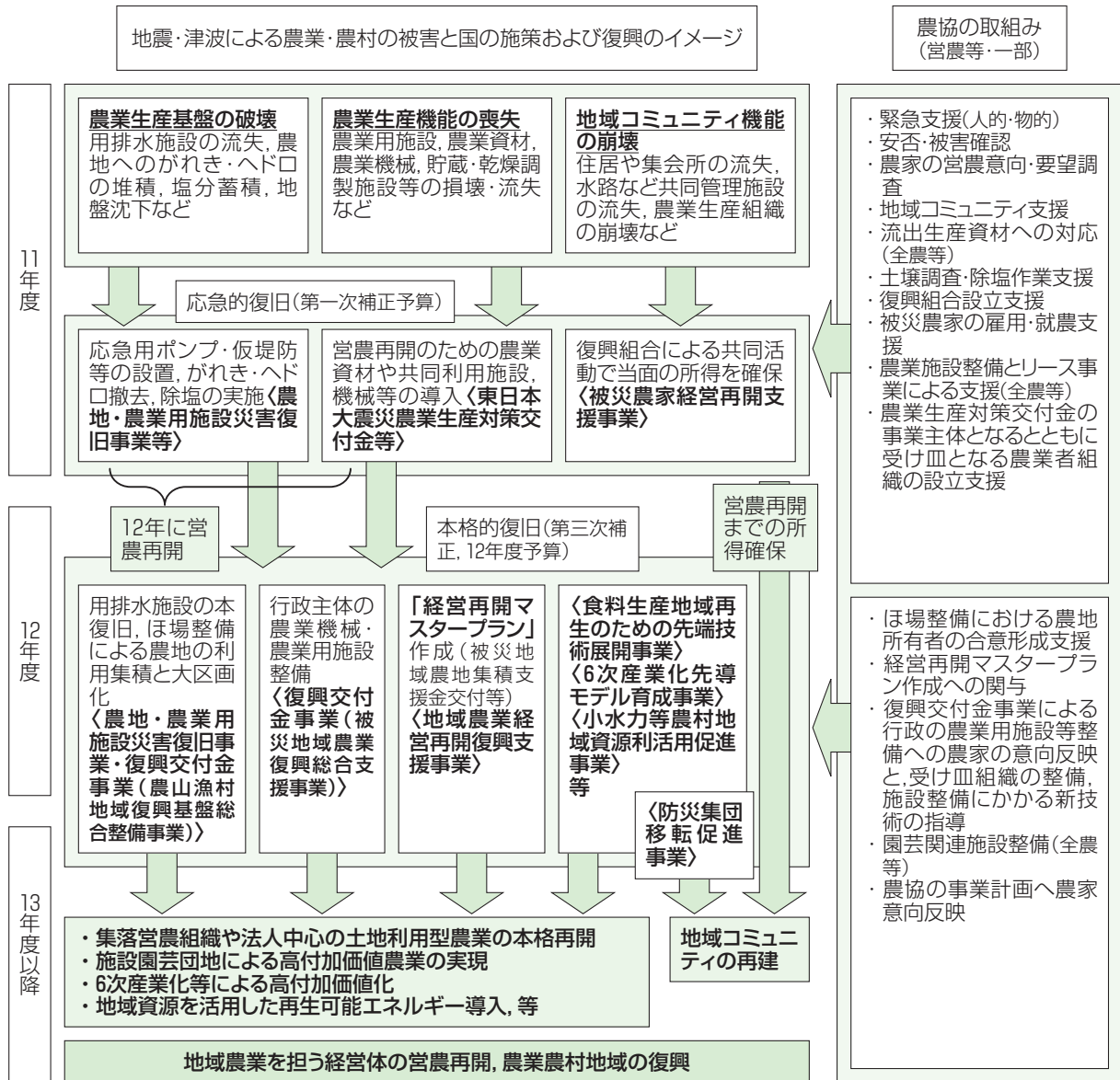
第3図は、大震災発生後にとられた各種の施策と農協の対応について、農林水産省資料を加工し、作成したものである。

11年は、津波被災を受けた地域を中心に、応急的な対応を含め現在も続く災害復旧事業により、用排水機場や農地の復旧が進められた。また、それら地域で農地や農機等の生産手段を失った農業者の所得確保のため、被災農家経営再開支援事業が実施された。これは、被災農家で組織された復興組合による復旧作業へ支援金を交付するもので、この取組みは現在も多くの地域で継続している。復興組合の組成に関しては、多くの農協で事務の支援等が行われた。

さらに、一部の農業者は国による東日本大震災農業生産対策交付金等の施策や全農の災害対策積立金等JAグループの支援により、比較的早期に農業用施設や農業用機械を確保した。

災害復旧事業やこれらの事業により、一

第3図 農業・農村の復興に係る国の施策と農協の取組み



資料 東北農政局資料に農協の取組み部分等を追加し, 作成

部の農業者は既に営農再開に至っている。

東日本大震災農業生産対策交付金による農業用施設や農業機械等の整備は, 農協が事業主体になるケースや, 農協が農家を組織化して事業の受け皿とするケースなど, 岩手県, 宮城県の被災農協の多くで取り組まれている。

例えば, JA南三陸では, JAが同交付金

を利用し, いちご・園芸・花卉用大型パイプハウス・畜産施設及び関連農業機械等の固定資産(リース投資資産)を取得し, 担い手をはじめとした組合員や生産組織, 農作業受託組織に対しリースすることで, 農家の経済的負担を極力軽くした上での営農活動再開を実現した。

また, 全農の災害対策積立金を利用して

農家の農業用施設確保を支援した取組みの一つとしては、JA名取岩沼のパイプハウス貸与事業があげられる。

沿岸部で1,000棟を超える園芸用パイプハウスが流出・損壊したJA名取岩沼では、同積立金によるJA全農みやぎの東日本大震災災害対策事業を活用し、12年5月までに190棟の園芸用パイプハウスをJAが取得し、JAが事業主体となって41の被災農家等に貸与している。

12年に入ると、上記の取組みに加え、地元負担がなく農業者や関係団体からの期待が強かった復興交付金事業が始まる。また、人・農地プランの被災地版である経営再開マスタープランの取組みも徐々に広がっていく。さらに、前年から続く取組みではあるが、食料生産地域再生のための先端技術展開事業や6次産業化先導モデル育成事業等も一部地域で本格化している。一方、生活面の再建については12年後半から防災集団移転促進事業において住宅地の造成等が始まっており、住居を失った被災者の方々の住居確保へ向けた取組みが本格化している。

以下、営農再開に関連する取組み等について概観していく。

3 主な施策の動向と農協の取組み

(1) 復興交付金事業

まず、12年3月の第三次補正予算から取組みが始まった復興交付金事業をみていくことにする。復興交付金事業は、地方負担

が「追加的な国庫補助、及び地方交付税の加算、により全て手当て」される。ここでは、津波被災地における営農再開にとくに重要な役割を担っている、農地整備に関する「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」と、農業用施設整備に関する「被災地域農業復興総合支援事業」を取り上げる。

a 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

—集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等—

この農山漁村地域復興基盤総合整備事業は、「農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施、農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施」するもので、現在、ほ場整備事業を中心に取組みが進んでいる。なお、仙台市の仙台東地区では、国の直轄事業ではほ場整備事業が行われる。

ここで宮城県・岩手県沿岸部各市町村の農山漁村地域復興基盤総合整備事業の取組みをみると、12年1月末時点で宮城県の沿岸15市町のうち10市町、岩手県の沿岸12市町村のうち7市町村と過半の沿岸市町村で事業に取り組む計画がある。ただし、前述のようにリアス式海岸に点在する農地で事業が行われる岩手県と、仙台平野の広大な農地で事業が行われる宮城県では対象面積が大きく異なっており、復興交付金事業のほ場整備・農地整備・区画整理等の対象面積を単純に足すと、宮城県は対象市町内耕地面積のうち約8,000ha、20%が国の直轄

事業を含め事業の対象になっているのに対し、岩手県では、300ha、2%にとどまっている。

同事業の中心となるほ場整備事業実施区の多くは、関係農家の合意徴集等のプロセスを経て13年中の事業着工が計画されているが、この事業に参加する農家の合意形成については、実施区を管内とする農協も集落での説明会や話し合いに参加するなどして、その進捗に努力している。

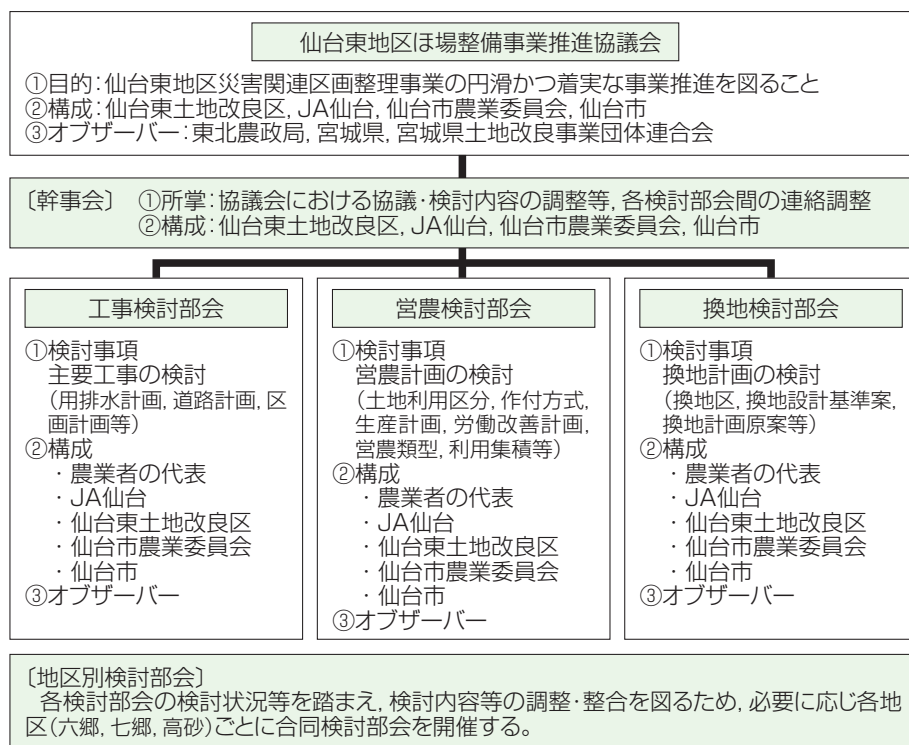
例えば、国の直轄事業ではあるが、JA仙台は、仙台東土地改良区、仙台市農業委員会、仙台市とともに、12年4月1日に仙台東地区ほ場整備事業推進協議会を組織し、JA仙台が幹事会及び各部会に入って、着実な事業推進のための農業者の合意形成

支援等に取り組んでいる（第4図）。

また、ほ場整備事業においては、事業完了後の農地の受け手を確保する必要があり、担い手が足りないもしくはいない地域では、農協と農業関連機関が協力して受け皿組織づくりを行っているケースもある。例えば、管内で複数の大規模なほ場整備事業が計画されているJAいしのまきでは、ほ場整備後の農地の受け皿組織づくりを、農業改良普及センター等と協力して支援し、12年12月には、東松島市大曲生産組合の構成員4名により、農業生産法人「株式会社ばるファーム大曲」が設立されている。

同法人は復興交付金などを利用し、地域農業を担う予定で、将来的には150ha規模の土地利用型農業経営と施設園芸に取り組

第4図 仙台東地区ほ場整備事業推進協議会組織図



資料 「仙台東部地区農業災害復興連絡会」第13回連絡会資料

む計画とされている。^(注1)

(注1) 宮城県農林水産部農業振興課「みやぎの農業普及現場」2013年1月号

b 被災地域農業復興総合支援事業

—農業用施設整備等—

次に、被災地域農業復興総合支援事業(以下「農業用施設整備等事業」という)をみていく。同事業は、「東日本大震災により被災した市町村が策定する復興計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が農業・加工用施設の整備等を行い、被災農業者等へ貸与することで農業復興を支援する」事業である。事業実施主体は市町村で、補助対象は、①生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設、②トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械、とされている。

農業用施設整備等事業について12年11月30日の第4回までの交付可能額通知をみると、宮城県の沿岸15市町中8市町で、岩手県の全体12市町村中8市町村で取り組む計画となっている。そして、同事業の全体事業費をみると、宮城県の沿岸8市町で約280億円、岩手県の沿岸8市町村で約20億円となり、被害面積の大きかった宮城県の事業規模が大きい。

同事業の取組みを宮城県の沿岸部でみると、津波で被害を受けた農地の復旧に合わせて水田稲作等土地利用型農業の農業用施設や農業機械の整備等を行う取組みと、沿岸部で被害を受けた園芸団地が内陸部での

再生等を目指す取組みの2つに大きく分けられる。全体事業費は、前者が約70億円、後者が約210億円の事業規模となっており、後者が圧倒的に大きい。

前者の土地利用型農業については、農地の復旧やほ場整備事業の進捗に合わせて、農業機械や農業用施設を整備する市町村が多いため、今後の事業の進捗に合わせて、利用が増えるとみられる。ただし、中核的な担い手がもともといない地域や大震災で亡くなられた地域では、ほ場整備事業と同様に、施設の貸与を受ける組織づくりが必要となる。農協や農業改良普及センター等が協力して、組織づくりに取り組むケース(前記の「株式会社ばるファーム大曲」)や、そうした組織づくりが難しい地区では農協が施設の管理委託を受け、被災した管内農業者に利用してもらうケースもある。例えば、岩手県の陸前高田市では市内の小規模な農家向けに穀物乾燥貯蔵施設を整備し、JAおおふなどに管理委託する計画となっている。

後者の園芸団地の再生に関しては、宮城県のJAみやぎ亘理管内(亘理町、山元町)のいちご団地造成が約170億円の事業費を計上し最も大きな事業となっている。

東北一のいちご団地を誇った亘理町、山元町では、大震災により、栽培面積96haのうち91.4ha、いちご農家380戸のうち356戸が被災するなど、壊滅的な被害を受けた。被災後は、農協が事業主体となった東日本大震災農業生産対策交付金によるいちごハウス建設等の取組みがあったものの、12年

度までの再開は26ha程度にとどまり、本格的な復旧は、復興交付金事業によるいちご団地造成に委ねられることになった。

ただし、いちご団地造成については、交付金事業の認可が第一次の申請で見送られたため、12年度中の定植に間に合わず、本格生産は13年度からとなっている。ハウス面積は約35haで、亘理町の99戸、山元町からは52戸が参加することになっており、大型ハウスに腰の高さで作業ができる「高設ベンチ」を設置し栽培する（静岡新聞12年12月13日付）。このいちご団地ができれば、管内のいちご生産は大震災前の約7割まで、回復する見込みである。

同事業についてJAみやぎ亘理では町とともに、造成地への農地貸付の内諾を得るため、400人以上の地権者と折衝し（日本農業新聞12年6月17日付）、さらに、参加農家への説明会の実施、従来の土耕から水耕栽培に移行する農家のための技術指導等に取り組んでいる。

技術指導においては、農研機構野菜茶業研究所、県農業・園芸総合研究所、県農業改良普及センターと「いちご団地栽培支援チーム」を組織するとともに、管内の国による先端技術展開事業とも連携を図っている。12年12月9日にはJAみやぎ亘理と同JAいちご生産連絡協議会は山元町に国直轄研究事業として導入された先端技術展開事業実証圃場でイチゴ高設栽培現地研修会を開いた（日本農業新聞12年12月13日付）。

亘理町、山元町のいちご団地以外の園芸団地の再生事業としては、第4回の申請で

石巻市に認められた施設園芸団地化整備事業（蛇田・須江地区）がある。同市では、石巻湾沿岸部（釜・大街道地区）に展開していた県内有数の園芸農業地帯が、津波で壊滅的な被害を受けた。そのため、被災農家が受け皿組織をつくって、内陸部に移転した上で市が建設した共同利用施設の貸与を受け、再生を図るというものである。蛇田地区の4.5haと、須江地区の7.4haにイチゴやトマトの栽培ハウスを整備する計画で、当初計画を縮小した上で、事業費約23億円で認可された（日刊建設新聞12年12月5日付）。

なお、交付金事業については、当初「使い勝手の良い交付金になっていない。これでは復興庁でなく査定庁だ」（宮城県村井知事、東京新聞12年5月3日付）との声があったように、査定が厳しかった模様である。聞き取り調査でも、農業用施設整備等事業で市町村が申請した事業が縮小もしくは認められなかったケースがあり、とくに、施設園芸等への作目転換や加工施設等もともと被災地になかった新たな取組みは厳しいとの声があった。

そのため、被災初年度に農業用施設整備の中心であった東日本大震災農業生産対策交付金の拡充を求める声も大きくなっている。同事業の予算規模は12年度29億円と前年の341億円から10分の1以下に縮小されたが、同事業は「津波被害等による農地環境の変化に対応するための、品目・品種転換や移転先における新規栽培に必要な資材等の共同調達、販路の新規開拓に必要な取

組を支援」(農林水産省「平成24年度農林水産予算概算要求事項」より、下線筆者)とあり、より柔軟な活用ができると考えられている。

実際に、宮城県の「東日本大震災に対処するための予算措置等を求める要望書」(12年10月17日)には、「東日本大震災農業生産対策交付金は、農業者組織や農協などが事業主体となった臨機応変な取組を引き続き支援するのに不可欠であることから、平成25年度以降も事業要望に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。」とある。

(2) 経営再開マスタープラン

—地域農業経営再開復興支援事業—

この事業は津波被災地版の人・農地プランというべきもので、被災農家経営再開支援事業で設立された復興組合などをベースに、集落地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランを作成する施策である。プランの実現に向け農地集積等に必要な取組を支援することにより、被災地域において中心となる経営体の経営再開と地域農業の復興を図ることを目指している。

12年11月末段階で、管内の一地区でもプラン作成済みとなっているのは、岩手県の沿岸12市町村のうち5市町村、宮城県の沿岸15市町のうち5市町である。プラン作成の主なメリットは、離農希望者が農地利用集積円滑化団体(農協等)等との間で、貸付等の相手方について指定しない旨の委任

契約等を締結した場合、離農希望者等に対して、被災地域農地集積支援金(10a当たり3万円)を交付するというものである。

作成のための集落での話し合いには農協も参加しているケースが多い。例えば、JA仙台管内ではJA支店ごとに仙台市全域で経営再開マスタープランを作成する取組を進めているが、地域での会議では、JAの地区担当指導員が参加して助言を行っている。

ただし、経営再開マスタープランは、地域によって取組みに格差が大きい。農家が仮設住宅に分散している地域では、物理的に集落での話し合いが難しく、また、被災により中核となる経営体そのものが失われている地域もある。防災集団移転促進事業等により被災農家の住居が確保され、さらに、組織化等により受け皿が確保されないと、本格的な取組みが難しい地域も多いとみられる。

4 現段階の農業復興の課題について

以上、現在取り組まれている被災地での営農再開のための施策の動向と、そこへの農協の関わりについて概観してきたが、ここでは現段階での農業復興の課題について整理しておきたい。

(1) 事業集中による事業進捗の遅れ

全般的に現地では、事業の進捗が遅れているとの見方が多い。これは短期間に事業

が集中し、業者の労働力及び資材の確保が困難になっているためである。

そのため、「発注価格が低い公共事業は入札に参加しようという建設業者が現れず、『入札不調』のため工事を始められない。宮城県では5月以降、発注工事の3割以上が入札不調」(朝日新聞12年10月18日付)という事態も生じている。当然のことながら、農業復興関連事業も影響を受けており、例えば、JAみやぎ亘理のいちご団地について「現在造成が進む水耕栽培の団地だが、被災地の人手不足により、団地の建設は大幅に遅れている」(日本農業新聞12年11月29日付)状況である。

11年度第三次補正予算による復旧・復興事業の事業完了が難しい事業も一部ではでてくる可能性があり、13年1月15日付で青森県、岩手県、宮城県、福島県の4県知事連名で出された「東日本大震災に対処するための予算措置等を求める要望書」では、人的支援等の拡大と、復旧・復興事業に係る繰越手続きの弾力的運用等の要望が打ち出されている。

(2) 被災地の行政等のマンパワー不足

事業集中により、ただでさえ自身が被害を受けた行政の事務負担が膨大になっていることも大きな問題である。

例えば、行政の事務負担に関して会計検査院は「復興交付金等合計額等が震災前の歳出決算額等の複数年分に相当している市町村も見受けられ、また、職員1人当たりの復興交付金等合計額等からみて、これら

の市町村における復旧・復興事業の実施に当たる職員に大きな事務負担が生じている」(東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果についての報告書(要旨)12年10月)としている。

前述のように、営農関連の復興施策は、現在、市町村行政が主体で取り組んでいる事業が多い。市町村行政が十分に機能しないと、それら事業の進捗にも支障をきたすことになる。

なお、災害からの復旧・復興事業が集中するなか、行政と農家との調整や事業の受け皿づくり等を担う農協のマンパワー不足も深刻化している。そのため、被災地農協への全国の農協からの人的支援も現在取り組まれている。具体的には、12年6月に全中が被災地農協への職員らの派遣要領を決定し、意向調査で派遣要請があった5農協のうち宮城県のJA仙台には愛媛県のJAおちいまばりから、JAみやぎ亘理には長野県のJA上伊那から、JA南三陸には秋田県のJA秋田ふるさとから派遣が実現している(日本農業新聞12年12月19日付)。

5 今後の農協の役割について

今回みたように、12年以降の被災地の農業復旧・復興のための施策は、復興交付金事業や経営再開マスタープラン等、県・市町村行政が主体となる事業が中心である。農協は11年度に取り組まれた東日本大震災農業生産対策交付金等の農協主体事業を継続的に取り組む一方、12年以降のそれら施

策においても、農業者の合意形成や組織化による受け皿づくり等で、補完的な、しかし、重要な役割を果たしている。

さらに、13年度以降については、県・市町村行政主体の事業が完了段階に入るため、農協の役割もそれらに対応したものが求められる。例えば、各地で取組みが進むほ場整備事業は13年度以降順次完了し、多くの地区で営農再開が可能になる。そうした地区では、大区画で効率的な農業を行うための担い手が必要となることに加え、従来の農地の維持・管理を担ってきた集落機能、とくに「結」(農家・非農家を問わず行う、農地の維持管理のための草刈りや用水路清掃等の共同作業)の再構築が必要になるケースもあるとみられる。農協は今回みたような営農活動の受け皿づくりとともに、農協の地域組織の再構築、例えば、防災集団移転促進事業における集団移転先での農家組合の再編等の支援が考えられる。

また、単なる復旧ではない、地域の経済社会の再生のための農業復興のためには、被災前とは異なる新たな取組みが必要になる。今回みたように、復興交付金事業は地元負担が無い分要件が厳しいとされており、東日本大震災農業生産対策交付金^(注2)のように用途がより柔軟な事業を活用する場合は、地元行政と協力し農協も再度事業主体となって取り組む必要がある。

流通・販売面でも農協の果たす役割は大きい。先にみたように、13年度以降、ほ場整備事業の完了、園芸団地の再建等で、管内の農産物生産が急速に回復していく地域

がでてくる。そのため、流通・販売面での対応も必要であり、大震災前の取引先や市場との関係再構築、新たな販路の確保等、JAグループ全体としての支援が重要になるとみられる。既にJAグループでは、12年2月9日に農林中金がJA全農みやぎなどと共同で「JAグループ宮城 復興商談会」を開き、さらに、13年3月14日にも宮城で東北復興商談会が開かれる予定である(ニッキン12年12月7日付)。こうした販売・流通面でのJAグループ全体としての取組みもさらに強化していく必要がある。

(注2) 復興庁の13年度予算概算決定概要(13年1月28日)によれば同事業の予算は104億円と12年度29億円の3倍以上に増額された。

おわりに

筆者は12年9月から10月にかけて被災地を訪問したが、その際の率直な感想は、復旧・復興に向けて地域間の格差が広がっているというものである。現在進められている営農再開に向けた事業も、先に指摘したような様々な理由により、進捗がさらに遅れていく可能性があり、先行して取組みが始まった地域と、これからの地域で格差がさらに広がっていくことが懸念される。

被災地の営農再開に向けての取組みは、まだまだ始まったばかりであり、被害が大きかった地域ほど、営農再開に時間がかかる農業者が多いのも事実である。被災地の農協及びJAグループは、そういった方々の営農及び生活再建のために懸命の活動を続けているが、自ら被災しながらの取組み

であり、限界もある。

これからの復旧・復興を目指す被災農業者の方々が、営農意欲を失わないように、また、再開時期による不公平が生じないように、被災者に寄り添ったかたちでの切れ目のない支援の継続が行政、民間を問わず必要であろう。さらに、単なる復旧ではなく、農業者が将来に希望を持てるような復興のための新たな取組みが必要で、そのた

めの施策の柔軟な運用や拡充を期待したい。

<参考資料>

- ・結城登美雄・小山良太・農林中金総合研究所（2012）『東日本大震災 復興に果たすJAの役割』家の光協会
- ・内田多喜生（2012）「大震災からの農業復旧・復興へ向けた農協の取組みについて」『農林金融』3月号

（うちだ たきお）



ポスト「国際協同組合年」で思うこと

昨年(2012年)は、国連が定めた国際協同組合年だった。国連が国際協同組合年と定めた背景には、行き過ぎた市場原理主義によってもたらされた貧富や地域の格差に、協同組合が協同の精神によって立ち向かってきた実績の評価と将来への期待があったという。そして、年間目標として「協同組合の認知度の向上」など3つが掲げられた。各地で、これらの目標を達成するために、様々な催しや活動が行われ、それなりの成果があったように思う。

私が、このような昨年経験したことなどから思うことを述べてみたい。

1つめは、某私大農学部からの依頼で「協同組合論」の集中講義をした時のことである。大学生が協同組合(特に農協)をどの程度知っているのか興味があったことから、講義のはじめに、イメージ調査を行った。質問は、銀行、スーパー、農協、生協、NPO、それぞれについて、①どのような組織で、何かをしているのか、②そのイメージは？、③色にたとえると何色かであった。

銀行、スーパーについては全員がほぼ正確に知っていたが、NPOについて知らない学生は40%、生協は25%、農協は15%いた。後者3つについて知っている学生でも、正確に知っている学生は少なかった。農協については「農産物の販売を手伝う組織」や「銀行のようなことをしているところ」など事業のごく一部分だけしか知らなかったり、「農業者のための組織」と思っている学生がほとんどであった。そのため、イメージも「古くさい」や「閉鎖的」が多かった。それに対して、生協は「食料品を売っているところ」や「地域の人々が生活しやすいようにしているところ」などが多く、イメージも「新鮮」、「明るい」など開放的なイメージがあるようだ。また、NPOは「ボランティアをしている組織」や「利益を目的とせず社会に役立つ活動をしているところ」などが多かった。農協は農業者だけの閉鎖的な組織と考えられており、NPOと同じように非営利の運営や、営農だけでなく生協のように安心して暮らしていける活動もしていることなどが、イメージされていないようだ。

市民講座で農協の話をする「農協って、農家でない我々も利用できるのです

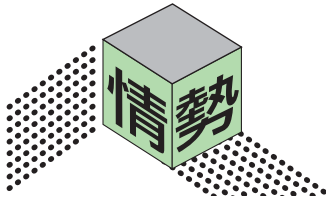
か？」と驚かれることも多い。CMでも商品や景品の説明や利便性はPRされているが、出資金を出せば、誰でも利用できる組織であることは知らされていない。もっと身近で、いろいろな事業活動をしていることを知らせていくことが重要であろう。ちなみに、それぞれの色のイメージは、銀行は「シルバー」、農協は「緑」が多く、その他は分散するが、スーパーは「赤」と「緑」、生協は「白」、NPOは「黒」が比較的多かった。

2つめは、農協の若手職員の研修会でのできごとである。研修会の最初に、職員に農協の職員であることに誇りを持ってもらおうと思い、「今年は、国連が定めた国際協同組合年ですが、なぜそのように決められたのでしょうか？」と問いかけたところ、全員がキョトンとしているので、慌てて「今年は、国際協同組合年だと、知っている人？」と質問を変えたら、そのことを知っていたのは、ほんのわずかだった。国際協同組合年と知って、その目的を達成しようとしている人は、協同組合のトップなどごく一部の方々に、多くの農協職員は知らないようだ。協同組合は、国連に評価され期待されている組織であり、そのような組織で働いている誇りと、評価・期待されている組織であるからこそ、それに応える組織にしていこうという意識を全役職員に植え付け行動していくことが重要なのではないだろうか。

3つめは、私が齢を重ねてきたこともあり、最近「後継者、誰かいませんか？」とよく言われることである。何とか農協の研究者の端くれにいられるのも、これまで農協関係者の方々に育てられたお陰だと感謝している。さて、「若い農協の研究者は？」と言えば、優秀で活躍されておられる研究者もおられるが、農協の大きさと複雑さを考えると、研究者があまりにも少ない。そのことを考えると、農協の進むべき方向をアドバイスでき、農協のことを正しく広報できる研究者の育成も重要であろう。

「国際協同組合年」は終わったが、これを契機に、組合員、役職員、地域住民（特に若者）などが、協同組合（農協）を正しく理解し、そこで働いたり、それに参画、利用する運動を、これまで以上に展開していくべきであろう。

（神戸大学大学院農学研究科 教授 高田 理・たかだ おさむ）



農協系統全国機関の震災復興への 2年目の取組み

代表取締役専務 岡山信夫

東日本大震災から2年が経過する。

この間、農林漁業協同組合は、東日本大震災からの復旧・復興を最重要課題として取り組んできた。

筆者は、本誌2012年3月号において、「東日本大震災からの復興に向けて－農協系統全国機関の取組み－」として1年目の取組みをまとめた。震災直後から1年目のJAグループおよび全国機関の取組みは、主として全国各地から被災地域に対する緊急支援活動や、全国機関による政策要請、あるいは再生に向けての枠組みづくり、が中心だったが、2年目は、復旧・復興に動き出す被災地域を具体的にサポートする取組みに軸足が移ったとみることができる。たとえば、2年目も継続されたJAグループ支援隊（5～12月派遣者合計1,101人）の支援内容も1年目のがれき撤去等の災害復旧型から営農再開支援型（イチゴハウスの組み立て等）に変わっている。

本稿は、主として農協系統全国機関の震災後2年目の取組みを整理するものである。

1 全国農業協同組合中央会 (全中)

(1) 東日本大震災復旧・復興対策および 原発事故対策に関する要請

全中に設置している「東日本大震災復興・再建対策JAグループ中央本部」は12年7月24日の会合で「東日本大震災復旧・復興対策および原発事故対策に関する要請」を決定、同日、復興庁、農林水産省、文科省を会長らが訪問し各大臣に要請をした。

要請ではまず、「被災地においては、営農再開に向けた計画の具体化や環境整備が思うように進んでいないことから、先行きが見通せない農業者のいら立ちが募っている」と復旧・復興の遅れを指摘。さらに「原発事故による影響が長期化・深刻化しているにもかかわらず、国の風評被害対策や除染対策等の取り組みは不十分と言わざるを得ない。そうした状況に加えて、東京電力からの賠償金の支払いが遅れ、かつ、風評被害による価格下落により、農業者は毎月の生産・生活資金に困窮し、畜産農家では廃業も余儀なくされている状況もある」とし、国の支援強化・迅速化を求めた。

具体的要請事項として以下の項目をあげている。

a 東日本大震災復旧・復興対策

①復興推進体制の強化等

復興推進体制の強化, および農地の復旧・排水設備・防風林・堤防等の整備の加速化

②営農再開支援対策

被災農家経営再開支援事業や東日本大震災農業生産対策交付金など復旧・復興対策の万全な措置と, これらの事業の手続きや要件の緩和・簡素化

③活力ある農業づくりに向けた農地等の整備対策

基盤整備もあわせた, 国による農地・農業生産基盤の復旧・復興支援策の拡充

b 原発事故対策

①国産農畜産物等の安全性確保, 信頼回復対策

・放射性物質にかかわる検査機器の整備や検査要員の確保など, 国・行政による検査体制の強化と, 国の新たな基準を超えた農畜産物・加工品の流通防止・処理対策の措置

・国, 地方自治体によるリスクコミュニケーションや情報提供の強化による消費者に対する安全性への理解促進と, 信頼回復・消費拡大に関する取組みに対する支援策の抜本拡充

・国産農畜産物・加工品の信頼性回復に向けた輸出対策

②風評被害対策

国の新たな基準に基づき安全性が確保さ

れた農畜産物・加工品については, 流通業界等に対する利用促進の要請と差別的な取扱いの是正指導など, 国が責任を持って円滑な流通・販売を確保するとともに, 原発事故にかかわる風評被害を防止するための支援・指導を行うこと。

③農地と農業生産の再生・確保対策

・早急かつ抜本的な農用地等の除染対策の強化

・農地の除染や, 放射性物質の吸収抑制にかかる技術開発, 除染マップの作成, 統一した測定・除染方法の徹底した普及

・代替飼料や椎茸原木など生産手段の確保・供給, これらにかかる費用の万全な補償, 被害拡大防止対策の強化

・原発事故による汚染に苦しむ地域の農業・経済の再生, 除染の推進などを図るため, 地域の意向を踏まえた再生可能エネルギー施設の整備・運営に対する支援措置を講じること。

④稲わら, 牧草, 堆肥, 乾燥椎茸等の一時保管・最終処分対策

出荷・利用自粛となった稲わら, 牧草, 堆肥, 乾燥椎茸などの農産物等について, 国がそれらの一時保管・移送・最終処分の方法・場所を明確にし, 国の責任で迅速に処分すること。

⑤米の検査・隔離・処分対策

米の検査については, 全袋検査の実施など, 検査点数が多くなることから, 支障が出ないように支援を行うとともに, 基準値(100Bq/kg)を超過した米が検出された場合の隔離・処分および損害賠償については,

平成23年産米に準じた対策を講じること。

⑥東京電力及び国による迅速かつ万全な損害

賠償

・紛争審査会の指針で賠償すべき損害と明示された損害については、既請求分の即時本払いを実行するとともに、原発事故による全ての損害について、早期かつ円滑に賠償金を支払うよう東京電力に対して強く指導すること。

・「指針」に明確に記載されていない地域の損害や、請求にかかる事務経費、除染にかかる費用など今後発生する損害等についても賠償請求に基づき、東京電力から迅速に賠償されるよう強く指導するとともに、国として必要な措置を講じること。

⑦損害賠償金に対する税制特例の措置

原発事故に伴い支払われる賠償金については、長期的に損害を受け続けている者の置かれている状況に配慮し、特段の税制措置（営業補償等に対する賠償金を当面の間は非課税化）を講じること。

以上の要請内容は、いずれも被災地の声をふまえたものであり、国に対して、これらの事項について、平成25年度予算・税制等において、万全に対応することを強く求めた。

(2) 原子力損害賠償請求

東京電力に対する損害賠償請求は、農家個人が個別に行うことが困難であることから、県単位で生産者の被害を取りまとめ、県中央会、JAおよび連合会を中心に賠償

対策県協議会を設置して請求を実施してきた。12年12月現在で21県に県協議会が設置されており、全中は県協議会を支援する全国協議会として、政府と折衝するとともに弁護士と契約し、法律的なサポートを行っている。

協議会による損害賠償請求の実績は、12年12月において、対象19県で、請求額3,247億円に対し賠償額2,465億円となっている。なお、東京電力の原子力損害賠償の実績は13年1月末現在で、本賠償で件数1,401千件、金額1兆6,753億円（うち法人・個人事業者あては119千件、8,847億円）、仮払い補償金1,486億円をあわせた支払総額は1兆8,239億円である。

(3) 第26回JA全国大会決議

12年10月には、3年に一度のJA全国大会が開催されたが、今回の大会決議は東日本大震災を契機とした社会意識の変化を反映した内容となった。

はじめに「東日本大震災と原発事故による放射能汚染がわが国全体に重い影を落としている」としたうえで、「震災を契機に、あらためて助けあい・絆などを大切にしようとする価値観が再認識された」との情勢認識を示し、JAグループの重要な課題の一つとして「東日本大震災の教訓からも、地域のライフラインの一翼として、災害に備えつつ、地域コミュニティーの活性化や、組合員・地域に対する日常的な活動、その役割発揮により、豊かで安心な地域社会づくりに貢献していく必要がある」とした。

〈参考〉「第26回JA全国大会決議（全体像）」から一部抜粋

〈将来的な脱原発に向けた循環型社会への取組みの実践〉

将来的な脱原発に向けた再生可能エネルギーの利用促進、地球温暖化等環境問題について、各JA・地域の人的・物的資源を最大限活用する取組みを地域から広げていきます。

○将来的な脱原発に向けて

安全な農畜産物を将来にわたって消費者に提供することはJAグループの使命であり、東日本大震災に伴う原発事故の教訓を踏まえ、JAグループとして将来的な脱原発をめざすべきと考えます。

○再生可能エネルギーの利活用

太陽光・小水力等による自然エネルギー発電やバイオマス資源等地域のエネルギー資源を最大限活用できるよう取り組むとともに、小規模でも事業継続ができるよう再生産可能な売電価格の設定等長期的な視野での政策支援を求めています。

○地球環境問題への取組み

女性組織がすすめてきた「JA女性エコライフ宣言」に基づく日頃の環境保全運動（マイ箸、マイバック、生ゴミリサイクル等）や省エネルギー運動（節電、節水等）をJAグループ全体の取組みとして、組合員・地域住民とともにすすめます。

そして、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた実践事項として、「地域のライフラインの一翼を担う」「JA支店・ファーマーズマーケット・介護施設などを拠点に地域のつながりづくりに取り組む」ことをあげ、さらに「将来的な脱原発に向けた循環型社会への取組みの実践」を掲げた。

とくに「将来的な脱原発」は、多くのマスメディアからも注目され、全中会長のインタビュー取材なども共感をもって受け止められている。^(注1)

(注1) たとえば、川口（2013）では「JAグループの脱原発は単なるスローガンではない。JAグループは再生可能エネルギーの開発だけでなく、節電・節水などの省エネルギーに組合員、地域住民が取り組むことを表明している。経団連、経済同友会、日本商工会議所の財界三団体が電力の安定供給とコストを優先して原発の再稼働を求めているのとは対照的に、JAグループは組織を挙げ、脱原発へ動き出した。」と評している。

2 全国農業協同組合連合会 (全農)

全農は、「平成24年度は復旧支援を継続する一方、事業全体の立て直しや新たな農業の再生に向けた『復興』への取組みを強化する」として以下の具体的施策に取り組んだ。

(1) 専門部署の設置

12年2月1日付で、本所総合企画部に震災復興課を新設。現場からの情報収集と的確な支援を実施するため事務所を仙台（宮城県本部内）におき、震災復興課を核にして、岩手、宮城、福島各県本部と連携する体制とした。

震災復興課は、県本部に同行し被災現場の巡回をすすめ、現地の情報を的確に把握し全農の施策に反映させるとともに、全農

の方針や行政の最新情報等を現場にフィードバックする。また、JAグループの他連合会や関係機関との連携強化により情報の共有化を図ると同時に必要に応じ行政等に要請を行うこととした。さらに、複数部門にかかわる事業や新たなビジネスモデルの構築については、震災復興課を窓口で全農全体で支援体制を構築し、実現をサポートしていく役割を担う。

(2) 県別震災復興計画の策定と実践

被害状況や復旧・復興進度は県別に異なるため、各県本部において担当部署を設置し、震災復興課と共同で県の実態に応じた復興計画を策定し、進捗管理の徹底と実践をはかることとした。

各県本部の復興計画のポイントならびに取組状況は次のとおりである。

①岩手県

「みんなの力で！がんばろう！岩手」をキャッチフレーズに、事業部門別に農家の営農再開に向けた支援活動に取り組む。具体的には、県本部災害対策要領にもとづく農家・JA施設の復旧・損失支援や畜産素牛・乳用種初妊牛の導入支援、原木しいたけ生産支援、原発事故にかかわる東電への損害賠償請求および県内農畜産物の安全・安心のPRなどを実施している。

②宮城県

「全農宮城県本部 東日本大震災 農業復興計画」にもとづき、短期（11年度）、中長期（12～20年度）で計画的に復興を支援す

るとともに、毎月開催する復興本部会議での進捗管理を行っている。12年度は、JA別農業復興計画への参画と実践、共同利用施設や園芸施設の設置支援、いちご団地復活に向けた生産・販売体制の整備、「仙台白菜」「アンジェレ（ミニトマト）」など復興を後押しする作物の普及・推進等に取り組んでいる。

③福島県

「平成24年度 全農福島 東日本大震災復興具体策」を策定するとともに、県本部復興対策本部を設置し、情報の共有化と進捗管理をはかっている。具体的には、農家・JA施設の復旧、原発事故にかかわる東電への損害賠償請求、農畜産物の風評被害の早期払拭に向けた検査体制の整備、放射能吸収抑制効果の高い資材の供給、首都圏を中心とした県産農畜産物フェアの開催等を実施している。

(3) 農業生産基盤の復興支援

a 平成24年度災害対策要領

災害対策積立金を財源に平成24年度県別災害対策要領を策定、農家の早期営農再開に資する体系とした。

具体的には、

①津波被災した圃場の土壌分析ならびに塩害軽減・除草にかかわる資材費の支援

②園芸用ハウスや農業用機械の取得・改修に対する支援

③畜産基盤再生に向けた素牛・子牛の導入支援

④地震により流出・損壊した種苗やしい

たけ用資材等の損失支援

⑤JAが農家にレンタルする農機のレンタル料金の支援，など。

このほか，復興交付金事業による農業関連施設の住宅施工件数が大幅に増加する見通しとなったことから，プラント設計管理技術者，住宅施工管理者等の要員支援を行うこととした。

b キリン「東北『復耕』サポート」事業への協力

キリンビール（株）が震災復興対策として取り組んでいる「復興応援 キリン絆プロジェクト」の一環として，被災3県の農家に農業機械の購入資金を支援する事業に全面的に協力し，12年末までに376台の農機（約5億円，中古比率43%）を被災地に届けた。この事業は，被災農家の営農再開に必要な農業機械の購入資金をキリンビールの寄付金を基金とし，公益社団法人日本フイランソロピー協会の協力のもと，助成するものであり，全農はJAが取りまとめた被災農家のニーズにもとづき，全国のJAや農機メーカーに中古農業機械や実演機等の有償での提供を呼びかけ，ニーズとマッチングできたものを順次農家に届ける役割を担っている。

また，13年度からは「農産物のブランド育成支援，6次産業化に向けた販路拡大支援，将来にわたる担い手やリーダーの育成支援」をテーマに，継続して地域の農業復興に資する取組みが進められる予定である。

なお，キリンビールは，応援企画商品1

本につき1円を寄付金とし，11年には1,625百万円，12年は1,076百万円が集められ，「復興応援 キリン絆プロジェクト」の資金として活用している。

c 農林中金と連携した農機・施設リース料助成

被災農業者等の早期経営再開を支援するため，リース方式での経営再開にも対応可能な制度を農林中金と連携して創設，農林中金，全農がそれぞれリース料総額の10%，5%を助成することとし，12年7月取扱い開始以降JA段階で成約が順調に進んでいる。この制度は農家の評価が高いことから，13年度も対象を津波被災JAに限定して継続する予定である。

(4) 風評被害の払拭

食品への放射性物質汚染懸念がひろがり，消費者の食品に対する安全・安心への要求が一層高まるなか，JA全農グループの安全・安心の取組みについて消費者のさらなる理解をもとめていくこととし，以下の課題に取り組んだ。

a 自主検査体制の整備

県産農畜産物の安全・安心を確保するため，行政の農畜産物検査に加え，県本部でも検査機器を購入し，米・野菜・果物・しいたけ等の定期的な自主検査を実施している。

b 実証圃の設置

全農・JA・地方自治体で協議を進め，

13年度以降の作付けに有効な土壌改良剤の施用方法を検証するため、5JA24か所に及ぶ実証圃を設置した。全く施肥を行わない慣行区も含め様々な施肥パターンを試験し、実証データを収集、効果的な施肥パターンをまとめた。成果は13年産米の営農指導に活用することとしている。

c 全袋検査対応

福島県産農産物の安全性を確保するため、12年5月2日に福島県が主体となって「ふくしまの恵み安全対策協議会」を設置し、米の全袋検査と農産物の抽出検査を行うことを決定して、福島県下全域で米の全袋検査が実施された。導入された検査機器は約190台である。全農もこの協議会に参画し、効果的・効率的な仕組みを提案するとともに、全量・全袋検査を実施し、食品衛生法に定める一般食品の基準値以下であることを確認して、安全な米の流通をはかっている。

d 風評被害払拭にむけた要請活動等

全農福島県本部として地域別の消費者向けイベントや卸会社への説明会を開催するとともに、県中央会等と連携し、国や県への要請活動を精力的に実施している。

(5) 被災地の生活者に対する支援

仮設住宅に対する移動販売車の導入やAコープ店舗等を活用した買い物代行を実施し、また、津波被災した沿岸地区では「復興支援SS」を設置することで石油製品の安

定供給につなげるなど、被災地の生活を直接支える活動を地道に続けている。

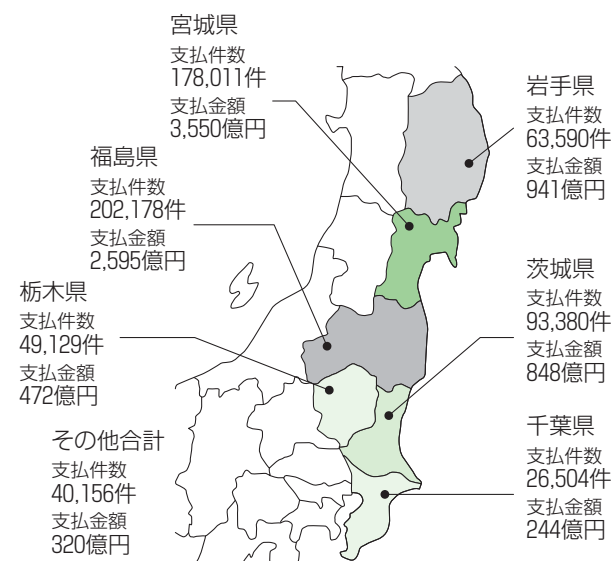
3 全国共済農業協同組合連合会 (JA共済連)

(1) 共済金の支払い状況

13年1月4日現在でのJA共済連の東日本大震災に伴う共済金の支払額は、建物更生共済で652,948件、8,972億円、生命総合共済で2,238件、329億円であり、民間保険・共済の支払額のうち最大額となっている^(注2)(第1図)。

JA共済連では従来から巨大災害に備え異常危険準備金を厚く積み立てており、東日本大震災の共済金支払後においても十分な支払余力を有している。12年3月末の異常危険準備金合計2兆6,758億円は、東日本大震災による共済金支払処理後の残高であ

第1図 建物更生共済の支払件数・支払共済金 (2012年12月末)



資料 JA共済連資料から作成

第1表 JA共済連「異常危険準備金」の推移

(単位 億円)

	2008年 3月	09 3	10 3	11 3	12 3
生命総合共済	10,358	10,307	11,342	6,970	7,534
その他生命共済	40	43	45	46	46
団体共済	34	38	42	46	50
建物更生共済	15,264	16,189	17,334	14,291	15,933
自動車共済	2,282	2,379	2,475	2,435	2,294
その他損害共済	573	581	584	558	568
建物短期再共済	298	308	326	338	332
合計	28,852	29,848	32,150	24,686	26,758

資料 第1図に同じ

り、このうち建物更生共済にかかる残高のみで1兆5,933億円である(第1表)。建物更生共済にかかる異常危険準備金のみで、国の地震保険制度における準備金合計1兆2,808億円(12年3月末)を上回る水準となっていることが注目されよう(12年3月末現在で、民間損害保険会社の地震保険危険準備金627億円、(株)日本地震再保険の地震保険危険準備金3,312億円、政府責任準備金8,868億円^(注3)である)。

また、再保険金収入が、10年度に2,561億円、11年度に1,464億円計上されており、海外再保険により一部カバーされていることが見てとれる。さらに、08年5月に発行したキャットボンド(債券名「Muteki(ムテキ)Ltd.」<3年満期>/発行総額:3億ドル)は、東日本大震災の発生でキャットボンドのトリガー条件を満たしたことから、元本の償還が全額免ぜられ、共済金支払財源の一部として充当することが可能となった^(注4)。

(注2) 民間損害保険会社の東日本大震災による地震保険支払い合計は12年5月31日現在で783,648件、1兆2,345億円である(日本損害保険協会調べ)。

(注3) 国の地震保険制度において、1回の地震あたりの責任限度額が東日本大震災発生後見直さ

れ、12年4月6日以降は、日本地震再保険4,280億円、損害保険会社600億円、政府5兆7,120億円、合計(保険金総支払限度額)6兆2,000億円となっている。

(注4) CAT(Catastrophe=カタストロフィの略)ボンドは、一般に、同程度の格付けの発行会社が発行する普通社債よりも高い利息が支払われる代わりに、自然災害(台風・洪水・地震など)が発生した場合には、投資家の償還元本が減少する仕組みの債券のこと。発行会社は、普通社債を発行する場合よりも高い利息を支払うこととなるが、一定水準以上の自然災害が発生した場合には、あらかじめ契約で定めた条件(マグニチュード等の災害規模や対象地域の特定など)に応じ、元本の償還が減免あるいは全免される。

(2) 被災地への主な支援活動

JA共済連では、被災地の復旧・復興に向けた支援として、被災した組合員・契約者が借入れを行った災害応急資金に対する利子補給や、組合の事務所等の復旧費用の補填等を前年に続き実施した。また、大津波等により甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島、茨城各県における交通安全インフラ網等の再整備支援として、被災地域の自治体等に対する高規格救急車や消防車の提供、被災した厚生連病院に対する復旧費用の支援などに取り組んでいる。

4 農林中央金庫(農林中金)

農林中金は、震災発生直後の緊急時対応、復興にむけての金融支援、被災JA・JFにかかる経営支援(被災地におけるJAバンク(農協信用事業)・JFマリンバンク(漁協信用事業)の金融機能の安定的提供が目的)に注力してきている。

以下において、そのうち農協系統にかか

る2年目の取組みを紹介する。

(1) 復興支援プログラムの実施状況

農林中金が11年4月に創設した「復興支援プログラム」(期間4年, 事業規模は1兆円, 農林中金の支援額を300億円と想定)のうち, 金融支援プログラムの実施状況は以下のとおりである。

a 東日本大震災緊急特別対策 (JA・JF 災害資金) の利子補給

本件利子補給制度は, JAによる農業融資を支えることを目的として震災直後の11年4月に創設され, 12年度においても継続実施されている。震災直後は出荷停止措置に伴う資金繰融資が中心となった一方, その後は設備復旧にも利用されている。

被災地においては行政による補助事業や公的融資制度が措置されたことなどから, JAの災害資金はこれらを補完するものとなるが, 12年度上半期までの利子補給対象資金の貸出実行額(累計)は7,866百万円となっている。貸出実行件数は2,576件に及び, 被災地の生産者に幅広く利用されたことが確認される。

b 復興応援定期の助成

岩手・宮城・福島3県のJA・JFを対象に, 被災組合員等支援および組合基盤の維持を目的とした上乗せ金利貯金キャンペーンの展開を図るとともに, その取組みに対し助成を行った。各JA等のキャンペーンでは, 預入金額の一定割合について「県へ寄付」

「福島大学へ放射能除染研究活動見合い寄付(福島県下全JA)」等の取組みがみられた。

c JA・JFによる復興支援ローン(住宅ローン)に対する利子補給

JA・JFによる復興支援ローンに対する利子補給の取扱いを12年4月1日から開始した。住宅再建を主な目的とし, 震災の影響を受けた幅広い県域における住宅ローンにかかる利子補給枠を設定したものである(第2表)。

この取組みは直接的に被災者の生活再建にかかる負担軽減に資する施策であることから, 被災者からも高い評価を得ており, 建築業者のキャパシティー回復・防災集団移転促進事業の進捗により今後の利用拡大が見込まれる。

第2表 復興支援ローン利子補給の内容

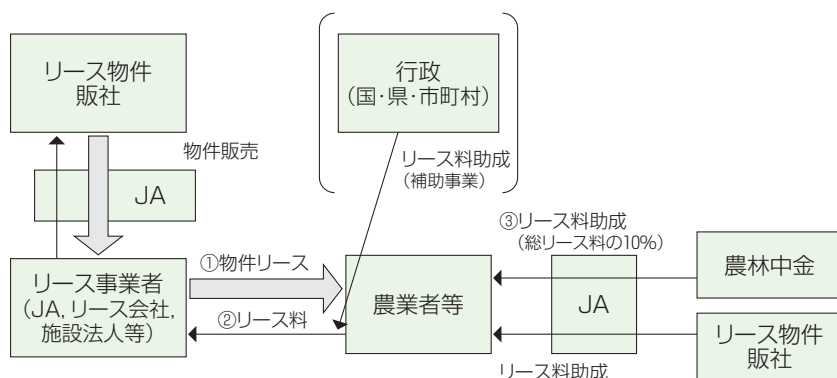
対象ローン	住宅ローン(リフォーム含む), マイカーローン, 教育ローン
対象者	原則として被災者 ただし, 岩手, 宮城, 福島は全市町村が特定被災地域に指定される等, 被害が格別甚大で県全体の復興が強く求められることから, 当該3県の住宅ローンについては, 被災者に限定しない。
対象地域	特定被災地域(青森, 岩手, 宮城, 福島, 茨城, 栃木, 新潟, 埼玉, 千葉, 長野の10県の中の指定区域)

資料 農林中金資料から作成

d リース料助成

被災農業者等の早期経営再開を支援するため, 設備等を自ら購入する場合に備えた利子補給制度の補完として, リース方式での経営再開にも対応可能な制度を全農と連

第2図 リース料助成スキーム



資料 農林中金プレスリリース資料から作成

円（助成額は10%）の農機取得が進められた。一方、津波被害が深刻な沿岸農家の経営再開にはなお時間を要することが見込まれるため、農林中金では本制度を13年度以降も継続する方向で検討している。

第3表 リース料の助成の概要

助成内容	東日本大震災による被災農業者が農機・園芸施設等のリースを受ける場合に、リース料の一部を助成するもの。
実施主体	農林中金
対象者	東日本大震災で被災した地域の農家・営農集団（農業生産法人・復興法人・集落営農組織等）で、JAまたはその関係会社を通じてリース事業者（JA含む）からリースにより対象農機・園芸施設等を借り受けた方
対象県	岩手県、宮城県、福島県
農林中金の助成率 上限と助成総額	リース料総額（税抜）の10% 10億円

資料 第2表と同じ

携して創設し、12年7月取扱い開始。一部地域ではJAによる助成も加わり、系統全体で農業者の取組みを支えている（第2図、第3表）。

事業規模10億円（リース料総額100億円）については、農業・畜産業関連施設被害額393億円の復旧の一定程度が、リースによって行われると想定したものである。

12年度は実質下期助成に限定されるものの、営農再開が相対的に進む宮城県を中心に本制度が活用され、約350件、総額15億

e 東北農林水産業応援ファンド

被災農漁業者向けの資本提供手段として12年2月に創設した東北農林水産業応援ファンド（ファンド総枠50億円）による投資実績（12年9月末時点）は、4先で75百万円となっている。

被災事業者が抜本再建（旧債処理）を進める際の財務改善を後押しするものとなるが、旧債長期化を図る再建手法が主流となっていることから、これまでのところは融資による再建支援実績が多くなっている。13年度以降は、被災農地の復旧が進み、地域全体の復興につながる大規模復興プロジェクトが新設法人等により取り組まれる可能性もあることから、復興ファンドに対する需要が一定程度見込まれよう。

(3) 被災JAにかかる経営支援

被災地における農業と農村地域の復旧・復興には、農業者および地域住民の協同組織であるJAの機能発揮が必要であり、復興の担い手としての期待も大きい。このた

第4表 優先出資の概要(社債型非累積的永久優先出資)

(単位 百万円)

	JA おおふなと	JA そうま	JA ふたば	JA 南三陸	JA いしのまき	JA 仙台	JA 名取岩沼	JA みやぎ亘理	合計
優先出資発行総額	10,790	9,900	9,660	1,350	5,470	10,510	750	1,860	50,290
(貯金保険機構保有額)	9,211	8,409	8,194	1,080	4,423	8,959	600	1,488	42,364
(支援協会保有額)	1,579	1,491	1,466	270	1,047	1,551	150	372	7,926
配当率(%)	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	-
払込期日(年月日)	12.2.24	12.2.24	12.2.24	12.3.23	12.3.23	12.3.23	12.3.23	12.3.23	-

資料 第2表と同じ

め、JAバンクとして、被災者・被災地域に対してJAバンクの金融機能を安定的に供給すると同時に、被災JAの資金流動性と健全性の維持確保およびJAバンク全体の信用秩序維持に万全を期すこととし、信用事業再編強化法の改正、JAバンク基本方針の変更を行い、震災特例支援の枠組みが整備された。

これにともない、被災地において多大な損失を被った一部JAは震災特例支援を申請することとなった。特例支援によるJAの優先出資の概要は第4表のとおりである。該当JAのうち、宮城県、福島県のJAへは、主に信用事業強化計画・総合事業計画の実践支援や進捗管理にかかるサポートを中心とした業務を担当する経営対策担当部長を農林中金から派遣している。

おわりに

以上、農協系統全国機関のうち全中、全農、JA共済連、農林中金の震災後2年目の取組みを概観した。これらの機関のほか、(社)家の光協会では被災地に「寄り添う」企画として、被災地からのレポートを常時

掲載するとともに、支援・交流活動を伝えるなど、各媒体で復興関連企画に取り組み、日本農業新聞も、被災地が抱える新たな課題を掘り起こすレポートなど現場からの情報発信のほか、政府の対応を伝える東京からの情報をタイムリーに伝えるなど、被災地復興をサポートする報道を継続している。

また、全国厚生農業協同組合連合会では、被災病院・施設の早期復旧・復興支援、賠償請求にかかる支援を実施し、(株)農協観光では、JAグループ支援隊の派遣・受入調整を行った。

当総研も継続的な復旧・復興調査や、農林漁業協同組合の復興への取組みを将来にわたって記録し続けていくために全中等と連携して開設したホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)^(注4)～」への復興関連情報の集積等を通じ、微力ながら系統機関の取組みをサポートし続けたいと考えている。

被災地の復興は緒に就いたばかりであり、今後も協同組合組織の地道な支援活動と、被災地域の実情を反映した主体的な復興への関与が必要である。被災地域の日も早

い復旧・復興を願ってやまない。

(注4) 同ホームページは、国全体として震災の記録を収集・保存することにより、後世に役立てることができる仕組みとして開設される国立国会図書館東日本大震災アーカイブにも収納される予定である。

<参考資料>

- ・川口雅浩 (2013) 「自民党新政権のエネルギー政策はどこに向かうか」 岩波書店『世界』 2月号, 147頁
- ・麒麟ビールホームページ (アクセス13年2月)
- ・JA共済連ディスクロージャー誌 (アクセス13年2月)
- ・東京電力ホームページ (アクセス13年2月)

- ・日本フィランソロピー協会ホームページ (アクセス13年2月)
- ・日本地震再保険株式会社 (2012) 「日本地震再保険の現状」 7月
- ・社団法人日本損害保険協会ホームページ (アクセス13年2月)
- ・農林漁業協同組合の復興への取組み記録：東日本大震災アーカイブズ (現在進行形) ホームページ (アクセス13年2月)
- ・結城登美男・小山良太・農林中金総合研究所 (2012) 『東日本大震災復興に果たすJAの役割』 家の光協会

(おかやま のぶお)



〈講演録〉 東日本大震災からの漁業復興

—岩手県の取組み—

講師 大井誠治

〈岩手県漁業協同組合連合会 代表理事会長〉

〔講師と講演について〕

2012年11月22日、「東日本大震災からの漁業復興—岩手県の取組み—」をテーマとして、岩手県漁業協同組合連合会 大井会長による講演会を開催した。これはその記録である。

大井会長は、わが国有数の漁業県である岩手県の、三陸海岸の中心地である宮古漁業協同組合の組合長を長年お勤めになられ、2005（平成17）年からは、岩手県漁業協同組合連合会の会長として、県域の漁業を牽引されてこられた。さらに、現在は、全国漁業協同組合連合会の副会長として、全国においてもリーダーシップを発揮していただいているところである。

—昨年（2011年）3月11日に東日本大震災が発生し、三陸沿岸の漁業に未曾有の被害が発生したが、岩手県においては、会長がまさに前面に立って、行政との連携あるいは行政等に働きかけて、復興の取組みを強力に進めてこられた。

今回の講演は、こうした取組みを進めるにあたって力を入れられた点や課題など、そのご経験をお話しいただき、今後の復興に向けての取組みの参考とさせていただきたいと考え、実施したものである。

目次

- 1 震災による漁業被害と復興に向けた漁業者・漁協の取組状況
 - (1) 大震災発生するとき、私は
 - (2) 大震災による漁業関係の被害
 - (3) 漁業者・漁協の取組状況
 - (4) 宮古漁協の具体的取組み
 - (5) 生産と加工の一体的復旧・復興
 - (6) 漁業団体を代表して国・県の復興推進委員会等への参画
- 2 復興において漁協が果たしている役割
 - (1) 大震災で協同組合の役割を再認識
 - (2) 沿岸地域での漁協の立ち位置
 - (3) 震災直後の活動
 - (4) 漁業者及び漁協職員の生活確保
 - (5) 漁業活動の再開に向けて
 - (6) 今後の役割
 - (7) JFグループをはじめ全国の皆さんからの支援
- 3 復興に関する課題と今後の展望
 - (1) 復興に関する課題
 - (2) 今後の展望
- 4 結び

皆さん、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました岩手県漁連並びに宮古漁協の大井でございます。

東日本大震災から早くも1年8か月が経過いたしました。この震災から現在までの状況の話をしていただきたいと農中総研さんから御依頼がありまして、ありがたくお引き受けして本日に至りました。

私は、講演は不慣れで話下手ですが、よろしく願いいたします。

まずはじめに、「震災による漁業被害と復興に向けた漁業者・漁協の取組状況」をお話しし、次に、「復興において漁協が果たしている役割」、さらに「復興に関する課題と今後の展望」をお話しして、最後に「私が復旧・復興への対応ポイントとしたこと」という順にお話しします。

1 震災による漁業被害と復興に向けた漁業者・漁協の取組状況

(1) 大震災発生するとき、私は

2011年3月11日午後2時46分、東日本を直撃した三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震と、それに伴って発生した巨大津波によって、多くの尊い命と船をはじめ水産関連施設等が一瞬のうちに奪われました。本県においては、過去に明治29年に、マグニチュード8.2～8.5、1933（昭和8）年にマグニチュード8.1の三陸地震津波、1960（昭和35）年にはチリ地震津波を経験しましたが、今回の震災はそれをしのぐ大規模なものでした。

大震災発生するとき、私は東京に出張中でした。新幹線全線運行が中止となったため、東京に2日間泊まりとなりました。運行のめどが立たないため全漁連の公用車を用立

て、国土交通省より高速道路の緊急車両として運行許可をいただいて、東京都を13日の11時に出発して盛岡に19時ごろに到着しました。何分夜でしたので盛岡に1泊して、14日の早朝5時30分に盛岡を出発して宮古に7時に着きました。

沿岸地区は、電気、水道、電話がストップ、ガソリンが不足し、道路もがれきでやっと車が通行できる状況でした。まず市内の被災状況を把握して、何としても復旧・復興に取り組まなければとの強い決意を胸に行動することにいたしました。

(2) 大震災による漁業関係の被害

本県には184の漁村集落があります。そこには111の漁港がありまして、うち108か所が倒壊など甚大な被害を受けました。JFグループ岩手県内では、24漁協のうち14漁協が流失、浸水、3つの地区漁連、県漁連の支所も損壊、浸水するなど、事務所、関連施設が機能しない状態になりました。

漁船では、約1万4,000隻のうち残ったのは1割にとどまり、漁具では定置網、刺し網、かご等がほぼ流失しまして、ワカメ、ホタテ、カキ等の養殖施設はすべて流失しました。県水産技術センター、県栽培漁業協会、漁協のアワビ増殖施設等も全壊し、水産加工・冷蔵冷凍・流通関連、給油、運輸等多くの関連施設も壊滅的な被害を受けました。岩手県の農林水産業関係の総被害額は6,633億円ですが、うち水産業関係は総被害の85%を占めており5,649億円となっております。

(3) 漁業者・漁協の取組状況

a JFグループの要望を国・県等へ

震災前、本県の組合員数は正准あわせて1万4,248人でしたが、376人の組合員が死亡、行方不明となり、家屋の全半壊が4,294戸に及び、組合員個々の努力での復旧は不可能な状態にありました。漁村・漁業の復旧・復興は、漁協が核にならないと痛感しました。被災した漁村集落では、自治体と漁協等が連携して安否確認、炊き出し、がれき処理、救援物資の配給などを行うとともに、漁業被害状況を取りまとめて再建に向けて動き出しましたが、被災の規模により対応に「遅い、早い」がありました。

私は、震災後、被害状況を把握して対応策を検討するため、県南から県北までの浜を数回にわたり巡回しました。これらを踏まえて、電気、水道、電話、道路等のインフラが部分的に回復した3月29日に県下の漁協組合長会議を開催し、情報交換と復旧・復興に向けた取組みを協議し、国・県等関係機関へ県水産関係団体が連携して要望することを決定いたしました。4月13日には岩手県知事へ東日本大震災に関する要望を行いました。

その折の要望項目です。

- ①復興院（省）の設置等、我が国の総力を挙げた復興への取組み
- ②漁船・漁具（定置網含む）取得、造船所の復旧への全面支援
- ③生産復旧に向けた全面支援、養殖施設、サケ増殖施設、種苗生産施設等、

さらに魚市場・流通加工・冷蔵施設等の復興に向けた全面支援

④漁港施設の復興

⑤流失した船舶、漁具、ごみ等（陸・海・増殖河川）の処理、海底の調査・清掃等、公的費用負担による処理—これは漁港区域内外すべてを対象にお願いしました。

⑥金融、保証制度への緊急支援

⑦漁協事務所（電算システムの構築、サーバーの復旧費等含む）及び給油等関連施設復旧への全面支援

⑧漁業者の住宅・倉庫等、建設費用の全面支援及び生活、雇用対策支援

この8点です。

大震災後、本県を訪れた関係省庁、各政党幹部、関係中央団体等の幹部の皆さんに、漁船を、また漁港を、養殖施設を、サケふ化場を、加工場を、何とか復旧・復興するための全面支援を訴え続け、現在も続けております。漁業・養殖業には生産の適期があります。速やかな復旧・復興につながるように、支援措置は遡及適用がポイントになります。

国等の補助事業はこれまで事前着工がだめでしたが、これでは復旧・復興に遅れをとり、漁業・加工業の再建意欲を失ってしまいます。11年5月25日開催の衆議院東日本大震災復興特別委員会の参考人として、発言の機会をいただきました。この場でまず、①漁業、流通、加工業の一体的な復旧、②早期着手を可能とする支援措置を遡及適用するよう提言させていただくなど、関係

先に実情を訴えたところですが。ご理解をいただき、事業によっては遡及適用される方向で取り組めることとなりました。加工業者は、グループ補助金を活用できるなど、復興の明かりが見え大変心強く感じました。

b 組合員と漁協

漁協は組合員とともに、国の支援事業等の活用、各団体と連携した業務の展開を行いました。まず、①がれき処理の実施、②漁場調査、③共同利用船の手配・確保、④共同利用養殖施設の設置、⑤共同販売体制の再構築、⑥信漁連支店・臨時店舗の再開・設置、⑦漁船保険・共済等の手続き、⑧救援物資の配布、組合員の生活相談、⑨集落の再建、などです。

c つくり育てる漁業の要である種苗生産施設の復旧

岩手県は従来から、つくり育てる漁業の推進による漁業振興を図っており、その要となるのが県下漁協のサケふ化場であり、大船渡市末崎町にある岩手県栽培漁業協会本所（アワビ、ヒラメ、アユ等）、北のほうの洋野町にある種市事業所（ウニ、イワガキ、ナマコ等）の種苗生産施設です。

これらの施設を早期に復旧するため、関係機関や団体が連携して取り組んでおります。特に県栽培漁業協会は、人工種苗の放流により天然資源の減少・変動をフォローする大事な事業を早期に復旧させることとあわせて、技術者の継続雇用のため、施設が復旧し完成するまで青森・秋田・山形の

施設に受け入れていただきました。派遣先で委託生産したヒラメ等の種苗は本県へ供給されることになっており、大変ありがたく思っております。

また、国の施設である独立行政法人水産総合研究センター宮古栽培センターも、同時に早急な復旧を要望し、現在着工する運びとなっております。これらは、当時の佐藤水産庁長官に私が直接出向いて要望し、再建できる方向にあります。

(4) 宮古漁協の具体的取組み

次に私の地元の宮古漁協の具体的取組みですが、私は現状を把握して即行動することが大切と考えました。

a 宮古魚市場再開に向けて

東京から帰ってきたら、管内の底びき船11隻の無事を確認しました。底びき網がちょうど水揚げ中でしたが、その最中に大地震が発生しましたので、水揚げを中止して沖へ避難したため11隻全船が助かっています。

また、氷の在庫を確認しました。魚市場を機能させるためには、氷です。高台にある田老に工場がありまして、そこに貯氷してありました。800トンあったので、現状の利用で3か月間の供給が可能であることを確認しました。

次に魚市場の開設のため、台計り、エンジンつき発電機、散水ポンプの手配をしました。

以上の現状を把握したうえで、職員を全員漁協に集めて、「宮古魚市場を1か月後の

4月11日に開設するから、職員の皆様方には最善の努力をしていただきたい」と、こう私が宣言いたしました。そうしたら職員から、「電気もないのにできるわけがないじゃないですか」と質問されまして、「電気がなくても、今はエンジンつきの発電機があるじゃないか。即、手配するように」と指示しました。幸いなことにすべてのものの手配が可能になりました。エンジンつきの発電機を数台設置しました。また、市場は散水、水がなければだめです。水で衛生管理をきちんとしなければならないので、すぐ手配させたところ、計りやポンプの手配も全部できました。予定どおりに4月11日に開設し、以来、水揚げは順調に進んでおります。

この魚市場の1か月後の開設により、地域の産業の回転に大きな効果が現れました。これは事実です。市場が機能することによって生産者も水揚げができますし、冷凍・加工屋さん、流通関係が皆、動く状況になります。市場の開設が復旧のすごい機動力になったのは確かです。

それから一番大事な製氷工場です。これは宮古の市場の一番出先に、日産100トン、貯氷1,500トンの工場がありますが、これが壊滅的な被害を受け、骨組みと屋根だけ残りました。水がなければ市場が機能しませんので、早速800トンにつなげるようにと思って建設業者と冷凍機の前川製作所に漁協ビルに集合していただき、復旧工事の打合せをしました。そして、8月中旬までに何とか完成できるということで、これはす

ごくありがたいなと思いました。そういう確約をとり、早速工事にかかり、着手が早かったので資材的にも何とも苦労しないでできました。8月15日稼働に入りまして、現在、稼働しているところです。

また、自動製氷販売機を新設することにしました。これは、一般の方や魚の小売屋さん、観光客の方々に氷を供給するために、市場の番屋の脇に設置するものです。これは日産6トンで貯氷10トンですが、これを現在建設中です。大分でき上っております。近々引き渡しという状況にあります。このように、小売のほうも順調に体制が整いつつあります。

b 漁協支所、ふ化場など陸上関連施設の復旧

漁協関連施設として、支所事務所の復旧3か所及びサケふ化場3か所の復旧を手配し、6,500万尾のサケふ化放流施設の復旧工事を指示しました。岩手県では4億3,000万尾の稚魚を放流していますが、その16%ほどに当たるのが宮古漁協のふ化場からです。あとは、自営定置の従業員の宿舎です。定置を起動させるときには従業員の宿舎が必要です。これも即手配して、早かったためにもう完成して、すでに今利用されています。

既存の冷蔵庫が3棟流失しまして、これを即建築しなければならない状況にありました。これは旧市場のところ。欽ヶ崎地区というところで、あそこだけが防潮堤がありません。防潮堤の設置場所が4、5日前にようやく決定したところです。かさ

上げしてこれから工事に入ります。3棟ありましたが、1つの冷凍冷蔵庫にまとめて3,000トンのものを計画中です。防潮堤の関係での工事になりますので、これがうちの漁協の関係では最後の工事になります。

c 漁船、養殖施設の復旧

漁船、養殖施設は、漁協が共同利用施設として復旧するという事です。

これは、漁船1,327隻中90%が流失して、1割しか残らなかったもので、漁協の共同利用船として整備することとしました。共同利用船は、県漁連を窓口として県下の24漁協から注文を受け、全漁連に一括発注し、現在70%くらいが確保されています。

各単協から個別に発注しても予定どおりできてくるわけがないわけですから、混乱のもとになります。これはやはり県漁連が窓口になって24の各単協から注文をいただき、1つの窓口にしてやったので、混乱が起きず、これも一つのいい方法だったのかなと思っています。

漁船は、今のところ70%が確保されています。船型の違いから、養殖や漁船漁業に使う大きめの漁船がちょっと遅れています。養殖施設も、漁協の共同利用施設として65%は復旧しています。

d 漁協自営定置網の復旧

宮古漁協は自営定置を震災前は7ヶ統を経営していましたが、震災によって定置網・定置船が被災しました。復旧を急ぎ、11年にはそれでも7ヶ統のうち5ヶ統を何とか

設置し、12年には7ヶ統すべてが設置されて操業しています。定置船は9隻ありましたが、残ったのが6隻で修理等しました。新たに2隻を青森の北浜造船と志津川の大勝造船とで建造し、この間皆そろいまして、現在は8隻で7ヶ統の操業をしています。本来の姿に戻った状況です。

以上の取組みは、漁協が窓口となり、農林水産省の復旧支援事業等を活用して整備しつつあります。支援の内訳は、9分の3が国の支援で、9分の4が県、9分の1が市町村です。このような支援割合で御支援をいただきました。

e 魚市場のかさ上げ

魚市場前の防波堤の決壊により、台風、低気圧の接近時には水揚げ場に海水が上がり水揚げ不可能となることから、魚市場の水揚げ場のかさ上げにいち早くとりかからせました。50cm~60cmのかさ上げをし、今は揚げ場も高くなっています。

それと同時に、防潮堤の整備です。ちょうど宮古の魚市場の前に竜神崎の防潮堤が「く」の字にあるわけですが、これが津波で全部決壊しました。台風や低気圧の少し大きいのがくると、魚市場にもろに水が上がります。魚市場を機能させるのに、支障がないように復旧させなければならないという考えのもとに、第2湾港工事事務所にお願いしました。「この防潮堤を復旧させるのを一番にお願いしたい。ここを最優先にやっていただけないか」と切実にお願いしたら、藤原埠頭の堤防にケーソンをつくって

やるわけです。18函から20函です。そうしたら、できたら次々、今度は代船の大きなのがきて、運んで備えつけていったんです。今、ちょうどできました。

だから今は台風や低気圧がきても魚市場は心配ありません。最優先の一番大事なところをお願いしてやったのがよかったのかなと思っています。

(5) 生産と加工の一体的復旧・復興

魚市場から買い付けされた魚を扱う水産加工冷凍業者の責任者、社長さん方、約60人に漁協の大会議室に集合していただきました。獲るほうだけではなく、買うほうも一緒に復旧できることが大事だという前提です。60人の社長さん方に集合いただいて、明日からできる限りの自助努力で復旧にとりかかるよう、強く声がけをしました。

そのときに私は大きなことを言ったのです。復旧にかかる費用の財源については、水産業界の代表者は私ですので、「水産業界の代表として自分が国政及び農林水産省、財務省等へ陳情・要望して支援願うので、心配しないで作業を始めてください」と。「これは、金が出ないと大変だぞ」と話をした後で思ったのですが。しかし、やはりこういう力づけが再建では一番必要だと思いました。「復旧にお金がないから、俺はやめる」と言う方が4、5人いましたが、「その、やめるという言葉は撤回してください。お金は私が何とかするから、早く工事屋さん頼んでください」と、そういうことを言いました。そうしたら何とかいい状況に

なり、そういった緊急の場での力づけは一番効果があるのだなと感じています。

生産と加工は車の両輪、双方が平行して復旧・復興しなければ水産業は動きませんということを唱えてきましたので、加工業者へのグループ補助金の導入・活用を、機会あるごとに提言してきました。

魚市場から買付けする冷凍加工業者の復旧は、経済産業省の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業ということで、補助率は4分の3です。75%を御支援いただくわけです。これくらい出てくれればありがたい。その内訳は、国が4分の2で、県が4分の1です。この事業を活用、促進しました。この事業は、加工場等のグループが計画を作成し、県の認定を受けた場合に施設等の整備に補助される制度です。この資金については一時、申込額が予定の補助額より多いため、県の経営支援課より4分の3を4分の1に変更するという内容説明がありました。4分の3は75%です。4分の1になれば25%の支援で自己負担が75%だから、絶対にこれは復興に及びません。こんなことでは復旧・復興のめどが立たなくなります。

国の出先の東日本大震災復興対策本部が盛岡の朝日生命ビルにあります。そこに私は出向いて、「こんなことでは話が違うし、復興に全然なりませんので、政務官、ひとつ国へ即交渉してください」と実情を訴えました。「元の4分の3に戻すように、政務官、お力をお願いいたします。即、交渉してください」。そうしたらその5日後に、元

の4分の3に決定したという通知がありました。そこで私も安堵しました。

これは、グループ補助金制度です。その後、国の交付金をもとに市が窓口となり、8分の7の支援比率です。これは内訳が、国が8分の4、市が8分の3です。市が負担する8分の3は、後に国から支援される仕組みとなっていると聞いています。公募形式で受付が始まっています。

宮古市の場合、第1回目は市の議会で承認となり、決定済みとなっています。第2回目の追加枠については、議会承認決定待ちとなっています。去る11年11月19日に申し込みが締め切られています。自助努力に加えてグループ補助金の支援を受け、結果的に廃業された業者はありません。企業体が現在稼働しているよい結果となっています。

以上、3月11日の発生から現在までの宮古漁協の取組みを例に、要点を報告させていただきました。

いずれにしても災害の復旧・復興には早急に方向づけをすること。また、復旧・復興の工事は早急に見積りを取り、早急に発注して工事にとりかかること、それが工事価格の面からもよい結果となっています。現在、工事の発注が遅れるほど資材が不足、工事人夫不足となり、完成の目途が立たないし、工事価格も1.5倍から2倍となっています。

10月27日、野田総理大臣が宮古に来られました。総理大臣、平野大臣、黄川田副大

臣、秘書官が2人。こちらは達増知事さん、山本市長さん、私と井上岩手復興局長で会談し、市長さんは文書で陳情をされました。

その時「すみませんけれども、総理大臣がせっかく来ているのですから一言言わせてください」と図々しく言いましたら、「はい、どうぞ」ということなので、「復興状況には、すごく地域差があります。進んでいる地域、全く進まない地域と、地域差がすごく大きい。補助を年度内に打ち切るといふことはやらないでください。これから工事にかかる分がかなりあるのです。何が原因かという、資材不足、技術者・人夫の不足で、契約しても何時の完成になるかわからないのが実情です。どうか総理、業界の足並みをそろえるよう繰越手続等に御配慮いただきたい」と私は言いました。

そうしたら、平野大臣と黄川田副大臣が、「大井さん、これはどこでも言われているので、大丈夫だ」といつてくれました。「そうしていただければありがたいです」。そういう一場面がありました。「総理、私は水産業界の代表として一生懸命経営努力させます。そして、この復旧支援の暖かいお金のお返しは、利益を上げて税金でお返しします」と、格好つけてちょっと言ったのですが、そういうこともありました。

(6) 漁業団体を代表して国・県の復興推進委員会等への参画

県の復旧・復興に向けての産官学の組織としては、大震災発生から1か月後の11年4月に、全員が県内の農林水産・商工団体

の団体長など19人で構成する「東日本大震災津波復興委員会」が発足しました。私はその委員として参画し、漁業・水産業界の復旧・復興に向けての提言・要望を行っております。

また、大震災発生から1年後の12年2月に復興庁が設立され、「復興構想会議」が幕を閉じ、「復興推進委員会」が新設され、この15人の委員の1人として委員会に参画し、復興状況の評価、問題点や課題があれば、それを率直に政府と国民に伝える役割を担っております。

2 復興において漁協が果たしている役割

(1) 大震災で協同組合の役割を再認識

漁協をはじめとする協同組織の価値・目的は、組合員への安定的なサービス提供や公正な社会の追求、地域社会への配慮等です。一方で、我々JFが社会から期待される役割として、水産物の安定供給や漁村復興、多面的機能の発揮、環境・生態系保全への取組み等が挙げられています。特に今回の震災では、JFグループの相互扶助の精神に基づく復旧・復興に向けた取組みは、高く評価されています。

(2) 沿岸地域での漁協の立ち位置

本県沿岸には、24の沿海地区漁協と市場、燃油の供給を行う3地区連合会があります。漁協は津々浦々にある漁村集落等を束ね、主に指導・販売・購買事業と自営定置事業

を営んでいます。まさに漁協は漁村の核であり、水産業は沿岸市町村における重要産業としての地位にあります。

一方で、津々浦々の漁村においては、漁業活動以外にも地域住民の生活と密接にかかわりを持っています。一例として、漁協役職員の多くは地域の消防団員でもあり、今回の震災においては水門の閉鎖、避難誘導に当たり、その公務中に犠牲となった組合員、役職員もありました。このように漁協は地域に根差した役割も担っています。

(3) 震災直後の活動

震災直後は、人命救助、行方不明者の捜索、避難住民の対応、食料の確保等、漁協が中心となってその役割を果たしました。また、あらゆる生活物資が不足するなかで、特に燃油の確保については、JFグループにおいてもその確保に奔走しました。

(4) 漁業者及び漁協職員の生活確保

生活物資の手配等が軌道に乗りつつあるなかで、生活資金の手当てが次の課題となりました。信用店舗が崩壊していることから、信漁連が移動店舗を開設し、当面の資金の確保に努めました。この非常時の対応に当たり、組合員等の顔がわかる漁協職員がいなければスムーズな対応は困難でした。また、共済事業、共水連の事業、漁船保険事業における支払いに向け、漁協においては事務機器等が不足するなか、迅速な対応がなされたことにより組合員の生活基盤の確保に向けその役割を果たしました。

(5) 漁業活動の再開に向けて

漁港の崩壊をはじめ漁船等のあらゆる生産手段を失い、収入が途絶えたことから、組合員は蓄えを取り崩しながらの生活を強いられました。このままでは漁業を諦める組合員が出るのが懸念されたことから、漁協は事務機能の復旧に努めるとともに、一刻も早く漁業を再開させるため、漁船、漁具の確保はもちろん、比較的早期の生産が見込めるワカメの種苗及び養殖施設の施設整備を始め、魚市場とそれに関連する施設の復旧、養殖種目の種苗、施設整備に不眠不休で全力を傾注してきました。

また岩手県においては、「漁協を核として」をキーワードに全面的な支援がなされ、その結果、12年にはワカメは約7割の生産ができました。その他の漁業種目においても、被害の甚大さに比べて比較的早く漁業を再開することができつつあります。

(6) 今後の役割

a 漁場と海の保全・管理における漁協の役割

漁協は、他の協同組合組織とは異なり、漁業権管理団体として漁場管理の役割が課せられており、公共的・行政的役割を担っています。さらに、漁協が有するこの機能を基盤として、藻場、干潟の造成、海洋汚染防止、海岸・海底等の自然環境の保全など、漁村社会における各般の公的役割を果たしているところです。このように漁協の活動は、組合員の利益を求めることを基本としつつも、地域社会及び公益的な面への

広がりを持っており、各種の水産行政施設等においては、現場での実施組織として公共的な役割を補完しているとも言えます。

b 漁村での役割

今回の震災により居住地が壊滅的な被害を受け、再び漁村を形成できるかどうか厳しい状況のなか、社会資本にかかわる整備については複数年かかる見通しです。漁協が中心になって整備する最低限の生産設備については、おおむね14年度内の完了を目指しています。

漁業活動に関する事項については、道筋が見えてきたものの、組合員及び地域住民の住環境については一部を除いてまだ構想の段階であり、震災前のような漁村コミュニティが形成されるかどうかは不明であります。住環境の整備と産業の基盤、生活と仕事の再建なくして地域再生は成り得ないことから、漁協はその一翼を担うべく、今後も漁村の中心として懸命の努力を行いたいと思います。

(7) JFグループをはじめ全国の皆さんからの支援

全国のJFグループをはじめ多方面から多くの義援金・支援物資が寄せられたことは、浜に大きな力と勇気をいただきました。

農林中金さんからは、ワカメ・コンブ用段ボール費の助成、万丈かごを寄贈いただきました。日本財団さんには、宮古魚市場外来船誘致の一貫として、番屋の復旧—これは、乗組員の洗濯場、シャワー室、休憩

所及び会議室ですが、この御支援をいただきました。ヤマト財団さんには、冷凍加工業者の車両、フォークリフト、加工機械、漁船タンク等の支援をいただきました。また、サントリーさんからは、県を經由し共同利用漁船へ、それから、キリンビールさんからは、ワカメ養殖施設等への支援をいただきました。その他、団体・企業・個人等から、多くの励まし支援をいただきました。本当にありがたく感謝申し上げる次第です。

3 復興に関する課題と今後の展望

(1) 復興に関する課題

1点目として、漁業と流通加工業の一体となった復興のための支援の継続です。被災地の沿岸地域は、漁業、流通・加工業など、水産関連施設の多くが立地しており、漁船が係留されている漁港と、漁業者が生活する漁村もまた一体で成り立っております。このうち1つでも復旧が遅れると、水産業の衰退につながってしまいます。産業が真の復興を成し遂げるためには、漁業と流通・加工業が一体となって復興しなければならず、引き続き総合的な支援を行うことが必要です。

2点目は漁協再建への支援です。漁業協同組合は、地域の水産業及び漁村の核となり、組合員の生産と生活を支えており、かつ地域の安全、環境保全などの地域活動の中心となっています。したがって、漁協や関係団体の事業推進機能の回復・強化を図

るほか、漁村復興の希望拠点としての漁協事務所の本格的な整備への支援が必要です。

3点目として、漁船・漁具の早期復旧です。大震災による集中需要で、限られた期間に造船・漁具資材等のメーカー、艀装代理店等が応じられない実態にあり、復興のスピードを阻害する要因となっています。引き続き造船メーカー等に対して供給体制の増強を図るよう強く働きかけるとともに、漁船等が整備されるまで継続した支援を行う必要があります。

4点目はつくり育てる漁業の振興です。被災地の沿岸漁業は、秋サケ、アワビ、ウニ、養殖ワカメなどの「つくり育てる漁業」が主体であり、「つくり育てる漁業」の復興が水産業再建への重要な役割を担っています。したがって、生産の基本となる漁場の回復、種苗生産施設、サケふ化場及び養殖施設の再建が早期に実現するよう、支援を継続する必要があります。

5点目は流通・加工業への支援です。漁業と両輪である流通・加工業の施設整備については、地盤沈下や土地の確保などの課題があり、本格復旧には時間を要する状況となっています。引き続きグループ補助金や復興交付金の支援が必要なほか、販路を再度確保するための取組みや地盤のかさ上げ等への支援も、強力に行う必要があります。

6点目は漁業担い手の育成・確保です。水産業が将来にわたり持続的に営まれていくためには、次代を担う漁業の担い手の確保・育成が重要です。このため、若青年漁業者や新規就業者の確保、漁業・養殖業の

経営再開・安定化に向けた支援を、継続・強化する必要があります。

7点目は漁港の早期整備です。本県の沿岸漁業は、ワカメ等の養殖業やアワビ、ウニ等を採捕する採介藻漁業などが盛んに営まれています。漁村地先の比較的規模の小さい漁港を中心として、水揚げ、簡易加工、集荷が行われており、漁村の復興にとってすべての漁港を早期に復旧することが必要不可欠です。しかし最近、土木工事の集中発注により生コン等の資材不足が懸念されています。資材不足により復興が遅れることのないよう、資材の手当てについては、全国的な視野に立って対応することが必要となっております。復興については、遅れが心配されるのが漁港の整備ではないかと私は思っています。これは短期間にできる工事ではありませんので、漁港の整備を急ぐ必要があると思います。

最後の8点目は原発事故への対応です。原発事故による放射線の影響や汚染水の海中放出により、水産物に与える影響や風評被害が生じています。国・東京電力においては、原発事故の早期収束と恒久的に汚染水を海に放出しないよう、万全を期すとともに、水産物の安全性の確保、及び風評被害対策を強力に講じる必要があります。

(2) 今後の展望

これまで幾多の災害に遭遇しつつも乗り越えてきました。この度の大震災からの復旧・復興も、何がなんでも成し遂げるとの強い決意で関係者一丸となって取り組んで

いるところですが、自然に抗することはできませんが、共生することのできるのが漁業です。本県の場合、秋サケ、アワビ、ウニ、ワカメなどの「つくり育てる漁業」の再建が復興への大きな弾みとなることから、これに取り組み、一步一步復旧しつつあります。

大震災により被災した漁業者は、住環境も整わないなかで懸命に漁業を再開し、あるいは再開に向け準備をしており、数年後には「つくり育てる漁業」を軸に、着業者の減少はあるものの養殖業者の規模拡大などにより、それなりの復興がなされ、「たくましい経営体」に育成したいと考えております。

県域のJFグループの復興ビジョンは、構想ではなく、実行しなければなりません。実行できる内容で、策定に着手しております。

4 結び

結びとして、私が復旧・復興への対応のポイントとしたことを申し上げます。

まず1点目は、復旧・復興は漁協を核に行うべきと主張し実行してきたこと。漁業協同組合は厳しい状況のなかで力を発揮できる組織です。

2点目は、必ず再建するとの強い意志を持ち、できることはすぐに行動することです。今日できることは今日実行することにしていきます。リーダーは速やかに的確な指示を出すことが大事です。

3点目は、復旧・復興はゼロからのスタートでなく、マイナスからのスタートだということです。国、県、市町村等からの全面

的な支援を要請し続けております。

4点目は、生産から流通までの一連が水産業であり、片方の部門だけが立ち上がっても水産業は成り立たないことを訴えています。

5点目、復旧・復興には複数年かかることから、支援策は期限で打ち切ることなく、再建できるまで継続するよう関係機関に働きかけています。

6点目、「予算は私が何とかするから、すぐに復旧にとりかかるように」と、できるかどうかわかりませんが、こういう姿勢を示すことは、リーダーには必要だと感じました。それが言ったとおりにお金も出ましたので、安堵しています。

7点目は、災害については、県や市町村との連携が大事です。そう私はつくづく感じました。やはり個人や団体だけが動いても、絶対に進みません。県と相談して連携を密にすること、復旧、がれき撤去、これからの復興にも、連携が一番の早道です。

8点目として、共販、購買、信用等の系統の各事業が役割を発揮することです。保険、共済、基金保証等の制度のありがたさは、今度の災害で皆さん、重々わかったと思います。だから、保険加入推進については100%いくように指示しています。水産業界は海の仕事ですのでリスクがたくさんあります。やはりその裏づけの補償がなければ安心できません。この間、共水連の東北本部長会議でも、「各漁業協同組合、組合員は保険のありがたみがすべてわかったはずだから、推進はもっと強くしたほうがい

い」と私も言ってきました。

9点目は、被災された市町村民の住む住居等です。これについては、自治体が早急に建設できるよう取り組んでいただきたいと思えます。ただし水産業界は、市場をはじめ起動・回転することによって雇用対策にもつながるわけです。この件については、組織のリーダーの役目だと私は思っています。

10点目の最後に、全国の皆さんからの励ましや支援に感謝し、水産物を供給することで、必ずや御恩返しをしたいとの思いで行動しております。

以上です。長時間にわたり清聴いただきまして、ありがとうございます。

(おおい せいじ)

(司会)

大井会長ありがとうございます。最後に、当研究所、古谷社長からごあいさつを申しあげます。

(古谷社長)

一言、お礼を申しあげたいと思えます。会長におかれましては本日、貴重なお時間を私どもに割いていただき、非常に実感のこもったお話をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。

当研究所も、東京にはあるわけですが、今回の被災、それから復興への現地の取り組みを主要なテーマの1つにしております。どのような取り組みがあって、どのような悩

みがあって、どういうところがネックになっているのか。そういうことをつぶさにお聞きして記録をし、またそれを発信することで、いろいろな系統の事業なり施策に生かしていければということで、今日、ご講演をいただきました。

今日の会長のお話は本当にすごいことだなと思えました。前代未聞の緊急事態のなかで、普通の人であれば、何を大事に、どういう順番でやろうかと、もう少し迷ったりするかなという感じです。しかし会長のお話をお聞きしていると、優先をつけて、船だ、市場だ、氷だ、加工業者だ、岸壁は時間がかかると、かなり大胆に判断をされて取り組んでこられたということが本当によくわかりました。

県なり市なり農林水産省も、会長のお話が全部通るのは、実際に必要なことで、説得力があるからだと思えます。印象ですけれども、最短距離に近く走ってこられているのではないかと思います。かなり見切り発車ふうにご判断されてヒヤヒヤされたとおっしゃっていましたが、体を張ってある程度リスクをとってリーダーシップを発揮されてこられたということではないかと理解しております。

今日お聞かせいただいたお話のなかに貴重なヒントがいろいろあると思えます。また全体で共有させていただき、生かしていきたいと思っております。本当に今日はありがとうございます。

発刊のお知らせ



全3巻シリーズ完結！

自然資源経済論入門3 農林水産業の未来をひらく

寺西俊一・石田信隆 編著

A5判312頁 定価3,150円(税込) (株)中央経済社

農林中央金庫は2009年度から一橋大学で、自然資源に依存する農林水産業と地域社会の持続可能な発展を考える寄附講義「自然資源経済論」プロジェクトを実施している。本書は、2011年度の講義内容および書き下ろし章「大震災後の農林水産業と地域コミュニティの復興・再生」を収録したものである。2011年度は、東日本大震災からの復興を大きな柱の一つに位置付けた。第1巻『農林水産業を見つめなおす』、第2巻『農林水産業の再生を考える』とあわせ、お薦めしたい。

目 次

第I部 21世紀における自然資源経済の課題と展望

都市と農村の対立と融合(宮本憲一)、2050年のビジョンとこれからの都市・農村(大西隆)、農業・農村の危機と再生への展望(保母武彦)、農林水産業を軸とした地域経済の発展戦略(岡田知弘)

第II部 日本および韓国にみる農林水産業の現状と課題

日本の農業・農村の現状と課題(橋詰登)、日本の林業・地域の現状と課題(立花敏)、日本の漁業・漁村の現状と課題(工藤貴史)、韓国のFTA政策と農業・農村(鄭成春・石田信隆)、農村地域医療の現場から考える(色平哲郎)

第III部 大震災後の東北における農林水産業の復興・再生

大震災後の仙台農業の復旧、復興、そして100万人の台所を目指して(菅野育男)、大震災後の東北における漁業・漁村の復興・再生(片山知史)、大震災後の農林水産業と地域コミュニティの復興・再生(寺西俊一・石田信隆)

購入申し込み先……………(株)中央経済社 TEL 03-3293-3381(営業部)
お問い合わせ……………(株)農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700(代表)



宮城県の漁業復興における 漁協の取組みと復興の現状

専任研究員 出村雅晴

はじめに

宮城県の漁業生産は、遠洋漁業や沖合漁業など比較的大型の漁船を使用する漁業の割合が相対的に高いが、沿岸漁業や海面養殖業など沿岸域で営まれる漁業の割合もそれに匹敵する漁業生産額を誇る。とりわけ、海面養殖業はそのうちの69%を占めるなど同県の漁業生産において重要な地位を^(注1)占め、内容的にもノリ、ワカメなどの海藻類、カキ、ホタテなどの貝類、ギンザケなどの魚類やホヤなどの養殖も行われており、多彩である。

これらの海面養殖業は沿岸域に展開しており、今回の東日本大震災では甚大な津波

被害を受けた。被害額は、海面養殖業の年間生産額253億円（2010年）の3倍を超える819億円（養殖施設487億円、養殖物332億円）にも上る（第1表）。このほか、養殖作業を行うための漁船、あるいはカキ処理場やワカメの加工処理場なども壊滅的な被害を受けた。

これらの海面養殖業や沿岸漁業など沿岸域で営まれる漁業の多くは漁協の組合員が担っており、これらの漁業の復興について漁協の果たす役割は大きい。以下では、県内沿岸漁業者の多くが組合員として所属している宮城県漁協の復興に向けた取組みとともに、これらの養殖漁業や沿岸漁業の復興の現状と今後の課題等について、現地調査で得た情報等も加えて整理したい。

（注1）農林水産省『漁業・養殖業生産統計年報』では遠洋、沖合、沿岸漁業に区分した生産額データを公表していないため、時点が少し古くなるが宮城県の公表資料に基づき算定。
資料<http://www.pref.miyagi.jp/suishin/gyogyo/sakana/pdf/H18/1/1-2-2.pdf>

第1表 宮城県における養殖漁業種類別被害状況

（単位 台、千トン、百万円）

	施設被害		養殖物		養殖資材		
	施設台数	被害額	数量	被害額	資材名	台数	被害額
ノリ	50,874	5,301	11	2,060	自動乾燥機	130	7,590
ワカメ	24,151	7,194	14	2,120	ポイル釜	611	1,085
コンブ	5,186	484	2	180			
カキ	13,697	24,111	11	13,390			
ホタテ	9,239	8,673	25	6,910			
ホヤ	3,539	1,820	24	2,800			
ギンザケ	269	1,116	13	5,640			
その他	-	-	0	148			
計	106,955	48,700	99	33,248		741	8,675

資料 宮城県「宮城県水産業振興プラン」（平成23年10月）Ⅶ参考資料、「本県水産業関連被害状況について」（平成23年10月18日現在）から、作成

1 漁業復興に向けた漁協の 取組み

(1) 震災直後の漁協の対応

宮城県漁協は、震災前は本支所・出張所51店舗で組合員の様々なニーズに応じてきたが、震災で8割近い40店舗が流失・損壊し、さらに魚市場や集出荷施設、加工施設など286施設のうち230施設が流失・損壊するという大きな被害を受けた。さらに電気や道路といった地域のライフラインが完全に破壊されたことから、漁協自身も通信手段や移動手段を失い、こうした状況下で被災した組合員に対する支援と自らの組織体制の復旧に注力することとなった。

漁協組合員1万1千人のうち震災で452人が死亡するなど大きな被害を受けた組合員に対する支援に関しては、過去の奥尻島の事例から「まずは現金が必要だろう」ということで、震災3日後の理事会で一人当たり10万円を限度とする貯金の便宜支払を決定した。コンピュータもストップしている状況で、超法規的な対応ながら「顔がわかる」ということで被災を免れた4店舗（本所、塩釜総合支所、唐桑支所、気仙沼地区支所）で対応した^(注2)。貸出業務では、「震災に伴う貸出金の対応について」を決議（11年4月5日経営管理委員会）し、組合員の事情等を勘案して自動引落の停止などの償還猶予や期限延長などの対応を行った。

また、全漁連から配分された「JFグループ東北地方太平洋沖地震被害支援金等募金

運動（がんばれ漁業募金）」義援金（宮城県への第1～3次配分額の合計971百万円）については、「組合員1人一律3万円」「死亡30万円、家屋の全壊10万円、同半壊3万円」等の基準ですべて組合員に支給した。

さらに、4月10日から約1か月かけて組合員10,600人と面接して被災状況を中心にアンケート調査^(注3)を行い、8月には主に漁業継続に対する意向を中心に第2回目のアンケート調査を実施した。第1回目の調査では「漁業を継続する」とした人の割合が^(注4)62%だったが、第2回目の調査では72%に増加し、特に正組合員では81%に達するなど、復興に向けた意欲の高まりがうかがえる結果となった。第2回目の面談による調査で漁業継続意思の再確認や営漁計画などを聞き取り、これを受けて、以降の組合員漁業の復興に向けた支援策が検討・実施されていくことになったのである。12年9月に「組合員復興状況調査結果報告」を取りまとめるなど、調査は継続して行っている。

(注2) 結果としては、避難所住まいで生活物資が支給され、またお金を使う場所もないということで、その後も意外なほど現金が出なかったとのことである。なお、震災12日後には電気が復旧し、システムが稼働した。

(注3) 約1,000か所の避難所を延べ400人ほどの職員が訪問して実施したが、ガソリンもなく自動車が使えず、電話も通じないということで徒歩での訪問となり、アンケート調査は1か月を要したとのことである。

(注4) 「漁業を継続する」とした人の10年度の水揚実績に占める割合は全体の82%であり、漁業生産の担い手層の多くは漁業継続に意欲を示した。

(2) 復興に向けた宮城県漁協の対応

11年4月27日の経営管理委員会で「JFみ

やぎ漁業復興基本方針」を決定し、国や県の補助事業を活用した組合員の漁業経営再建と、がれき処理などの復旧事業を利用した生活支援に取り組むこととした。特に浜の復旧や漁業再開の大きな障害となっていたがれきの撤去作業については、5月以降既存の補助事業「資源回復・漁場生産力強化事業」^(注5)や補正予算成立後の「漁場復旧対策支援事業」を活用して進めた。これらの事業は後日の実績報告に備え、参加者名簿の作成や作業内容などの記録、あるいは現地での確認やその後の集計事務など漁協の事務負担を伴うものであったが、組合員の生活支援にもつながる事業だけに、多大の労力を払って対応したものである。

組合員漁業の経営再建については、5月に組合員漁業の早期再開を支援する専門部署として「復興対策室」を設置し、「共同利用漁船等復旧支援対策事業」や「がんばる養殖復興支援事業」を活用した組合員漁業の復興に向けて、地域や漁業種類ごとに漁業者の共同化やグループ化を推進するなど対応を進めてきた。すなわち、漁船の建造や中古船の購入、あるいは定置網等漁具の取得については「共同利用漁船等復旧支援対策事業」を基本に、養殖施設に関しては主に激甚災害法に基づく災害復旧事業を活用して組合員漁業の復興を目指すものである。さらにカキやホタテなど育成に数年程度要する漁業に関しては、再開に必要な経費の助成が受けられる「がんばる養殖復興支援事業」を積極的に活用している。

なお、「共同利用漁船等復旧支援対策事

業」等共同化事業については、漁協や漁業生産組合等が実施主体となるのが条件となっているが、これらの事業すべての受け皿となることは大幅な資産増加となり、信用事業を営む漁協の自己資本比率低下につながることから、これへの対応が課題となった。^(注6)このため、施設保有を目的とする漁協（「宮城県北部施設保有漁協」「宮城県中部施設保有漁協」「宮城県南部施設保有漁協」）や組合員グループによる漁業生産組合の設立^(注7)を支援し、これらも共同化事業の受け皿とする方法を選択した。この受け皿問題の決着が11月にずれ込んだことから、復旧・復興に向けた立ち上がりが遅れた感は否めないが、その後の復旧・復興は急速に進んでいる。

共同事業実施主体の設立諸手続きや経理、総務、資産管理などの実務面は、実質的に漁協が担う形で地域漁業の復興を進めている。漁協自身が受けた震災被害も大きく、その対応の一環として職員360人体制の見直しが実施され、具体的には、①早期退職の募集、②新規採用の見直し、③嘱託職員の退職、④アルバイトや臨時雇用者の解雇などを通じて314人（11年度末現在）としたなかで、震災被害の認定申請や補助金を活用した漁業復興のための事業にかかる事務負担が急増している。漁業の復興を進めれば進めるほど漁協の負担が増大する現状にあり、この点が今後の課題として浮上している。

(注5) 輪番休漁の活用等により漁業者グループが行う藻場・干潟の維持・管理や海岸清掃等の取り組みを支援し、資源回復・漁場生産力の向上の

ための活動を推進する事業。

(注6) 被災資産の復旧費用は800億円を超えることが予想され、自己負担部分だけでも相当の資産増加となるが、当漁協が信用事業を営んでいることから自己資本比率上の制約が生ずる。

(注7) 施設保有3漁協の設立認可は11年11月。漁業生産組合の設立に関しては、11年12月17日付河北新報「9漁業生産組合を認可 漁協以外にも対象拡大 宮城県」が、震災前の漁業生産組合数は5組合だったが、新たに9組合が設立されたと報じている。

2 宮城県漁業の復興状況

(1) 漁船漁業を中心とする漁業の復興状況

宮城県のホームページで公表されている資料「復興の進捗状況について（平成24年9月11日）」^(注8)では、漁港（復旧工事）、漁船、主要魚市場の水揚状況の3項目が水産業に関連するものとして、その復旧状況が記載されている。

同資料によれば、復旧工事の対象となる被災漁港数は140（県管理漁港27、市町村管理漁港113）に上るが、12年7月末現在の実施状況として記されている工事着手漁港数は51（県管理漁港25、市町村管理漁港26）にとどまり、工事着手率は36%という状況である。特に市町村が管理する第1種漁港（主に地元の漁業が利用する漁港）の復旧が遅れており、実際に現地を視察しても地盤沈下した状態のまま放置されている漁港が多い。岸壁の一定部分（長さ10～20m程度）をトンバック（土嚢）でかさ上げして応急的にアスファルト舗装しただけの漁港もみられる。こうした漁港では荷揚げなどはなんとかできるが、漁船の係留などはできず、操業など

に支障をきたしている。工事着手の遅れの理由について、「漁港工事は入札で業者を決めているが、工事規模が小さいため1件ごとでは応札がなく、数件まとめて入札にかけている」との関係者の指摘もあった。県管理漁港に関しても、人件費や資材価格高騰の影響で入札の不調が相次ぎ、13年度の復旧を目指していた県管理24漁港の工事完了が最長2年ずれ込む見通しとなっている。^(注9)

漁船に関しては12年7月末現在の稼働隻数は約5,800隻であり、震災前の稼働漁船数（約9,000隻）に対する復旧割合は約64%としているが、漁協のとりまとめでは12年10月末現在で漁船登録が完了した漁船は約1,600隻にとどまっており、まだまだという状況である。また、実際に納船されている漁船の多くは和船と呼ばれる船外機船であり、5トン以上の比較的大きな漁船については、地元の造船所も被災したため北海道や九州の造船所などにも発注しているものの、概して調達が遅れている。^(注10)

魚市場の水揚状況は、漁業の復興状況を表す有力な指標の一つと考えられる。県の資料では、塩釜、石巻、女川、志津川、気仙沼の5市場の水揚状況を集計しているが、11年の水揚金額は約255億円であり、震災前の10年の水揚金額約602億円に対する割合は42%という状況である。12年（1～6月累計）では、数量で56%、金額では72%水準にまで回復している。魚市場の水揚げには陸送などによる他港水揚げ分の搬入分も含まれることから、これを除いて市場別に集計したものが第2表である。県の集計^(注11)

5市場から志津川市場が除かれるが、市場別に集計したことで市場別の復旧状況の格差も浮かび上がる。すなわち、市場施設などの被害が比較的軽微であった塩釜市場の水揚げが相対的に好調であるが、施設被害のほか岸壁などの地盤沈下も大きかった市場の復旧の遅れが鮮明である。

同データの漁業種類別水揚げ数量や水揚げ金額に関して、震災前(10年)と震災後(11年)を比較することで漁業種類別の復興状況を整理することもできる。これによれば、石巻港所属の沖合底引き船団が一時塩釜港を基地に操業したと報道されたように、サンマ棒受け網以外の沖合漁業など、おおむね塩釜港に水揚げができた漁業の復旧率が40～50%程度に達している。沿岸漁業に関しては、小型底びき網や小型定置網などで一定程度復旧しているが、多くの沿岸漁業の復旧率は10%にも達していない状況である。

沿岸漁船漁業の現状に関しては、県漁協3支所でのヒアリングによれば貝桁網かいげたあみを含む小型底引き網、刺網、小型定置網などが主な漁業種類であり、このほとんどが壊滅的な被害を受け、漁船調達の遅れを主因に

概してその復興は遅れている。刺網などでは船外機船など小型漁船での操業に切り替えた事例もあるとのことであるが、現在も操業休止状態にある経営体に関しては、高齢漁業者などを中心に将来的な廃業も懸念される。小型底引き網に関しても、原発事故後の風評被害問題を契機に貝桁網漁業専業に転換した漁業者がいる地区もあり、各漁業の震災前水準までの復興は期待できない状況である。

原発事故に関する被害としては、小型底引き網の操業自粛、漁獲物の市場価格低下などがある。前者に関しては、水揚げの3割が漁獲規制魚種のヒラメという状況や他の魚種への風評被害(市場価格低下)も考慮して、現在も操業自粛を継続している地区がある。後者に関しては、アカガイが平均して震災前の6割程度の価格にとどまったなど、具体的な影響も出ているとしている。

しかし、東京電力は補償対象をヒラメ、タラ、スズキなどの漁獲規制魚種に限定するとしており、これらの補償問題は決着(注12)していない。さらに漁獲規制対象魚種に関し

第2表 主要4漁港の水揚げ状況

(単位 隻, 千トン, 百万円, %)

	2011年(a)				10(b)				復旧率(a/b)			
	隻数	うち 県内船	数量	金額	隻数	うち 県内船	数量	金額	隻数	うち 県内船	数量	金額
塩釜	1,698	1,101	12	6,457	2,285	1,787	8	5,326	74	62	157	121
石巻	3,948	3,902	23	3,263	15,200	14,727	116	14,588	26	26	20	22
気仙沼	9,111	7,810	27	8,040	26,290	22,512	101	20,481	35	35	27	39
女川	2,798	2,743	15	1,376	10,374	10,140	56	7,472	27	27	27	18
計	17,555	15,556	77	19,136	54,149	49,166	280	47,867	32	32	28	40

資料 宮城県資料(水産業振興課HP>水産関係資料>県内産地魚市場水揚げ概要)から作成
(注) 数量、金額には搬入分を含まない。

ても、実際の処分方法に苦慮しているとの話も聞かれ、復興に向けての大きな障害となっている。

- (注8) 宮城県ホームページ(東日本大震災関連情報>東日本大震災関連 県からのお知らせ>復興関連情報>宮城県の復興の進捗状況)
- (注9) 12年12月22日付河北新報「24漁港 最長2年復旧遅れ」
- (注10) 震災後初となる新建造船の納船は巨理町(荒浜漁港)12年7月、名取市(閑上漁港)12年10月という状況である。
- (注11) 宮城県の場合、多くの海面養殖業が除かれることにも留意する必要がある。海面養殖生産物の多くは魚市場を経由する流通ではなく、宮城県漁協の共同販売事業として異なる経路で流通するからである。
- (注12) 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(原子力損害賠償紛争審査会)では、「水産物(食用及び餌料用に限る。)」につ

いては、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの」に関する風評被害を賠償すべき損害としている。

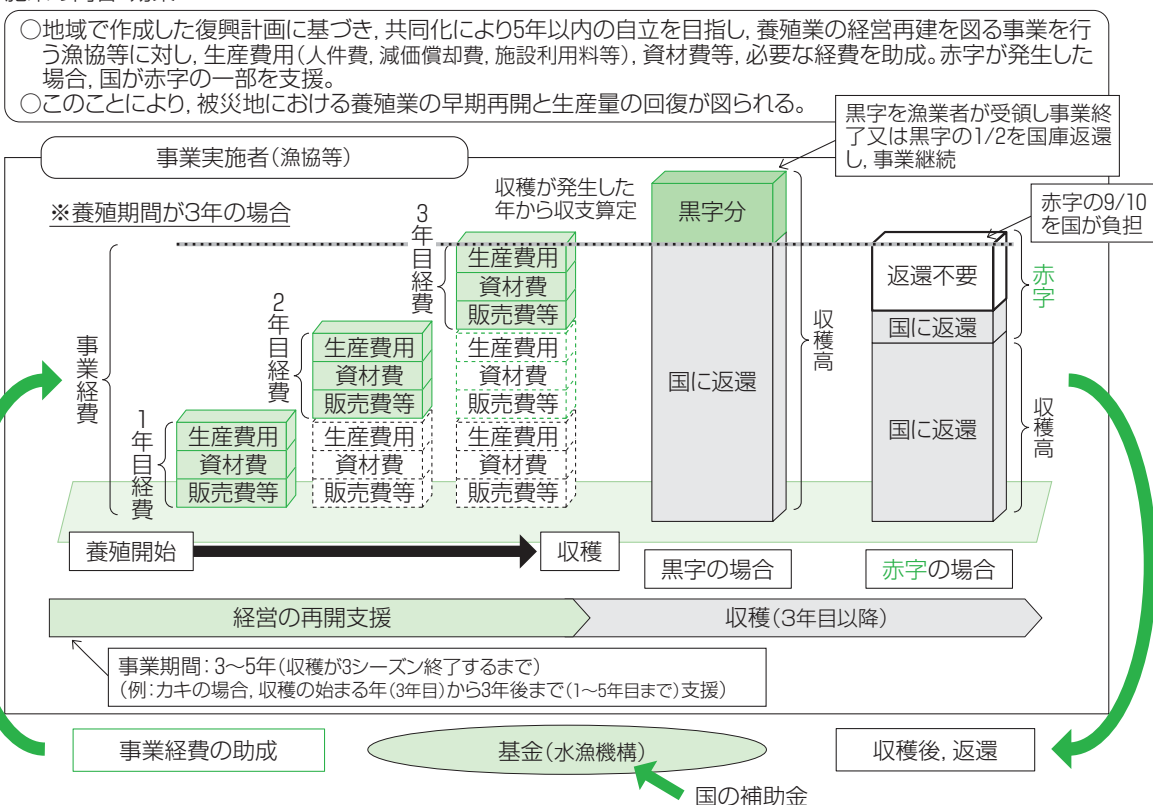
(2) 海面養殖漁業の復興状況

宮城県の海面養殖漁業はその多彩さとともに、それぞれの漁業が一定の規模で展開されているという特徴がある。ちなみに、漁業生産額253億円(10年)を養殖種類別で見るとノリ類53億円、ワカメ類33億円、カキ類49億円、ホタテ34億円、ホヤ12億円(ギンザケは未公表)などとなっている(農林水産省『平成22年漁業・養殖業生産統計年報』)。

これら養殖漁業の復興は、国の「養殖施設災害復旧事業」(激甚災害法に基づく災害

第1図 がんばる養殖復興支援事業の仕組み

施策の内容・効果



出典 NPO法人 水産業・漁村活性化推進機構ホームページ
(注) 水漁機構とは「水産業・漁村活性化推進機構」の略。

復旧事業緊急対策), 「水産業共同利用施設復旧整備事業」「共同利用漁船等復旧支援対策事業」あるいは「がんばる養殖復興支援事業」などを利用して進められている。「養殖施設災害復旧事業」(個人所有分)や「水産業共同利用施設復旧整備事業」(共同利用分)で養殖施設, 「共同利用漁船等復旧支援対策事業」で作業船を取得し, 種苗費や人件費などの運転資金部分について「がんばる養殖復興支援事業」を利用するのが基本的な復興パターンである(第1図)。

宮城県漁協から提供いただいた資料等をもとに経営体数, 施設数, 生産量の3項目について整理したものが第3表である。現時点での復旧状況だけでなく, 今後の再開見通しにも養殖種類別に相当程度の差を生じている。

以下, 主な養殖業の復興状況等について, その概要を整理する。

a ギンザケ養殖

主要な養殖漁場は女川地区, 南三陸町(志津川湾), 石巻市域(石巻湾, 雄勝湾)であるが, とりわけ女川地区に養殖漁家の6割(50経営体)が集中するなど, 中心的な生産地となっていた。これらの地域の震災被害は大きく, ギンザケ養殖漁業も生簀が数台残っただけの壊滅的な被害を受けた。震災が出荷直前というタイミングで起きたため, 養殖中のギンザケの成魚もほとんどが流失した(前掲第1表参照)。

ギンザケ養殖は, 発眼卵や飼料の供給と成魚の販売を受け持つ県漁協や大手水産会社や飼料メーカーなどが養殖漁家を組織化しているという特徴があり, 10年度の宮城県内の養殖漁家(82経営体)の8割弱の64経営体が6系列に組織化されていた。

ギンザケ養殖漁業の復興における特徴は「がんばる養殖復興支援事業」の利用であり, 稚魚代やエサ代などの養殖経費が多く

第3表 養殖種類別復旧状況(2012年9月末現在)

(単位 台, トン(ノリは百万枚), %)

		魚類	貝類		海藻類			その他
		ギンザケ	カキ	ホタテガイ	ワカメ	コンブ	ノリ	ホヤ
経営体数	震災前(A)	91	1,142	737	1,167	163	208	697
	事業再開予定(B)	68	794	480	944	148	119	418
	事業再開済(C)	58	641	298	878	133	111	207
	復旧予定率(B/A)	75	70	65	81	91	57	60
	事業再開率(C/A)	64	56	40	75	82	53	30
施設数	震災前(C)	280	11,892	6,212	19,181	1,367	25,275	2,687
	整備目標(D)	280	8,510	4,190	15,137	1,380	19,920	1,584
	整備済(E)	185	4,093	1,864	14,650	1,071	13,750	368
	整備目標割合(D/C)	100	72	67	79	101	79	59
	整備済割合(E/C)	66	34	30	76	78	54	14
生産量	震災直前年(F)	14,750	3,119	9,226	15,459	968	393	8,663
	震災後(G)	8,595	319	908	12,879	289	132	-
	復旧率(G/F)	58	10	10	83	30	34	-

資料 宮城県漁協提供資料(牡鹿, 塩釜市両漁協分を含む)に基づき作成
(注) 整備目標は12年度内に整備する目標台数。

かかることから復興に向けてのほぼ必須の条件となっている。系列ごとにグループ化した復興計画を策定し、現在9件が認定されている。

12年度の生産は震災前の約6割程度の復旧にとどまったが、その主な要因は生簀などの資材調達面での負担が大きく、1経営体当たり生簀2台程度での養殖再開となったこと、企業グループの移転（鳥取県境港市や新潟県佐渡市へ移転）などが影響したものである。13年度以降の生産体制には不透明な部分も残るが、「がんばる養殖復興支援事業」認定済み分に関して生簀51台の増設、結果として震災前に比較して11台の増加が計画されており、最終的には1万トンを超える規模までの復興が期待できる状況である。

^(注13) 魚価の暴落については、風評被害によるものとして漁協が東京電力と交渉し、下落分の70%を補償してもらうことで決着した。「がんばる養殖復興支援事業」を利用して赤字の1割部分は漁業者の負担であり、単価の下落部分だけでも生簀1台当たり100万円を超える自己負担が必要となる。施設復旧のための自己負担をしたうえでさらにこれを負担するということであり、復興に向けての大きな障害となることが懸念されたが、これはある程度回避できた。

(注13) 12年8月17日付水産経済新聞は、4～8月の平均価格が前年同期を179円下回る240円/kgとなったことを報じている（「復興元年”宮城の養ギン生産が終了 史上初、300円割れ」）。

b カキ養殖

宮城県のカキ養殖は漁家経営体によるはえ縄式^(注14)養殖が主体であり、カキ養殖専門は少なく、多くの漁家が他の漁業との組み合わせで経営を行っている。県内の産地は県北部の気仙沼地区（気仙沼市・南三陸町）、県中部の牡鹿半島地区（石巻市・女川町）、県南部の松島湾地区（東松島市・松島町・利府町・塩釜市）に大別されるが、なかでも万石浦、牡鹿半島周辺を漁場にもつ石巻市を中心とする牡鹿半島地区が生産の中心であり、県全体の生産量の約70%を占める。

今回の震災では養殖施設のほか、沿岸部に設置されていた洗浄やむき身作業を行うカキ処理場や保管冷蔵施設なども被災した。種ガキも大きな被害を受けたが、万石浦（石巻市）などで生き残った種ガキを漁協の各支所に配って養殖を再開し、例年より1か月遅れて11年10月下旬にようやく出荷が始まった。約120か所あったカキ処理場のほとんどが被災したことから、漁協の6支所7処理場での作業再開となり、12年4月上旬までの生産量は約320トンと例年の1割にも届かない結果となった。^(注15)種ガキの確保が十分できなかったこと、ロープなど資材調達面での制約から養殖施設の復旧が遅れたことなどが指摘できるが、出荷までに1年半から2年程度かかるというカキ養殖特有の影響もある。

10月15日に出荷が解禁された12年シーズンは、震災前の4割程度にあたる約360人が養殖に取り組んでいる。カキ処理場も出荷時期が終わる13年3月までに36か所程度

確保できる見通しであり、現時点で漁協の12支所（震災前19支所）で1千トン弱^(注16)の出荷が見込まれている。これは震災前の4分の1程度の水準であり、総じて復興は遅れている。カキ処理場の再建の遅れは漁港のかさ上げの遅れによるものであるが、価格の安い加熱用としての販売につながるだけに、復興に取り組む漁業者にとって大きな打撃^(注17)である。

カキ養殖の復興は、前述の「養殖施設災害復旧事業」などを利用して進められているが、養殖施設1台が200万円を超えるなど高額であることから復旧費用にかかる自己負担分にかかる資金負担が重い。自己負担分は農林漁業セーフティネット資金や自己資金で資金調達しているが、資材調達の遅れや一挙に復旧する場合の資金負担の重さなどから復旧が遅れている。

(注14) 種ガキを付着させたホタテガイの殻（以下「原盤」という）をロープに挟み込んで連ね、ブイ（浮き樽）をつけて海面に延ばしたロープ（はえ縄）から吊り下げる養殖法。

(注15) 12年7月17日付河北新報「ワカメ生産震災前超える 県調査 カキは1割に満たず」

(注16) 松島湾におけるカキの大量死報道（12年10月3日付河北新報「松島カキ、7割以上死滅 厳しい残暑、少雨原因か」）もあり、さらに1、2割程度下回る可能性もある。

(注17) 12年10月12日付河北新報「石巻・牧浜地区は安値の加熱用 殻むき処理場 再建遅れ」

c ホタテガイ養殖

三陸におけるホタテガイ養殖は、はえ縄による耳釣り養殖が一般的である。はえ縄を利用して海中に吊り下げる方法だが、具体的にはホタテの耳と呼ばれる部分に穴をあけてロープに直接吊り下げる「耳吊り」

法が一般に採用されている。出荷までの年数は、自家採苗の場合3年、稚貝を導入する場合2年程度（導入する稚貝のサイズによる）、半成貝を導入する場合は1年程度であり、どの段階からの養殖を選択するかで養殖に必要な施設台数も異なる。

宮城県の生産地は、農林水産省『平成22年漁業・養殖業生産統計』によれば4市町であり石巻市5,173トン、女川町4,503トン、南三陸町2,001トン、気仙沼市1,145トンの生産実績となっている。なお、石巻市の生産の中心地が旧雄勝町である。

漁協関係者の話によれば、宮城県におけるホタテの養殖形態は稚貝からの養殖が6割を占め、半成貝からの養殖は4割という状況で、また地域的には北部では稚貝からの養殖が多く、中部では半成貝からの養殖が多いという特徴があったようである。しかし、震災後は半成貝からの養殖が6、7割を占め、震災前の状況と逆転しているという。

半成貝からの養殖では、毎年10～12月頃北海道などから半成貝を陸送搬入して養殖を開始するが、搬入される半成貝の大きさはさまざま^(注18)である。話を伺った支所の事例では、殻長8cm程度の半成貝（2年貝）を10～11月に導入し、翌年6～7月に出荷するとのことであった。

ホタテガイ養殖の復興状況については、生産の中心地域にある宮城県漁協の3支所（半成貝からの養殖2支所、自家採苗での養殖1支所）で話を伺った。養殖を再開した経営体数は、地域差があるものの全体として

は震災前の3割強、養殖施設数は同じく2割程度であり、いずれも前掲第3表をやや下回る状況となっている。再開に際しては、従来自家採苗していた漁業者も半成員からの養殖に切り替えて再開している。これが資金化までの年数や復旧できた養殖施設数を考慮した震災復興に際しての一時的な動向かどうか、今後の復興動向が注目される。

「がんばる養殖復興支援事業」の利用に関しては、岩手県が14件と多くの地域で幅広く利用されているのに対し、宮城県はわずか4件という状況で、大きな違いがある。岩手県では天然採苗や稚貝からの養殖割合が高く、相対的に養殖期間が長くなることもその背景にあるものと考えられるが、宮城県と同様半成員から養殖するケースでも利用しており、そればかりともいえない。半成員からの養殖に関しては養殖期間が短く、必要とする運転資金も種苗費（半成員購入費）と人件費が大宗を占めるという状況であり、運転資金需要は相対的に低い。それだけに、漁協関係者が指摘した「今後のホタテガイの価格の動向をどうみるか」が「がんばる養殖復興支援事業」の利用を左右しているものと考えられる。すなわち、販売価格が比較的好調に推移するとみる場合は利用しないということである。

(注18) 岩手県の漁業者に伺った話では、「今年購入した半成員は2種類（1枚25円：1kg当たり12～13枚のサイズ、1枚16～17円：1kg当たり22～23枚のサイズ）で、今後はどちらの成績が良いか、結果を見て考えたい」とのことであった。半成員を供給する北海道では、それ以降だと海が荒れるという事情もあって10～11月に販売したい、ワカメ養殖を兼営している漁業者は、その時期はワカメの仕込み最盛期でできれば避

けたい、という双方の事情があるとのことである。

d ワカメ養殖

わが国のワカメ生産量の9割以上が養殖によるものであり、その75%（10年）を岩手、宮城の両県が占めるという事情もあって、ワカメ養殖は三陸を代表する沿岸漁業の一つと位置づけられている。岩手県や宮城県など三陸の生産地における養殖法ははえ縄(注19)式が採用されているが、こうした養殖設備は1台当たり14～15万円とされるなど設備費が安く、またワカメが1年で収穫できることなどから被災地では早期復興に向けて重視され、被災後は他の養殖を営んでいた漁業者が新たに着業する事例もみられた。

被災漁業者は、残っていたメカブを集めて11年6～7月に水槽や沖合で採苗（種付け）作業を行い、さらに漁船や養殖施設の手当てなど本養成再開に向けて復旧作業に取り組み、10月から11月にかけて本養成にこぎ着けた。宮城県では、自主採苗のほか、徳島県や秋田県から種糸提供などの支援を受けた。12年2月上旬から本収穫が始まったが、それに先立つ1月末頃から間引き作業が開始され、「早摘みワカメ」として販売も開始された。

ワカメの生産体制の復興は、カキやノリ養殖などと比べてその復興スピードは速い。生産量に関しては、12年産三陸ワカメ共販の実績値が発表（速報）されているが、数量ベースで震災前（10年）の90%にまで回復しており、復興が順調に進んだことが分かる（第4表）。しかし、製品区分ではボイ

第4表 宮城県産のワカメ共販実績

(単位 トン, 百万円, 円/kg, %)

	2012年(a)			10(b)			10年対比(a/b)		
	数量	金額	平均単価	数量	金額	平均単価	数量	金額	平均単価
干しワカメ	4	11	2,942	31	47	1,521	12	23	193
ボイル ワカメ	芯抜き 566	1,750 419	1,241 740	2,254 407	1,576 209	699 513	63 139	111 201	178 144
生ワカメ その他	3,601 ...	419 35	116 ...	1,308 ...	124 110	95 ...	275 ...	338 32	123 ...
計	11,680	2,634	226	12,985	2,066	159	90	127	142

資料 全漁連『全漁連情報』(2012.6.27付1800号)から作成

(注) 数量は製品重量。計欄は原藻換算(干し10倍, ボイル芯抜き4.5倍, ボイル芯付き3倍, 生1倍)で算出。

ルワカメの減少, 生ワカメの増加という変化がみられる。ボイル加工(塩蔵加工)することによって付加価値が向上するため, これまではボイル加工した上で出荷する形態が大宗を占めていた。製品区分の変化の背景にはボイル釜など加工施設面の復旧遅れがあるが, その後資材調達面も好転しており, 13年度以降はボイル加工の割合が高まるものと思われる。

(注19) 浮き玉を付け, 養殖ロープ(「幹縄」という)を水平に保持して養殖する方法。

e ノリ養殖

宮城県はノリ生産の北限地とされ, 216の経営体で7億枚のノリを生産していたが, 震災で養殖いかだや作業船のほか, 沿岸部に展開していた陸上の加工施設, 冷凍網を保管する冷蔵庫, 採苗施設なども大半が流^(注20)失, 損壊した(前掲第1表参照)。

そうしたなかで養殖いかだの復旧や資材調達を進め, 11年9月上旬の採苗にこぎ着^(注21)け, 養殖を再開した。11年度の生産に間に合ったのは60経営体(全体の3割程度)であり, 生産数量は1億3,720万枚と例年の2割程度の水準にとどまった。漁協では, 12

年度は2倍以上となる130経営体で約3億5,000万枚の生産を計画しているがそれでも震災前の5割程度の水準であり, 復興の遅れが顕著である。乾燥施設など必要な設備が高額であり, 補助事業などを利用して自己負担部分の金額が大きくなるのが影響しているものと思われる。このほか, 資材調達や加工場建設用地のかさ上げ工事の遅れも影響している。県によるかさ上げ工事の完了を待っていただけ事業の再開が遅れるとして, かさ上げ費用を自己負担して加工場の建設を始めた共同経営体もあった。

ノリ養殖漁業の復興においては, 運転資金部分について「がんばる養殖復興支援事業」を利用するケースも比較的多く, 現時点で地区単位ごとにグループ化した7件の復興計画が認定されている。計画に参加している経営体は, 震災後に着業する4経営体も含め93経営体で, 12年度は2億7,200万枚弱(震災前の94%水準), 同事業の最終年度には3億2,400万枚(震災前の112%水準)の生産を計画している。共同利用施設として取得する陸上の加工施設(建屋やノリ乾

燥機など)の集約化も予定されており、例えば乾燥機に関しては大型化した上で台数を減らす計画となっている。このように、高価な乾燥施設が被害にあった地区では、漁業者が協業化で生産性の高い設備を導入して復興を図る動きが顕著である。協業化は生産コストで約3割、労働時間で約2割の削減効果があるとされる^(注22)だけに、震災復興を契機にしたノリ養殖の生産性向上、養殖経営体制の強化が期待される。

(注20) 宮城県においては陸上採苗が主流であり、おおむね7割を占めていた。宮城県水産技術総合センターの『宮城水産復興だより』(平成24年4月)では、採苗網数は4万5千枚と例年の約17%にとどまったとしている。

(注21) 11年9月6日付河北新報「復活へ水車回れ石巻でノリ養殖再開」

(注22) (社)中小企業診断協会佐賀県支部『佐賀県における有明ノリ養殖協業体の現状と課題 報告書』(平成24年2月)16ページ

f ホヤ養殖

ホヤの生産地は北海道、青森県、岩手県、宮城県などであるが、主産地は岩手県宮古市付近から宮城県金華山に至る三陸沿岸であり、なかでも宮城県が約1万トンの国内生産量の9割近くを占める^(注23)。しかし、宮城県におけるホヤ養殖の中心地であった牡鹿半島以北の鮫浦湾から気仙沼湾にかけての地域が被災し、石巻、気仙沼・南三陸地域の養殖ホヤが壊滅的な被害を受けた。

ホヤ養殖ははえ縄から垂下して行う方法で行われており、基本的な構造はカキやホタテなどと同じである。種苗のほとんどは地先で採苗したもの、あるいは県内で採苗した購入種苗を使用し、出荷までの養成期

間は2~4年を要している。生産量のおおむね6割程度が輸出されており、そのほとんどが韓国に仕向けられている。活魚輸送専用トラックで山口県下関市まで運ばれ、下関から釜山フェリーで釜山というルートが主な輸出経路である^(注24)。

県内の産地へのホヤ種苗の供給基地の役割を担ってきた鮫浦湾(石巻市)も被害を受けたことから、ホヤ養殖の復興に向けた活動は種苗の確保から始まった。鮫浦湾の前網浜では、震災後の浜のがれき処理作業で採苗用のカキ殻が一定量発見され、11年11月に12人の漁業者がホヤ養殖の復興を目指して共同作業による天然採苗のための殻通し作業を行った^(注25)。しかし、養殖施設とともに親となるべきホヤの多くが流失しており、天然採苗だけでは十分な種苗の確保は期待できない状況にあったことから、県水産技術総合センターの技術指導を受けて人工採苗に取り組む動きが広がった^(注26)。

養殖施設の復旧が遅れているが、最近までチリ地震による津波被害時(10年2月)と同様「種苗を導入した養殖施設のみが補助事業の対象」と伝わっていたことが影響したものと思われる。石巻市寄磯地区などでは各種の支援金やアンカーとなる土嚢づくりではボランティアによる労力提供も受けながら復旧を進めているようであるが、遅れは否めない。カキやホタテなどとは違って大きな漁船も不要であり、設備投資もそう大きくない。収穫までには3、4年の期間が必要とされるホヤであるが、こうした利点に加えて養成にかかる手間が比較的

少ない点などメリットも多く、ホヤ養殖の早期再開で復興を図る漁業者も多いとされるだけに、今後の展開に期待したい。

(注23) 農林水産省『平成22年漁業・養殖業生産統計』による国内生産量は10,272トンであり、主要産地は宮城県8,663トン、岩手県1,093トン、青森県479トンなどとなっている。

(注24) 10年を例にとれば、輸出量のほぼ全量が韓国に輸出され、その87%が下関経由となっている(博多10%、門司3%)。

(注25) 11年11月9日付読売新聞「ホヤの殻通し再開」

(注26) 天然ホヤを屋内のタンクで産卵させ、幼生を縄に付着させる。産卵期は12月中旬～2月初旬で、付着後は湾内で育てる。海水をくみ上げるポンプや発電機、タンクなどが必要だが、経費は40万円程度とされる。

おわりに

これまでの2年弱の現地調査等をもとに、宮城県の沿岸部で展開される漁業の震災被害からの復興状況を整理してきた。すでに相当程度にまで復旧・復興したワカメ養殖やギンザケ養殖、これからが本格的な復旧・復興段階というノリ養殖やカキ養殖など、海面養殖業においては養殖種別による格差が大きく、また沿岸漁船漁業における相対的な復旧・復興の遅れも危惧される。とはいえ、一定程度の復旧を実現するなかで漁業者が復興を確信し、さまざまな形で復旧・復興に向けた取組みを加速させているのも事実である。とりわけ海面養殖業に関しては、協業化や共同生産体制を軸に着実な復旧・復興が展望できる状況となっている。

復興後の協業化や共同生産体制の継続については、当該養殖にかかる作業方法や兼

業する漁業種類の相違を理由に否定的な見方も多いが、ノリの全自動乾燥機など機械類を大型化したケースなどでは復興後の継続も見込まれている。これらの事例が生産性向上等の面で好成果を上げることによって、個人経営から協業経営へといった漁業生産体制の変化も促進される。今後の展開に注目するとともに、こうした動きを加速させる「がんばる漁業復興支援」や「がんばる養殖復興支援」などを活用した漁協の取組みにも期待したい。

こうしたなか、漁港復旧の遅れや原発事故による風評被害など、復旧・復興に向けての課題も浮かび上がっている。漁港復旧の遅れは、地盤沈下した漁港区域内の整備の遅れを通じて、荷捌所や冷凍・冷蔵施設などの各種の共同利用施設や加工施設の復旧遅れをもたらしている。敷地のかさ上げが行われていないため、11年度の第3次補正予算による復旧が認められたにもかかわらず、現在も着工できない施設が多い。漁港復旧など復興関連工事については、人手不足や生コンなど資材の不足、価格高騰を背景とした工事入札の不調も報道(注27)されており、早急な改善は期待できない状況にある。11年度の補正予算で復旧が認められた事業については「明許繰越し」として12年度に繰り越しており、さらに13年度に繰り越す「事故繰越し」が認められない限り「不用扱い」となる。「事故繰越し」手続きの大幅な簡素化は実現したが、(注28)「避け難い事故」を事由とするもの以外は原則として認められない。震災復興は、「単年度会計」の予

算制度ではなく複数年にわたる「多年度会計」で対応すべき課題であり、「事故繰越し」の要件緩和や再予算化における手続きの簡素化など、復興の現状を踏まえた弾力的な予算執行を強く望みたい。

また、漁業復興調査の過程で行政、特に県のリーダーシップの重要性を痛感した。養殖施設の復旧に関して言えば、宮城県における養殖施設の復旧は「養殖施設災害復旧事業」（激甚災害法に基づく災害復旧事業緊急対策）を主に利用して行われた。宮城県漁協の固定資産取得上の制約が影響したとも考えられるが、早急な復旧・復興を図るため、第一次補正予算に計上され、しかも補助率も高い当該事業の活用を意図したものである。一方、岩手県においては「漁協を核とした復旧・復興」方針のもと、第三次予算に盛り込まれた「水産業共同利用施設復旧整備事業」（＝県独自の名称「水産業経営基盤復旧支援事業」）を活用し、漁

協の共同利用施設として養殖施設の復旧を進めている。「養殖施設災害復旧事業」は被災時時価、「水産業共同利用施設復旧整備事業」は再取得価格という違いも考慮したものであろう。補助率で劣後する部分については、県や市町村の上乗せ措置を講じて対応している。またホタテ養殖における半成貝など種苗費の補助も行った。こうした県による対応の違いが、今後の復興過程でどのような影響を及ぼすのか、今後の動向を注視していきたい。

（注27）12年10月23日付河北新報「入札不調高止まり 沿岸市町発注工事、石巻は深刻」

（注28）12年11月28日付岩手日報「再繰り越し大幅簡素化」

<参考文献>

- ・宮城県漁業協同組合のホームページ「信用事業強化計画」「信用事業強化計画の履行状況報告書」「平成24年度業務のご案内」
- ・宮城県のホームページ「復興の進捗状況について（平成24年9月11日）」
- ・当社のホームページ「東日本大震災復興に向けて」

（でむら まさはる）



発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2012

A4版 約193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2012年12月

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(89)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(89)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(89)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(90)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(90)
6. 農業協同組合 主要勘定	(90)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(92)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(92)
9. 金融機関別預貯金残高	(93)
10. 金融機関別貸出金残高	(94)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2007. 12	39,864,715	4,733,524	17,866,671	807,890	40,160,135	12,178,422	9,318,463	62,464,910
2008. 12	37,146,683	5,131,502	16,325,498	3,619,532	36,078,979	9,466,736	9,438,436	58,603,683
2009. 12	39,148,992	5,530,290	23,126,522	1,167,264	45,880,590	11,793,266	8,964,684	67,805,804
2010. 12	40,435,770	5,465,437	22,754,868	639,282	45,134,275	13,471,702	9,410,816	68,656,075
2011. 12	42,708,714	5,180,671	20,330,323	2,686,578	43,230,036	14,398,816	7,904,278	68,219,708
2012. 7	43,039,546	4,947,742	21,255,028	1,784,859	42,873,246	15,695,023	8,889,188	69,242,316
8	43,162,601	4,904,809	22,663,355	3,339,030	44,790,290	15,913,424	6,688,021	70,730,765
9	43,186,231	4,858,349	24,132,523	611,315	44,806,147	15,883,042	10,876,599	72,177,103
10	43,534,066	4,807,632	24,014,530	3,809,289	45,156,657	16,040,566	7,349,716	72,356,228
11	44,167,084	4,780,366	24,236,154	225,743	47,392,547	16,248,478	9,316,836	73,183,604
12	44,963,854	4,745,776	26,824,847	2,649,893	48,743,821	16,283,691	8,857,072	76,534,477

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2012年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	37,261,336	-	426,614	2,923	175,654	-	37,866,527
水産団体	1,271,129	-	74,205	0	11,165	-	1,356,499
森林団体	1,658	9	2,137	25	103	-	3,933
その他会員	953	-	2,900	-	-	-	3,853
会員計	38,535,076	9	505,856	2,949	186,922	-	39,230,812
会員以外の者計	218,373	78,245	267,599	73,303	5,090,538	4,984	5,733,042
合計	38,753,449	78,254	773,455	76,252	5,277,460	4,984	44,963,854

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 170,740百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2012年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	57,061	84,203	140,380	-	281,646
	開拓団体	54	14	-	-	67
	水産団体	8,897	7,774	7,660	115	24,446
	森林団体	1,937	7,005	1,746	43	10,731
	その他会員	366	784	20	-	1,170
	会員小計	68,314	99,780	149,807	158	318,059
	その他系統団体等小計	67,270	22,874	66,298	-	156,444
計	135,584	122,654	216,105	158	474,503	
関連産業	2,150,558	41,787	1,075,253	4,577	3,272,174	
その他	12,398,570	3,391	135,054	-	12,537,014	
合計	14,684,712	167,832	1,426,412	4,734	16,283,691	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2012. 7	5,632,812	37,406,734	43,039,546	-	4,947,742
8	5,677,050	37,485,551	43,162,601	2,000	4,904,809
9	5,625,276	37,560,955	43,186,231	-	4,858,349
10	5,801,859	37,732,207	43,534,066	-	4,807,632
11	6,084,618	38,082,466	44,167,084	2,000	4,780,366
12	6,210,295	38,753,559	44,963,854	-	4,745,776
2011. 12	6,328,844	36,379,870	42,708,714	-	5,180,671

(借 方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2012. 7	49,427	1,735,431	42,873,246	16,156,761	33,791	-	166,266
8	75,556	3,263,473	44,790,290	17,442,605	34,748	-	172,689
9	47,816	563,498	44,806,147	16,532,974	34,731	-	169,071
10	79,973	3,729,315	45,156,657	16,048,085	35,748	-	164,174
11	97,337	128,406	47,392,547	16,521,185	37,757	-	162,574
12	56,564	2,593,328	48,743,821	15,690,205	36,696	-	167,832
2011. 12	63,847	2,622,731	43,230,036	16,705,523	282,360	-	158,707

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金		出 資 金
	計	うち定期性		計	うち信用借入金	
2012. 7	55,175,686	53,623,518	931,631	913,107	1,789,514	
8	55,227,361	53,648,626	980,567	913,106	1,791,107	
9	54,895,018	53,560,458	886,283	913,107	1,791,483	
10	55,225,134	53,747,529	998,181	913,106	1,792,291	
11	55,256,994	53,822,284	997,029	913,106	1,792,291	
12	56,135,234	54,283,664	925,588	913,106	1,792,390	
2011. 12	54,170,748	52,332,120	859,671	859,222	1,739,752	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2012. 6	27,927,245	61,781,405	89,708,650	566,259	395,440
7	27,270,029	62,232,494	89,502,523	589,702	419,887
8	27,562,828	62,230,786	89,793,614	562,794	391,315
9	27,567,513	61,947,729	89,515,242	571,809	399,293
10	28,197,226	61,595,692	89,792,918	577,317	401,018
11	27,852,043	61,907,495	89,759,538	550,777	373,979
2011. 11	27,109,879	60,940,132	88,050,011	559,703	384,499

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
588,373	6,608,809	3,425,909	10,631,937	69,242,316
478,000	6,620,406	3,425,909	12,137,040	70,730,765
531,000	6,163,289	3,425,909	14,012,325	72,177,103
554,593	6,440,263	3,425,909	13,593,765	72,356,228
561,298	6,240,824	3,425,909	14,006,123	73,183,604
502,192	6,362,943	3,425,909	16,533,803	76,534,477
455,000	6,104,601	3,425,909	10,344,813	68,219,708

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
14,178,950	1,345,748	4,056	15,695,023	1,134,223	7,721,175	69,242,316
14,429,397	1,307,446	3,891	15,913,424	620,000	6,033,274	70,730,765
14,337,794	1,371,437	4,738	15,883,042	973,877	9,867,992	72,177,103
14,468,488	1,403,983	3,919	16,040,566	760,000	6,553,969	72,356,228
14,691,727	1,390,044	4,130	16,248,478	1,620,000	7,659,079	73,183,604
14,684,712	1,426,412	4,734	16,283,691	1,050,000	7,770,377	76,534,477
12,818,710	1,415,885	5,513	14,398,816	850,138	6,771,780	68,219,708

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
66,643	33,410,908	33,327,721	2,000	425,468	17,190,449	6,780,632	1,498,849
60,076	33,548,997	33,465,967	2,000	424,972	17,320,537	6,746,670	1,499,228
57,991	33,222,076	33,123,819	-	425,363	17,134,574	6,809,590	1,472,380
58,179	33,588,866	33,503,673	2,000	424,236	17,115,172	6,965,211	1,472,067
63,208	33,703,324	33,621,055	2,000	421,516	17,095,310	6,908,851	1,465,219
86,891	34,298,400	34,211,728	2,000	419,473	17,282,349	6,892,243	1,458,158
91,529	31,944,876	31,859,920	2,000	442,978	17,357,210	6,861,560	1,491,446

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
393,345	62,270,685	62,037,320	4,712,718	1,598,768	23,392,430	220,916	713	
409,331	62,185,617	61,957,237	4,722,556	1,616,973	23,409,978	220,715	713	
400,949	62,321,688	62,085,733	4,826,925	1,713,118	23,380,510	221,082	713	
383,297	62,098,687	61,857,153	4,794,766	1,697,852	23,322,813	221,301	713	
386,934	62,342,032	62,108,554	4,813,446	1,724,496	23,227,610	220,616	712	
401,773	62,359,164	62,136,097	4,791,123	1,708,495	23,170,266	210,819	711	
394,965	* 60,360,262	* 60,109,660	4,906,617	1,714,627	23,572,280	223,949	718	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2012. 9	2,116,239	1,456,419	8,900	56,700	12,868	1,433,126	1,412,143	141,467	569,200	
10	2,142,213	1,478,475	8,890	56,620	13,529	1,456,490	1,438,069	141,834	568,920	
11	2,135,567	1,463,504	8,790	56,620	13,852	1,453,492	1,433,443	141,768	563,208	
12	2,134,385	1,462,832	8,789	56,622	12,444	1,473,619	1,450,103	128,655	557,524	
2011. 12	2,092,702	1,412,469	6,337	56,548	14,320	1,385,178	1,360,474	147,678	572,264	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2012. 7	874,458	520,507	140,045	106,699	120,297	7,643	830,555	819,390	2,084	212,507	12,745	145	
8	869,298	517,071	140,673	107,694	121,885	7,009	824,765	813,432	1,851	214,505	12,977	145	
9	879,708	521,541	139,321	107,190	121,929	7,093	832,492	821,298	2,049	215,656	13,207	144	
10	909,181	544,529	139,330	105,745	121,858	7,578	866,877	855,855	2,147	216,856	12,799	143	
2011. 10	923,249	561,834	149,955	116,650	116,312	7,038	873,253	861,408	2,710	213,319	8,983	147	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2009. 3	833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634	
	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	前年同月比増減率	2011. 12	891,142	541,707	2,673,692	2,167,776	592,373	1,236,065	178,638
		2012. 1	885,399	538,268	2,682,451	2,150,149	586,019	1,227,326	177,776
		2	886,678	539,244	2,682,553	2,154,644	587,888	1,230,955	178,466
		3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766
		4	886,280	540,656	2,724,868	2,209,213	597,368	1,242,242	179,647
		5	884,013	539,568	2,751,255	2,190,264	590,938	1,234,790	178,957
		6	897,086	550,675	2,727,744	2,215,090	599,105	1,247,751	181,206
		7	895,026	551,757	2,711,070	2,187,118	593,033	1,241,301	180,508
8		897,936	552,274	2,691,614	2,190,955	593,550	1,244,745	181,313	
9		895,153	548,950	2,741,975	2,211,659	594,079	1,250,282	182,598	
10		897,929	552,251	2,705,336	2,193,174	588,464	1,246,750	181,863	
11		897,595	552,570	2,726,473	2,199,114	588,631	1,243,587	181,684	
12 P	908,533	561,352	2,740,965	2,230,610	598,670	1,260,120	P 183,920		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前年同月比増減率	2009. 3	1.5	△0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2	
	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	前年同月比増減率	2011. 12	2.9	1.8	3.8	3.3	2.9	2.3	3.1
		2012. 1	2.9	2.0	3.5	3.3	2.7	2.3	3.2
		2	2.8	1.9	2.4	3.0	2.5	2.1	3.1
		3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3
		4	2.5	1.4	1.2	2.7	2.7	2.1	3.1
		5	2.2	1.2	1.5	2.2	2.2	1.9	3.0
		6	2.0	1.0	2.1	2.3	2.4	2.0	3.0
		7	1.8	1.1	3.4	1.8	1.7	1.6	2.6
8		1.9	0.7	2.1	2.1	1.8	1.7	2.8	
9		2.1	1.1	2.7	3.1	1.5	2.2	3.2	
10		1.9	3.4	2.3	2.4	0.9	1.8	2.9	
11		1.9	3.3	1.2	2.6	0.8	1.7	2.9	
12 P	2.0	3.6	2.5	2.9	1.1	1.9	P 3.0		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残 高	2009. 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073	
	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025	
	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2011. 12	219,882	53,702	1,729,629	1,593,547	440,101	638,352	94,788	
	2012. 1	219,420	53,697	1,711,395	1,587,149	435,600	631,492	94,286	
	2	219,329	53,317	1,722,767	1,589,102	435,687	631,323	94,372	
	3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761	
	4	218,553	52,997	1,721,264	1,599,448	438,904	631,520	94,040	
	5	218,624	53,017	1,707,586	1,597,547	437,067	628,390	93,844	
	6	218,535	52,636	1,717,887	1,606,176	440,606	630,590	93,993	
	7	218,696	52,818	1,709,423	1,605,938	439,361	628,385	94,018	
8	218,360	52,475	1,693,809	1,612,888	439,084	628,566	94,075		
9	217,731	53,372	1,719,343	1,635,531	441,905	635,222	94,920		
10	216,790	54,931	1,706,696	1,622,204	436,157	628,846	94,433		
11	216,309	54,437	1,709,154	1,625,372	436,678	629,303	94,591		
12	P 215,686	54,340	1,731,394	1,646,432	443,314	634,878	P 95,312		
前 年 同 月 比 増 減 率	2009. 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3	
	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1	
	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2011. 12	△2.0	△1.8	△0.2	2.4	1.2	△0.4	0.6	
	2012. 1	△2.0	△1.4	△1.0	2.5	1.0	△0.4	0.7	
	2	△2.0	△1.9	△0.4	2.4	1.1	△0.3	0.7	
	3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6	
	4	△1.8	△0.0	△0.3	2.6	1.4	△0.4	0.2	
	5	△2.1	△0.1	△1.1	2.7	1.4	△0.4	0.3	
	6	△2.0	0.4	0.3	3.2	1.9	△0.2	0.2	
	7	△2.1	0.3	△0.3	2.6	1.2	△0.9	0.0	
8	△2.1	△1.1	△0.5	3.2	1.7	△0.5	0.3		
9	△1.9	1.1	△0.0	3.6	1.0	△0.1	0.7		
10	△2.1	1.6	△0.1	3.3	0.6	△0.5	0.5		
11	△2.1	1.8	0.2	3.2	0.6	△0.3	0.7		
12	P △1.9	1.2	0.1	3.3	0.7	△0.5	P 0.6		

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から1年が経ち、被災市町村においては、復興計画が策定され、本格的な復興事業に着手されたところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにするようになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を3月に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じて情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ

文字サイズ変更 標準 拡大 サイトマップ リンク集 English

Google/カスタム検索

検索

HOME

内容から探す

都道府県から探す

情報提供組織から探す

詳細検索

キーワード検索

検索

ご利用上の注意

農林漁業協同組合の復興への取組み記録 ～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～

2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。

このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いわば現在進行形のアーカイブズです。

ご利用上の注意

被災状況

支援活動

復旧・復興への取組み

原発関連

更新情報 Update

RSS

更新情報一覧

フィード

Twitter

Facebook

YouTube

すべて

被災状況

支援活動

復旧・復興への取組み

原発関連

お知らせ News

お知らせ一覧

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013年3月号第66巻第3号〈通巻805号〉3月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社